

令和 6 年 度

監 査 報 告 書

(1)

神 戸 市 監 査 委 員

令和6年4月26日

神戸市監査委員	細川明子
同	大澤和士
同	福本富夫
同	しらくに高太郎

監査の結果に関する報告の提出について

(監査報告第1号～3号、検査報告第1号)

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査並びに同法第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月出納検査について、同法第199条第9項及び同法第235条の2第3項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

監査報告第1号 令和5年度財務定期監査(2) ----- 1-1～1-43

福祉局（政策課、高齢福祉課、和光園、障害福祉課、障害者支援課、障害者更生相談所、介護保険課、国保年金医療課）、健康局、こども家庭局
区役所（各区総務部保険年金医療課、北神区役所及び須磨区北須磨支所市民課）
区役所（各区保健福祉部保健福祉課、北神区役所及び須磨区北須磨支所保健福祉課、西区玉津支所）

監査報告第2号 令和5年度財政援助団体等監査(2) ----- 2-1～2-22

地方独立行政法人神戸市民病院機構

監査報告第3号 令和5年度工事定期監査及び出資団体工事監査(2) --- 3-1～3-21

行財政局、文化スポーツ局、建設局、都市局、建築住宅局、教育委員会事務局
神戸市道路公社、神戸市公立大学法人

検査報告第1号 例月出納検査 ----- 検1-1～検1-11

令和5年10、11、12月分

財 務 定 期 監 査 結 果 報 告

神戸市監査委員	細 川 明 子
同	大 澤 和 士
同	福 本 富 夫
同	しらくに 高 太 郎

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した令和5年度財務定期監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

I 監査の概要

第1 監査の対象

下記の局における主として令和4年度に執行された財務事務、経営に係る事業の管理及び一般行政事務を監査の対象とした。

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 福 祉 局 | 政策課、高齢福祉課、介護保険課、国保年金医療課、和光園、
障害福祉課、障害者支援課、障害者更生相談所 |
| 2 | 健 康 局 | 政策課、健康企画課、地域医療課 |
| | 保 健 所 | 保健課、保健センター |
| 3 | こども家庭局 | こども企画課、こども未来課、こども青少年課、家庭支援課、
幼保振興課、保育所、幼保事業課 |
| 4 | 区 役 所 | |
| | 各 区 | 総 務 部 保険年金医療課
保健福祉部 保健福祉課 |
| | 北神区役所 | 市民課（保険年金関連）、保健福祉課 |
| | 須磨区 | 北須磨支所 市民課（保険年金関連）、保健福祉課 |
| | 西 区 | 玉津支所 |
| 5 | 行 財 政 局（内部統制） | |

（所属の名称は、令和5年度における名称）

第2 監査の期間

令和5年7月6日～令和6年3月21日

第3 監査項目及び着眼点（監査対象）

令和4年度の財務定期監査を踏まえ、リスク評価手続により、監査項目及び着眼点、監査の方法を設定した。

1 監査項目

財務事務では、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納・保管、財産（公有財産、物品、債権、基金）管理を監査項目とした。

経営に係る事業の管理では、事業管理、組織管理、人事管理、経営管理、事務管理に分かれるが、このうち、事業管理及び経営管理を監査項目とした。

一般行政事務では、文書管理事務（財務事務に関連するものに限る）、準公金を監査項目とした。

なお、これらに関わる全庁的及び業務レベルにおける内部統制の整備・運用状況についても監査項目とした。

また、今年度の重点監査項目については、新型コロナウイルス感染症関連事業の執行状況とした。

2 着眼点

(1) 財務事務では、法令及び会計規則等に基づき適正に行われているか。

(2) 経営に係る事業の管理では、

ア 経済的（より少ない費用で実施すること）、効率的（同じ費用でより大きな成果を得ること、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ること）、効果的（所期の目的を達成していること、また、効果を挙げていること）かつ合理的に事業が行われているか、裁量権の逸脱、濫用はないか。

イ 事業の目的・成果が発揮されるよう改善し効果を発揮する工夫がなされているか。

ウ 他の会計との経費の負担区分は適正か。

(3) 一般行政事務では、

ア 文書管理事務は、文書管理が例規及びマニュアル等に従って適正に行われているか。

イ 準公金は、原則廃止の方針のもと、廃止できないものについては準公金会計処理要綱等に基づき適正に管理されているか。

第4 監査の方法

1 設定の考え方

(1) 適正な事務処理の仕組みの確保

適正な根拠に基づいた事務処理の仕組みを確保する。そのため、実査で疑問に思うものは事務

局に持ち帰り、検討を行うなど、最適な答えを探求する監査を実施することにより、質の高い監査を行う。

(2) 適正性の判断

不適正な事務とは法令等に違反する一定のものであるが、指摘事項は監査委員が取り上げて問題を具体的に摘示し、内部統制の整備・運用状況の観点から組織として解決すべき課題を明確にすることにより、事務の改善につなげていくものである。このため、何が指摘されなければならない不適正な事務であるかを整理して指摘していく。

(3) 不正への対処

不正とは、違法不当な利益を得るため他者を欺く意図的な行為である。地方公共団体の監査では、①法益を侵害する、②権限を逸脱、濫用する、③本来の統制を回避する、④市に損害をもたらす、⑤私的に流用する行為がないかについても確認する。

事務がこなせないため放置したり、隠したり、面倒を回避するために辻褄をあわせるために虚偽を重ねたり、公的な外形を整えて個人的な利益のために行動するという可能性もあるため、このような不正の有無についても監査の中で確認する。

2 実施方法

監査項目を各局共通・横断的に確認していく。起案文書等の関係書類の確認にあたっては、電子決裁が原則となったことを受けて、文書管理・電子決裁システムに集積された起案文書データの全件を対象とし、監査事務局各職員が同システムで個別のデータも閲覧する。

実証手続は詳細テスト(*1)で行い、詳細テストは特定項目抽出(*2)による試査により抽出した書類の確認、関係職員への質問、実査で行う。

*1：監査対象の正否を証拠によって個別具体的に確認する手続。

*2：金額の重要な項目、潜在的に誤謬(*3)を含む可能性の高い項目、誤謬が存在すると影響の大きい項目などの特定の項目を設定し、母集団からその一部を抽出すること。

*3：一般的には、誤謬は、誤りないし間違いという意味で使われるが、会計や監査における誤謬とは、財務諸表の虚偽表示の原因となる意図的でない誤りを表す用語として使われている。

II 監査の結果

第1 福祉局（政策課、高齢福祉課、和光園、障害福祉課、障害者支援課、障害者更生相談所）

1 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務

ア 条例等に従った納期を設定して調定決議を行うべきもの

行政財産の使用料又は普通財産の貸付料に関して、条例等に定められた納期に従わず調定決議を行っている事例があった。

(ア) 使用料に関するもの

特別養護老人ホームの運営に関する行政財産使用許可使用料について、令和4年5月23日に1年度に係る使用料全額（12件、24,219,975円）の納期限を12月20日として調定決議を行っており、12件全てが納入されたのは12月21日であった。（高齢福祉課）

行政財産の許可使用に関する使用料条例第5条第1項第3号では「使用許可の期間が半年を超える場合」の納期を「ア 前期（4月1日から9月30日までの期間をいう。）の使用料」を「4月1日から同月30日まで」、「イ 後期（10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）の使用料」を「10月1日から同月31日まで」とすると定めている。

納期限までに収入するとともに、同条例に従った納期を設定して調定決議を行うべきである。

(イ) 貸付料に関するもの

ガス事業等に供するために普通財産を貸し付けているが、その貸付料について令和4年12月19日に1年度に係る貸付料全額（2件、257,748円）の納期限を令和5年2月28日として調定決議を行っていた。（政策課）

神戸市公有財産規則第37条では貸付料の納期を「(1) 前期（4月1日から9月30日までの期間をいう。）の貸付料 4月1日から4月30日まで」「(2) 後期（10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）の貸付料 10月1日から10月31日まで」とすると定めている。

同規則に従った納期を設定して調定決議を行うべきである。

(2) 支出に関する事務

ア 事前に施行決議等をすべきもの

事前に施行及び支出負担行為決議が行われていない事例があった。

(ア) 令和4年9月7日に「神戸市社会福祉大会（主催：神戸市・神戸市社会福祉協議会・神戸市民生委員児童委員協議会）」を開催する予定で、令和3年9月22日に会場施設の予約を行

っていた。その後、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和4年8月25日に中止を決議した。この決議と別に、令和4年8月23日に同施設に対する利用中止に係る申出書の提出とキャンセル料225,250円の支出を決議し、9月16日に支出していた。

ところが、利用予約した時点では神戸市社会福祉大会の事業実施に係る施行決議は行われておらず、令和4年度に入ってから事業実施の施行決議も会場利用経費の支出負担行為決議も行われておらず、キャンセル料に係る支出決議のみが行われていた。(政策課)

地方自治法(以下「自治法」という。)第232条の3は「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定め、財務会計事務の手引き〔改訂第13版〕は、「支出事務は、施行決議(予算の使用決定)に始まり、支出負担行為、支出決議、支出命令の審査及び支払といった一連の行為によって完結する」と説明している。

令和4年度に入ってから、今回の申し込みによる使用料、キャンセル料がいくらになるのかについては、明確にしておらず、適正に施行決議及び会場利用経費の支出負担行為がなされていたとはいえない。

行事の開催において、事前に施行及び支出負担行為決議をすべきである。

(イ) 市役所近隣のオフィスビルを新規に借上げるため不動産業者に仲介を依頼し、仲介手数料を令和4年11月25日に641,542円支払っていた。この仲介業務について事前に施行決議等が行われていなかった。(障害者支援課)

自治法第232条の3は「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定め、財務会計事務の手引き〔改訂第13版〕は、「支出事務は、施行決議(予算の使用決定)に始まり、支出負担行為、支出決議、支出命令の審査及び支払といった一連の行為によって完結する」と説明している。

事前に施行及び支出負担行為決議をすべきである。

イ 年度当初に支出負担行為の決議を行うべきもの

こうべ市民福祉交流センターの省エネルギーに関するESCO事業委託契約を、契約期間「契約締結日(令和3年3月30日)から令和18年9月30日まで」とし、「支払う時期」は毎年度の「検査終了後」として契約している(債務負担行為に基づく長期契約)。

しかし、令和4年度当初になされるべき支出負担行為の決議が行われていなかった。

(政策課)

自治法第232条の3は「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定め、財務会計事務の手引き〔改訂第13版〕は、「支出事務は、施行決議(予算の使用決定)に始まり、支出負担行為、支出決議、支出命令の審査及び支払といった一連の行為によって完結する」と説明している。

なお、行財政局契約監理課発出の「神戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」の事務取扱いにおいても、「契約の締結に係る意思決定については、初年度に終了しているため、翌年度以降、契約の締結に係る決裁を受ける必要はなく、また、契約の相手方と翌年度以降、契約書を取り交わす必要もないが、翌年度以降は、年度当初に当該年度中に使用される予算の支出額の一般支出負担行為書を作成し、支出担当者の決裁を得る必要がある。」と説明している。

年度当初に支出負担行為の決議を行うべきである。

ウ 前渡金の精算事務を適正に行うべきもの

地域自立支援協議会における研修を開催するために、令和4年1月17日に庁舎外の会議室を使用し、その使用料について、前渡金として現金を受領し、1月17日に支払っていた。その後、5月19日を用務終了日として、同日に支払精算書を作成していた。(障害者支援課)

財務会計事務の手引き〔改訂第13版〕によると、用務終了日とは前渡金支出の目的に従って正当債権者に現金を支払った日(控除金の納入日や残金の戻入日は用務終了日ではない)とされている。本事例であれば用務終了日は会議室使用料を支払った1月17日である。

また、神戸市会計規則第48条の規定により、「前渡金管理者は用務終了後5日以内に支払精算書を作成し、直近の上司に提出しなければならない」、「前渡金管理者は、支払精算書にもとづき、当月分を一括して翌月の10日までに前渡金精算報告書を作成し、精算状況を確認しなければならない」とされている。

前渡金管理者は、適正な用務終了日から5日以内に精算を行うべきである。

また、前渡金管理者は前渡金精算報告書を作成し、精算状況を確認すべきである。

エ 適正に債務の管理を行い、支払事務を行うべきもの

配慮を要するワクチン接種会場への介護職員応援業務に関する委託契約を令和4年4月1日に締結しており、支払方法について「契約締結後、乙(受託者)の請求に基づき速やかに概算払いを行い」と定めていた。

この委託料(2,160,000円)について、契約締結から4か月を経過した8月1日に請求書を受領し、さらに30日以上が経過した9月5日に概算払で支払っていた。(障害者支援課)

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条の規定では、契約の相手方から適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払わなければならないとされている。

また、行財政局行政管理課が発出している「自主監査の実施について」における「2-2 支払・予算執行管理事務チェックリスト」では、「納品(履行)確認後、業者等からの請求がない場合、概ね1か月を目途に業者等に請求を督促しているか。また、業者との連絡状況を記録するとともに、上司に必要な報告をしているか。」とされている。

さらに、令和2年9月24日付会会第861号各所属長あて会計課長通知「支払事務の迅速化について」において、「支払遅延の防止及び支払事務の適正化を徹底してください。特に履行確

認後、業者等から請求がない場合に請求書の督促を行っているか等については、所属内で十分な確認をお願いします。」とされている。

支払遅延の防止及び支払事務の適正化のため、債務の管理を行い、遅滞なく速やかに支出すべきである。

(3) 契約に関する事務

ア 契約保証金の取扱いに係る意思決定を明確にすべきもの

委託契約において契約保証金を免除できる根拠等が決裁に明記されておらず、契約保証金の取扱いに係る意思決定が明確でないまま、契約保証金を免除している事例があった。

	事業名	契約額
①	中央区日暮通特別養護老人ホーム等改修工事	265,488,438 円
②	神戸市福祉乗車証に係る P i T a P a カードシステム利用業務	154,883,000 円
③	認知症初期集中支援事業	86,038,000 円
④	神戸市特別児童扶養手当支給事務等	29,005,680 円
⑤	I C T を活用した障害者の就労支援業務	24,472,000 円
⑥	令和4年度障害者地域生活支援拠点における相談支援事業、生活介護・短期入所事業、見守り支援事業、コーディネート事業	933,501,477 円
⑦	令和4年度障害者相談支援センター運営業務	287,604,279 円
⑧	神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業	11,437,000 円
⑨	障害者基幹相談支援センター運営業務	10,600,000 円

(高齢福祉課、障害福祉課、障害者支援課)

契約保証金とは、契約上の義務の完全な履行を確保するためのもので、債務不履行等の場合に受ける損害賠償の補填を確実にかつ容易にするため契約の相手方から契約締結の際に一定額を納付させておくものである。

地方自治法施行令第167条の16第1項により契約保証金の納付について定めており、神戸市契約規則（以下「契約規則」という。）第24条に納付させる契約保証金の額等を規定している。また、同規則第25条は、「次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。」と定めており、契約金額が1,000万円未満の契約をするときや、落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないときなど、契約保証金を免除できる場合を限定列挙している。

また、委託契約に関する解説及び記載例（令和5年4月）の委託契約書頭書記載例は、「契約保証金を免除する場合は『免除』、履行保証保険契約の証書が提出された場合は『履行保証保険』のように記載する（免除理由の付記は不要）。また、契約決裁においてその旨記載し、その判断の根拠資料を文書で保存すること。」と解説している。

なお、同規則第25条第6号「落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき」の判

断基準の一つとして、「入札保証金及び契約保証金について（通知）」（自治行第19号平成12年4月18日）では、登録事業者（本市においては入札参加資格がある事業者）で「過去2か年の間に、国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行」している場合を挙げている。

以上のことから、契約保証金は納めさせることが原則であり、免除する場合には、契約の相手方ごとに、いずれの根拠規定により免除できるかを判断のうえ、単に免除するとの事実だけでなく、その判断の根拠等を明確に示したうえで意思決定（決議）すべきである。

イ 契約書を適正に作成すべきもの

令和4年6月1日から令和8年5月31日までノート型パソコン2台を借り上げる賃貸借契約を締結していた。

その契約約款の「第6条 支払方法」「第26条 損害保険等」において、それぞれ「仕様書の記載に従い」「仕様書で定めるところにより」と記載されているが、どちらも契約書に添付されている仕様書で定められておらず、契約書として記載内容に不備があった。

（障害者支援課）

契約書は、記載内容に不備が生じないよう適正に作成すべきである。

ウ 条件を合せて見積り合せを実施すべきもの

福祉乗車証（磁気カード）交付申請書兼受領書データの印字業務を2者の見積り合せにより業者を決定していた。しかし、その見積書において、数量がA社は4,000枚、B社は3,200枚となっていたにもかかわらずそのまま見積り合せを行っていた。見積書の提出を依頼した仕様書によると、数量が「印字予定枚数3,200枚」とある一方、「帳票の提供部数4,000セット（予備分含む）」と記載されていた。

（高齢福祉課）

財務会計事務の手引き〔改訂第13版〕では、仕様書の意義として、「仕様書とは、契約に当たって発注者である本市の要求する契約諸条件、すなわち品質、規格、数量、履行期限などを詳細に明示したものである。相手方（競争を原則とするため、通常は複数の相手方）は、これに基づき発注者の意向を把握し競争入札等の場で入札価格等として提示する。このため、仕様書は、契約するうえで、極めて重要なものである。仕様書のよしあしが、契約そのものに影響を与えることになる。したがって、仕様書の作成に当たっては、できる限り具体的に記載するとともに発注側の独りのみ込みでなく、受注側に立っても受け入れられるような表現内容とすることが肝要である。」と記載されている。

見積書に記載の数量が相違する場合は補正を求めるなど、条件を合せて見積り合せを行うべきである。

エ 委託契約を変更するとともに適正な実績報告書を求めるべきもの

ねりんピックへの出場者の選考を兼ねたこうべ長寿祭（主催：神戸市・こうべ長寿祭推

進協議会・こうべ市民福祉振興協会) 開催にあたり、以下の経緯で委託契約を締結していた。

- 令和4年2月9日 こうべ長寿祭経費を含み合計5,300,000円で見積書徴取
- 3月17日 こうべ長寿祭の形式で選考会を行わないことを決定
- 4月1日 こうべ長寿祭経費を含み合計5,300,000円で見積書通りの契約締結
- 令和5年5月12日 1,710,153円精算により戻入

また、委託内容及び完了報告書(事業実績報告書)は以下の内容であった。

仕様書

1 こうべ長寿祭関連

- ① こうべ長寿祭推進協議会委員との調整及び推進協議会の開催
- ② ねんりんピックかながわ2022への選考会を実施する団体との調整
(派遣支援事業を含む)
- ③ ふれあいウォークラリー及び高齢者美術展の実施

2 全国健康福祉祭かながわ大会関連

- ① 神戸市代表選手の選考
- ② かながわ大会への神戸市代表選手の派遣等

受託者からの完了報告内容

こうべ長寿祭

1 長寿祭各種競技

内訳：会場使用料、各競技団体・会場設営・警備・美術作品展等

2 シルバー合唱コンクール 0円

3 全国健康福祉祭 内訳：旅費交通費等、美術作品輸送費、参加者助成等

仕様書で明示されている業務のうち、長寿祭推進協議会の開催状況、ふれあいウォークラリーの開催状況などが完了報告書には記載されていない。完了報告書に記載のあるシルバー合唱コンクールは、仕様書に業務が明示されておらず、完了報告書においても実施していないのか、0円で実施したのか不明であり、当初委託している業務及び実施状況が明確に示されていない。

また、見積書提出後に「長寿祭の形式で選考会を行わない」という決定がなされているにもかかわらず、見積の見直しが行われず、当初の見積金額で委託契約を締結したままであった。

(高齢福祉課)

契約規則第36条において、「契約内容を変更しようとする場合は、速やかに変更契約書を提出させなければならない。」とされている。行財政局契約監理課「委託契約に関する解説及び記載例」においても、「変更事由が生じる都度変更契約を行う必要がある。」とされている。

また、委託事務の執行の適正化に関する要綱第13条では、「あらかじめ受託者から事務事業の実施計画書を提出させるほか、実施過程においても中間報告書を徴するなど、委託の執行を管理しなければならない。」「事業実績報告書は、事務事業の成果が具体的な記録や写真により確認できるものでなければならない。」と示されている。

同要綱に従い、委託契約において契約書において業務を明示したうえで執行管理するとともに、当初契約時には予期できていなかった事情の変更がある場合は、変更の都度、委託契約を変更すべきである。また、事業の成果が具体的な記録や写真により確認できる適正な事業実績報告書を求めるべきである。

(4) 財産管理に関する事務

ア 借用物品に関する物品管理を適正に行うべきもの

借用期間が3か月を超える借用物品について、借用物品管理簿への記載及び借用物品番号票の付与がされていない事例があった。

- ・敬老優待乗車証データ伝送システム用機器、公用車 (高齢福祉課)
- ・特別児童扶養手当システム関係機器、AED (障害福祉課)
- ・OA機器、障害福祉システム関係機器 (障害者支援課)

神戸市物品会計規則第9条には、物品管理簿記載の省略できるものとして、「借用期間が3か月以内である借用物品」と示されており、また、同規則第10条の2に、「物品管理者は、その使用中の借用物品に借用物品番号票を付けて整理しなければならない。」となっている。

同規則に基づき、適正な借用物品の管理を行うべきである。

○ 意見

(1) 立替払による支出について

事前の支出負担行為決議を経ず、立替払により支出を行っている下記のような事例があった。

<事例>

- | | | |
|------|------------------------------|----------|
| ①使 途 | 工房見学科 (支出額 9,000円) | |
| 立替理由 | 見学参加人数について直前まで不確定であったため | (政策課) |
| ②使 途 | ミュージアム見学科 (支出額 2,100円) | |
| 立替理由 | 入館料の要不要について施設側からの回答が直前になったため | (政策課) |
| ③使 途 | 駐車場使用料 (支出額 400円) | |
| 立替理由 | 駐車場利用のため | (高齢福祉課) |
| ④使 途 | 教室使用料金 (支出額 1,650円) | |
| 立替理由 | 現金による支払いについて事前に確認できていなかったため | (障害者支援課) |

財務会計事務の手引き〔改訂第13版〕では、「立替払とは、天災地変のときや公務出張中等において、緊急やむを得ない場合に、正規の手続をとることができないために、一時、職員が経費を立て替えて支払うことをいう。立替払の制度は、法令上何ら根拠があるわけではなくいかなる場合でも許されるものではないが、原則と実務面との調整を図るためのやむを得ない措置である。」と説明している。

また、「平成30年12月17日付会会第1194号立替払の取扱いの徹底について（通知）」において、「立替払の制度は、事前の支出負担行為決議を経ずに、正当な債権者に直接支払わない、例外的

な支出手続」であることを、「十分認識のうえ、適正を判断してください」としている。

常態化することがないように、立替払がやむを得ない例外的な支出手続である旨を周知し、事前の支出負担行為決裁を経て前渡金支出を行うなど、適正な支出事務を行うよう検討されたい。

第2 福祉局（介護保険課、国保年金医療課）

1 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

○ 指摘事項

(1) 契約に関する事務

ア 特定調達契約における契約結果の公告を行うべきもの

下記の契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される特定調達契約にあたるため、落札者及び随意契約の相手方を決定した日の翌日から起算して72日以内に同政令第12条及び神戸市契約規則第27条の12に定める公告を行うべきところ、行っていない。

	件名	金額	契約期間
(ア)	介護保険関連システム再構築調達仕様書等作成支援業務（一般競争入札）	90,200,000円	R4.4.8～R5.3.31
(イ)	介護保険システム運用保守業務（特命随意契約）	138,811,200円	R4.4.1～R5.3.31

（介護保険課）

政令、規則に定める公告を行うべきである。

イ 次年度以降にわたる契約を適正に行うべきもの

神戸市国民健康保険・後期高齢者医療コールセンターの執務室の賃貸借契約について、債務負担行為によらず、契約期間は令和4年8月1日から令和6年7月31日までとし、「期間満了の6か月前までに甲又は乙から相手方に対する書面による別段の意思表示がないときは、本契約はさらに契約明細表記載の期間（2年）更新されるものとする。」という自動更新条項が付されていた。

（国保年金医療課）

本契約は、令和5年度以降、歳入歳出予算の削除又は減額があった場合、解約の6か月前までに相手方に対し、書面によりその旨を予告の上、本契約を解約することができること、ただし6か月以内に解約を行いたい場合には、神戸市は解約日までの賃料及び共益費のほか諸費用と予告期間に不足する期間相当の賃料及び共益費相当額を相手方に支払った上、本契約を解約することができることとされている。また、令和6年7月31日までに、本契約を解約するときは、解約違約金として、別途、金433,280円（消費税等別途）を払わなければならないとしている。

不動産を借りる長期継続契約は、地方自治法（以下「自治法」という。）第234条の3で、「普通地方公共団体は、翌年度以降にわたり、契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」としている。

債務負担行為による契約は翌年度以降の歳出予算を拘束する一方、長期継続契約は、議会の議決を要する債務負担行為の例外とされ、給付が各年度の予算の範囲内に限られている。

「神戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」の事務取扱い（令和4年3月29日行財政局契約監理課長決裁）では、「予算の減額・削除により契約の変更・解除を行った際に、違約金、損害賠償金を支払う必要がある場合は、長期継続契約ではなく債務負担行為によること。」と示されている。また、後年度予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設定することはできないとされている。

①毎年、年度ごとに契約を締結するか、②債務負担行為（自治法第214条）を設定したうえで複数年で契約するか、③解約違約金条項を削除できるのであれば、長期継続契約（自治法第234条の3）の対象となるため、「翌年度以降において、歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は変更又は解除する。」旨の条項を付して長期継続契約とするか、いずれかの方法によるべきである。

ウ 概算払を行う委託契約において業務完了後の検査を適正に行うべきもの

65歳以上の高齢者が介護保険施設等で活動した場合にポイントを付与し、交通費などへの換金等を行う「KOBESニア元気ポイント事業管理業務委託契約」（88,341,982円（概算払）、令和4年4月1日～令和5年3月31日）において、委託費の収支報告である「委託業務精算報告書」（令和5年3月31日付）の提出を受け、委託金額の精算を行い、325,323円の返還を受けていたが、精算が履行確認を兼ねるとの誤った認識により、一部イベント等の活動報告書の提出は受けていたものの、業務完了後に、事業実績報告書や履行を完了した届出書等の提出を受けておらず、履行確認（検査）を行っていなかった。

（介護保険課）

履行確認（検査）については、自治法第234条の2において、契約を締結した場合に、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならないとされている。また、委託事務の執行の適正化に関する要綱第14条で、事務事業終了後速やかに必要な検査を行わなければならない（第1項）こと、主管課長は検査員の報告に基づき、委託した事務事業が適正に履行されたかどうかを確認しなければならない（第5項）ことを、第15条で、事業終了後速やかに事務事業の成果が具体的な記録や写真により確認できる事業実績報告書の提出を求めなければならないことを定めている。

委託業務の事業実績報告書又は履行を完了した届出等を提出させ、その報告等に基づき、年度内に、履行確認（検査）を行うべきである。また、検査合格の場合は、納品検査調書（検査合格報告書）を作成すべきである。

エ 契約書に則った適正な時期に支払を行うべきもの

「はり・きゅう・マッサージ施術料割引券取扱期間調整及び申請・支払業務委託契約」（385,800円、うち300,000円を前金払、令和4年4月1日～令和5年3月31日）において、支払方法を

「契約締結後、速やかに事務処理費を前金払し、助成金交付の振込手数料は検査終了後に支払う。」としていたが、相手方からの請求がなかったとして、前金払は行わず、契約上の支払時期から遅延し、業務終了後に一般支払により委託料を支払っていた。(国保年金医療課)

市が締結する契約は、契約の相手方の給付が完了した後に、その代金を一般支払で支払うのが原則であり、前金払は、金額の確定した債務に対して、相手方の契約履行前又は支払うべき時期の到来前に債務金額を支払うもので、経費の性質上前金をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費(委託費や前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費)など、地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第163条及び神戸市会計規則第51条により、一定の場合に限り認められている。

また、神戸市契約規則第22条において、「契約書には契約金の支払又は納付の方法を記載しなければならない」とされており、同第36条において、「契約内容を変更しようとする場合は、速やかに変更契約書を提出させなければならない。」とし、行財政局契約監理課発出の委託契約に関する解説及び記載例においても、「(3)仕様書について 支払方法(一般支払、前金払、概算払、部分払)は見積条件にもなるため、かならず記載する。」「変更事由が生じる都度変更契約を行う必要がある。また、遅くとも履行期限までに(履行期間内に)変更契約を行う必要がある。」とされている。

支払方法については、当初契約時に相手方との協議を十分行って契約を締結し、契約に定める適正な時期に支出できるよう、事務処理を行うべきである。

また、契約の履行にあたって変更が生じた際には履行期間内に変更契約を締結すべきである。

(2) 財産管理に関する事務

ア 郵便切手類の管理を適正に行うべきもの

郵便切手類について、物品会計規則で定める物品管理簿にて、使用ごとに交付した枚数、残高を記録し物品管理者の決裁を受けていたが、毎年度3回の所属長による物品管理簿と現物の残数確認は、年度当初の1回のみ実施しており、所属長の直近上位の上司による年1回のチェックを受けていなかった。なお、所属長及び直近上位の上司による確認については、自主監査において、適正に行われていることを示す「適」と評価されており、自主監査が有効に機能せず、不備が是正されていなかった。

(介護保険課)

現金等管理マニュアル4. 保管現金・郵便切手類の定期的なチェックでは、定期的な点検のルール化を求めており、所属長は少なくとも毎年度3回、保管現金の残額・預金通帳の残高を確認し、不適切な収入、支出がないかどうか自らチェックすること、また、郵便切手類の残数と郵便切手類管理簿上の残数が一致しているかどうかを実際に数えてチェックすること、及び所属長の直近上位の上司が、少なくとも年1回、自主監査実施時に合わせて、自ら保管現金、郵便切手類についての上記チェックを行い、仕組みどおり適正に処理されているか検証することとされている。

郵便切手類は金銭的価値を有していること等により、盗難や不正使用のリスクが高いこと、また、紛失や誤使用の恐れもあることから、事故等の発生を防止し、万一事故等が発生した場合でも、発生時点や原因を容易に把握できるようにしておくため、適正な記録と定期的な点検を行う必要がある。

事故の未然防止のため、同マニュアルに基づき、定期的なチェックは適正かつ確実に行うべきである。また、所属長等は、実効性のある自主監査の実施に努めるべきである。

○ 意 見

(1) 納付書の印刷等業務における競争性確保のための仕様の見直しについて

後期高齢者医療の新年度保険料は毎年6月下旬に兵庫県後期高齢者広域連合において決定の上、第1期納期日（7月31日）に合わせて、納入通知書及び納付書の作成、発送スケジュールを組んでいる。納付書の印刷等業務は、印刷プログラムの作成から様式の印刷、宛先等の印字、封入封緘等からなる。

例年であれば1件の契約として契約監理課へ要求し、経理契約による指名競争入札で、4月1日付けでその他請負契約を締結しているが、令和4年度の契約に際しては、過去の実績事業者が入札期間中に指名停止となり、令和4年3月4日の入札では、もう一者応札があったものの予定価格の超過により入札不調となった。このため、同年3月29日の再度の入札では、より広く業者を募ることができる制限付一般競争入札に付したものの、入札者はなく、再度、入札不調となった。

自治令第167条の2第1項第8号の規定により不落随意契約ができるが、契約監理課では、再度の入札で設定した条件かつ予定価格の範囲内で契約が可能な相手方を見つけられず、所属において、下表のとおり、やむを得ず契約を分割し、専決契約にて指名停止中の事業者に発注していた。

この発注状況（発注金額合計22,049,575円）を見ると、神戸市契約規則で定める少額随意契約の可能な額（100万円以下）、及び神戸市長の権限に属する事務の専決規程で定める課長専決の可能な範囲内（100万円以下）に個々の契約金額を抑えた意図的な分割発注が行われていることは明らかである。特に、No.12～23においては、仕様書で定めた予定数量から実績数量が減少していたが、実績数量に応じた変更契約がされておらず、予定数量のまま検査合格として当初の発注額にて支払われているなど、不適正な事務処理を行っていた。

NO.	件名	発注日 履行期限	契約金額	予定数量	実績数量
1	後期高齢者医療納入通知書1	R4. 4. 15 R4. 6. 10	997,425円	一式（約45,000通）	
2	後期高齢者医療納入通知書2	R4. 4. 15 R4. 6. 10	995,280円	一式（約260,000通）	
3	後期高齢者医療納入通知書3	R4. 4. 15 R4. 6. 10	995,280円	一式（約6,000通）	

4	後期高齢者医療納入通知書 4	R4. 4. 15 R4. 6. 10	995, 280 円	一式 (約 6, 000 通)	
5	後期高齢者医療納付書	R4. 4. 15 R4. 6. 10	995, 280 円	一式 (約 10, 000 通)	
6	後期高齢者医療オンライン発行用通知書 (1・2兼用)	R4. 4. 15 R4. 6. 10	994, 950 円	一式 (約 500 通)	
7	後期高齢者医療オンライン発行用通知書 (3・4兼用)	R4. 4. 15 R4. 6. 10	994, 950 円	一式 (約 500 通)	
8	後期高齢者医療よくある質問チラシ	R4. 4. 15 R4. 6. 10	999, 900 円	一式 (約 300, 000 通)	
9	後期高齢者医療口座振替のご案内	R4. 4. 15 R4. 6. 10	996, 600 円	一式 (約 60, 000 通)	
10	後期高齢者医療発送用封筒	R4. 4. 15 R4. 6. 10	999, 680 円	一式 (約 320, 000 通)	
11	後期高齢者医療プログラム作成・テスト印字・ダミーデータ印字	R4. 4. 15 R4. 6. 24	994, 950 円	一式 (約 25, 000 通)	
12	後期高齢者医療納入通知書 1 印字	R4. 5. 30 R4. 7. 31	999, 000 円	一式 (約 25, 000 通)	21, 813 通
13	後期高齢者医療納入通知書 1 抜き取り	R4. 5. 30 R4. 7. 31	999, 000 円	一式 (約 25, 000 通)	21, 813 通
14	後期高齢者医療納入通知書 1 封入封緘	R4. 5. 30 R4. 7. 31	999, 000 円	一式 (約 25, 000 通)	21, 813 通
15	後期高齢者医療納入通知書 1 折り	R4. 5. 30 R4. 7. 31	999, 000 円	一式 (約 25, 000 通)	21, 813 通
16	後期高齢者医療納入通知書 1 カットニング	R4. 5. 30 R4. 7. 31	999, 000 円	一式 (約 25, 000 通)	21, 813 通
17	後期高齢者医療納入通知書 2 印字	R4. 5. 30 R4. 7. 31	999, 000 円	一式 (約 200, 000 通)	199, 586 通
18	後期高齢者医療納入通知書 2 抜き取り	R4. 5. 30 R4. 7. 31	999, 000 円	一式 (約 200, 000 通)	199, 586 通
19	後期高齢者医療納入通知書 2 封入封緘	R4. 5. 27 R4. 7. 31	999, 000 円	一式 (約 200, 000 通)	199, 586 通
20	後期高齢者医療納入通知書 2 折り	R4. 5. 30 R4. 7. 31	999, 000 円	一式 (約 200, 000 通)	199, 586 通
21	後期高齢者医療納入通知書 2 カットニング	R4. 5. 30 R4. 7. 31	999, 000 円	一式 (約 200, 000 通)	199, 586 通
22	後期高齢者医療納入通知書 3 印字	R4. 5. 30 R4. 7. 31	550, 000 円	一式 (約 200 通)	36 通
23	後期高齢者医療納入通知書 4 印字	R4. 5. 30 R4. 7. 31	550, 000 円	一式 (約 200 通)	17 通
計			22, 049, 575 円		

(国保年金医療課)

神戸市指名停止基準要綱第7条は、指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならないが、市民生活に多大な影響を与える可能性があり、やむを得ない事由に該当する場合には、請負契約審査会で調査審議し承認を得たうえで、契約監理課が指名停止中の事業者と随意契約することはできるとしている。しかし、本件のような不落随意契約の相手方が見つからないとの理由により指名停止中の事業者と随意契約することはできない。

このため、契約監理課では所属に2度の入札不調を機に業務内容や仕様の見直しを求めたが、所属においては、複数の事業者と交渉したものの、不調によりスケジュール面の余裕がなくなり、対応できる事業者が指名停止中の当該事業者以外におらず、これ以上発注が遅れると、条例で定める保険料納入期限までに全被保険者に納付書を送付できないと判断し、上述の通り、指名停止中の当該事業者へ発注するに至ったとのことであった。

指名停止措置は、入札及び契約に係る不正行為の排除を図る観点から適切に運用されるべきである。指名停止措置を受けた事業者との専決契約に関しては、通知文「指名停止措置を受けた事業者との専決契約等について」で、専決契約は、指名停止基準要綱の対象ではないが、同要綱の趣旨を踏まえて対応することとされており、その業者でなければならぬやむを得ない事由があると判断した時は、所属で指名停止中の事業者と契約できるとされている。

しかし、本業務は、印刷プログラムの作成から印刷、封入封緘までの一般的な一連の包括業務であり、発注内容の取扱事業者は神戸市内だけでも複数あることから、「その業者でなければならぬやむを得ない事由」はないものと考えられる。

本契約は平成20年度から当該事業者が毎年度受注しているが、平成30年度から令和4年度の指名競争入札では、応札のあった事業者は、当該事業者を含め1者又は2者しかなく、今後も同様の事態に陥るリスクを抱えることが想定される。

本件は、特殊な事情が重なったとはいえ、重大な問題があったことを猛省し、早急に指名停止措置や廃業等により実績事業者が受注できないリスクに備え、地元事業者や小規模事業者など多くの事業者が入札に参入でき、競争性を発揮できるよう、予算の段階から十分な調査を行い、契約監理課とも相談のうえ、適切な契約期間及び契約方法についてあらゆる可能性を徹底して検討されたい。

(2) 再委託に伴う情報セキュリティ事故の未然防止について

下記委託契約は、特定個人情報を取り扱う情報処理業務であり、第三者へ再委託されている。情報セキュリティ遵守特記事項（以下「特記事項」という。）が契約に付加されていたが、特記事項が要求するレベルの従事者届等入手できていなかった。

ア 「介護保険システム運用保守業務委託」について、事業者から届出のあった「神戸市介護保険システム体制図」に、作業場所及び従事者の所属(再委託先名、役職)の記載がなかった。

(介護保健課)

イ 「令和4年度延滞金消滅時効の取扱変更に係る介護保険システム改修業務委託」について、事業者からの作業場所及び従事者の届出書（又はそれに相当する書面）がなかった。

(介護保健課)

ウ 「国民健康保険システム運用保守業務」について、事業者から届出のあった「神戸市新国保システム運用保守プロジェクト要員一覧」に、作業場所の記載がなく、申請されている再委託先6事業者の内、3事業者について従事者の記載がなかった。(国保年金医療課)

エ 「後期高齢者医療システムアプリケーション保守業務」について、事業者から届出のあった「プロジェクト体制」に、作業場所の記載がなく、体制図に記載のない従事者が作業場所に入室していた。(国保年金医療課)

オ 「国民年金システム運用保守業務」について、事業者から届出のあった「令和4年度国民年金システム運用保守体制」に、作業場所の入室者の氏名一覧の添付はあったが、体制図に記載のない従事者が作業場所に入室していた。(国保年金医療課)

特記事項の第7条の2に、「委託業務等を履行するにあたって、作業場所ごとに従事者の所属(特定個人情報を取り扱う場合は従事者の氏名及び役職も必要)その他必要な事項を書面により速やかに甲に届け出なければならない。従事者を変更するときも同様とする。」とあり、情報セキュリティ対策上の必要から作業場所及び従事者を届け出ることを義務化している。また、企画調整局デジタル戦略部長他通知の「個人情報を含む情報資産を取り扱う際の注意事項について」(令和4年6月)において、他都市インシデント事案を受けて、特記事項の周知徹底を要請されている。

情報システム業務では、連鎖的に外部委託されることが多く、無断再々委託先従業員による全市民の個人データを含むUSBメモリの紛失事案のごとく、再委託先から無断で再々委託されていても、その事実や情報セキュリティ遵守状況の把握が難しい。

特記事項の趣旨を理解し、第7条の2に定められる従事者の届出書を入手し、再委託を承諾していない会社従業員や事前に届出のない従事者の作業場所への立ち入りを禁止し、情報のアクセスや持ち出しを厳しく制限するなど、委託先(再委託先を含む)の管理を強化し、重大な情報セキュリティ事故を未然に防ぐことに万全を期されたい。

(3) 国民健康保険給付費返還金(以下「給付費返還金」という。)について

ア 収納強化の促進について

神戸市国保健康保険(以下「神戸市国保」という。)の資格喪失後に、保険証を使用して病院の診療を受けた場合等に、元被保険者に対し神戸市国保が負担した医療費等の返還請求を行っている。

この給付費返還金は、非強制徴収公債権であり、時効は不当利得の場合は5年(民法)、不正利得の場合は2年(国民健康保険法)とされている。納期限までに納付されないときは、督促状を発送し、督促状の指定期限を経過してもなお納付のない世帯には、文書による催告を1回送付しているが、その後は時効を迎えるまで、文書による継続した催告は行われていない。

給付費返還金の収納強化については、平成30年度の包括外部監査(テーマ:債権管理について)で、「本庁において回収に関する指針を定め、高額滞納者や悪質な滞納者への対応状況のヒアリングを実施するなど、収納強化を促進する手立てを考えられたい。」との意見が付されており、国保年金医療課からは、令和2年6月に「令和元年8月に給付費返還金について一定の指針を定め各区に周知した」との措置が通知されている。「給付費返還金事務に関する指針」には、①督促後もなお滞納となっている場合、特に高額滞納者や悪質と思われる滞納者

に対しては、速やかに、文書や電話等による催告を行うとともに、納付折衝や納付相談を実施するように努める。②債務者との折衝の経過は記録し保存するように努める等の記載がある。

しかし、各区では、折衝等を実施した記録等が確認できない事例が多数あり、債権回収のために努力を尽くした結果として、やむを得ず時効を迎え、不納欠損に至ったということを客観的に説明することは難しい状況であった。

令和4年度末現在、給付費返還金は1億771万円（現年：5,803万円 滞納：4,968万円）の収入未済額がある。給付費返還金に関する事務は、今後、神戸市保険年金事務センターに集約される予定とのことだが、事務フローの整備、同指針の事務マニュアルへの記載等、同指針と整合する実現可能な事項から検討し、実効性のある取組となるよう整理されたい。

（国保年金医療課）

イ 延滞金の徴収について

給付費返還金の延滞金については、国保システムで延滞金を計算できる機能がないとして、各区保険年金医療課では請求を行っていない。本件は、上述の平成30年度包括外部監査で指摘されており、国民健康保険システム（以下「国保システム」という。）を所管する国保年金医療課からは、令和3年6月に「元被保険者の給付費返還金については、できるだけ延滞金を徴収せず保険者間調整による債権回収の仕組みの構築を2年かけて整備したが、それでも徴収できない債権については、延滞金徴収を行う方向で延滞金の設定ができるよう、国保システムの改修に向けて、現在、改修費用の見積依頼をしている。」との措置方針が示されていたが、システム改修に向けて見積書を徴取したところ、多額の費用（約1,700万円）がかかることから、現在まで延滞金の徴収は行っていないとのことである。

延滞金は、神戸市債権の管理に関する条例第7条で、督促状の納期限後に債務者がその履行をする場合には延滞金を徴収すると規定している。

国保年金医療課では、令和7年度以降、標準準拠システムへの移行を進めていく中で、延滞金の導入を検討していくとのことであるが、国保システムの国の標準仕様書によると、延滞金の計算については標準準拠システムの必須機能となっていない。標準準拠システムでの実現が困難と判明した場合においては、市の独自システムでの対応を検討するなど、迅速な実現に向けて必要な対応を進められたい。

（国保年金医療課）

(4) 入院時食事療養費の差額支給にかかるマニュアルの再編について

区保険年金医療課では、非課税世帯の入院時食事療養費について標準負担額減額の差額支給を行っている。入院日数が90日を超える場合に負担額が210円から160円に減額されるが、基準となる入院日数は、減額認定証等の認定では申請を行った月以前の直近12か月以内の入院日数を、食事療養費の差額支給においては当分の間は申請があればやむを得ない事情があったものとして時効まで遡及した入院日数により算定するとされており、前者は「限度額適用認定証マニュアル」に、後者は「療養費マニュアル」にその旨が記載されている。

しかし、令和4年12月に国保年金医療課が作成した資料「長期該当認定時の食事代差額の遡及について」において、食事代差額の遡及支給についても申請月以前の直近12か月以内の入院日数とするとされ、各区に共有されたことから、参照する文書により異なる事務処理が生じていた。

このほかマニュアルに内容の反映されていない通知文もあり、各区保険年金医療課では一連の業務について、これらを比較参照しながら確認しなくてはならない状況となっている。

区によって事務の処理基準が不統一となっている状況は適切でない。区の事務処理を標準化し、マニュアルに記載することにより、制度の解釈や事務手順の一貫性を確保し、想定しうる業務上のミスに対し、認識の共有を図り、内部統制を効果的に機能させる必要がある。

マニュアルや過去の通知文等を今一度精査し、一つのマニュアルを参照すれば、食事療養費に関する一連の事務が正しく理解でき適正に事務処理が行えるよう、マニュアルを再編し、各区に周知されたい。

(国保年金医療課)

第3 健康局

1 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

ア 適正に概算払をするべきもの

令和4年12月14日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、要介護感染者を受け入れる宿泊療養施設の強化を図るため、同新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設確保整備及び運営業務に係る委託契約を締結した。委託期間は令和4年12月15日から令和5年3月31日までとし、委託金額総額は270,704,738円であった。その支払方法として、仕様書には、概算払を行い委託料に余剰が生じたときは返納させると定めていたが、その施行決議では一般支払とされており、支払いは以下のとおり委託業者の請求に基づき行われていた。

年月	金額	請求日	支払日	支払方法
令和4年12月分	164,295,083円	令和5年2月24日	令和5年3月11日	一般支払
令和5年1月分	36,647,127円	令和5年2月24日	令和5年3月11日	一般支払
令和5年2月分	33,115,401円	令和5年4月4日	令和5年4月11日	一般支払
令和5年3月分	36,647,127円	令和5年4月4日	令和5年4月11日	一般支払
合計	270,704,738円			

その後、令和5年4月10日付の事業完了報告書により経費は199,081,808円との報告を受けたため、仕様書の精算条項に基づき71,622,930円の返還請求を行い、支出した会計科目に戻入させた。
(保健課)

財務会計事務の手引き〔改訂第13版〕では、一般支払の要件として、債務金額が確定していること、支払時期が来ていること、支出の相手方が正当債権者であること、を挙げている。

一方、概算払について「その支払うべき債務金額の確定前に概算をもって支出することをいい、支出の原則に対する例外」と説明し、その要件として、債務関係が発生しているが履行期がまだ来ていないこと、債務金額が確定していないこと、債権者が確定していること、を挙げている。

また、「概算払の支出をするときは、決議書に概算払をする理由を記入しなければならない。」と説明している。さらに、「履行期限が到来し債務金額が確定した後、債権者から精算書の提出を受けたときは、支出担当者は、これを認定し、前渡金の精算の例に準じ、支払精算書を直近の上司に提出しなければならない(会計規則 §48、§49)。」、また、「精算の結果、残余があれば、納入通知書又は納付書によって支出した会計科目に戻入させる。」とも説明している。

本契約において債務金額が確定するのは事業完了後である。事業が完了する以前の令和5年

3月11日に支払われた令和4年12月分と令和5年1月分については仕様書通り施行決議をとり概算払をするべきである。また、施行決議には一般支払とされたため概算払をする理由が決議書に書かれていなかったが、概算払をするときは、概算払をする理由を決議書に記入すべきである。

さらに、残余金を支出した会計科目に戻入させていたが、一般支払としていたため支払精算書が作成されておらず、支出担当者は支払精算書を直近の上司に提出していなかった。概算払をしたときは、支出担当者は支払精算書を直近の上司に提出すべきである。

イ 適正に戻入をするべきもの

令和3年7月から開始した新型コロナワクチン接種費等の時間外休日加算請求において、同年12月に請求様式の変更があり、誤って二重請求をした医療機関があったため、当該医療機関に対して返還依頼を行い返金させた。二重請求のあった支出には、過年度分（令和3年度）の支出と現年度分（令和4年度）の支出があったが、過年度分の支出を返還させるときは歳入科目に収入し、現年度分の支出を返還させるときは当該歳出科目に受入れるべきところ、いずれも返還金は令和4年度の歳入としていた。（保健課）

地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第159条は誤払金等の戻入について、自治令第160条は過年度収入について定めている。財務会計事務の手引き〔改訂第13版〕では、戻入の意義として、「戻入とは、いったん歳出予算から支出したものを一定の事由によって元の歳出予算にそのまま戻入れをすることである。戻入の原因としては、誤払い及び過渡しがある（自治令第159）。」と説明し、戻入の手続として、「誤払い金等を返納させるときは、収入の手続の例により（調定に相当する戻入の決定、納入の通知に相当する戻入の通知を行う。）、当該歳出科目に受入れなければならない（自治令第159、会計規則第9）。」と説明している。また、過払い金等を出納閉鎖期間後に返納させるときは、「過年度収入として、歳入科目に収入することになる（自治令第160）。」と説明している。

なお、当該二重請求分の返還金について、国には新型コロナワクチン接種に係る費用から差し引いて報告したので、国庫負担金の過大請求は生じていない。

過年度分の支出を返金させるときは、本来の収入科目で受入れることになるが、現年度分の支出を返金させるときは、歳入として受入れるのではなく当該歳出科目に戻入するべきである。

(2) 契約に関する事務

ア 業務委託仕様書の内容を改めるべきもの

医療・介護の連携拠点として神戸市各区に設置した医療介護サポートセンター事業に関する業務の委託契約において、その仕様書に業務実施の指示として、「神戸市は、委託業務及び業務の実施について、必要な指示をすることができるものとし、委託業者は神戸市の指示に従い、業務を行うものとする。」と記載されていた。（地域医療課）

委託契約に関する解説及び記載例（令和5年4月1日～）では、「仕様書を作成する段階で、

業務内容に応じた適切な契約条項となるよう十分に検討すること」とされ、具体的には、「偽装請負とならないように、指揮命令は業務責任者を通じて行う。受託者が個々に本市職員の指揮命令を仰がなければ委託業務を履行できないようなことがあってはならない。仕様書において『甲が適宜定める業務を履行する』、『甲の職員が必要に応じて指示する事項を実施する』等の定めを置くことは、本市職員の指揮命令を前提としているものであり、委託契約の性質上、認められない。」と示されている（甲は神戸市を指す）。

偽装請負と取られかねない表現が仕様書に記載された理由は判然としないものの、実際に神戸市が委託業者に指示することはないとのことであった。

委託とは、神戸市がその事務事業の処理を委託業者に委ねるものであり、神戸市が委託業者に対し指示を出す仕様書は適正でないため、「指揮命令は業務責任者を通じて行う。」等に改めるべきである。

イ 契約保証金の取扱いに係る意思決定を明確にするべきもの

契約保証金を免除できる根拠等が決裁に明記されておらず、契約保証金に係る意思決定がなされたか明確でないまま契約保証金が免除されていた事例があった。

	事業名	契約額
①	「MY CONDITION KOBE」事務局機能支援業務	10,995,600円
②	健康ライフプラザの管理業務	21,061,260円
③	神戸市生活習慣病等健康リスク改善事業	11,748,000円
④	令和4年度肝炎ウイルス検査業務	10,801,582円
⑤	令和4年度がん検診業務委託契約	387,770,092円
⑥	こうべ健康いきいきサポートシステム保守運用業務	11,304,018円
⑦	灘保健センター分室管理業務	19,423,966円
⑧	医療介護サポートセンター事業に関する業務	61,233,000円
⑨	医療介護サポートセンター事業に関する業務	94,315,000円
⑩	コロナ禍を契機とした健康問題の増加への先行的対策事業	15,000,000円
⑪	救急安心センターこうべの運営業務	77,350,900円
⑫	新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設（神戸ポートタワーホテル）管理運営事務業務	145,188,604円
⑬	新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設（サンルートソプラ神戸）管理運営事務業務	57,470,139円
⑭	新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設（東横イン神戸三ノ宮駅市役所前）管理運営事務業務	130,546,687円
⑮	新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設（神戸メディアセンタービル6階）確保整備及び運営業務	270,704,738円
⑯	新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設の健康管理業務	13,408,010円
⑰	新型コロナワクチン集団接種業務	104,610,000円
⑱	新型コロナワクチン集団接種業務	196,953,990円

⑰	大規模接種会場（ハーバーランドセンタービル会場）における会場運営業務	204,026,485円
⑱	新型コロナウイルスワクチン大規模集団接種事務（ノエビアスタジアム神戸）	10,543,000円
⑲	神戸市歯科健康診査事業	46,161,200円
⑳	神戸市難病支援センター事業	21,000,000円
㉑	神戸市保健所・保健センター業務改革検討支援業務	14,492,500円
㉒	HPVワクチン副反応に関する相談窓口業務	20,102,390円

※⑧と⑨、⑰と⑱は同一事業名であるが、契約の相手方は異なる

（健康企画課、地域医療課、保健課）

契約保証金とは、契約上の義務の完全な履行を確保するためのもので、債務不履行等の場合に受ける損害賠償の補填を確実にかつ容易にするため契約の相手方から契約締結の際に一定額を納付させておくものである。

自治令第167条の16第1項により契約保証金の納付について定めており、神戸市契約規則第24条に納付させる契約保証金の額等を規定している。また、同規則第25条により、「次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。」と定めており、契約金額が1,000万円未満の契約をするときや、落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないときなど、契約保証金を免除できる場合を限定列挙している。

また、委託契約に関する解説及び記載例（令和5年4月）の委託契約書頭書記載例は、「契約保証金を免除する場合は『免除』、履行保証保険契約の証書が提出された場合は『履行保証保険』のように記載する（免除理由の付記は不要）。また、契約決裁においてその旨記載し、その判断の根拠資料を文書で保存すること。」と解説している。

なお、同規則第25条第6号「落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき」の判断基準の一つとして、「入札保証金及び契約保証金について（通知）」（自治行第19号平成12年4月18日）では、登録事業者（本市においては入札参加資格がある事業者）で「過去2か年の間に、国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行」している場合を挙げている。

以上のことから、契約保証金は納めさせることが原則であり、免除する場合には、契約の相手方ごとに、いずれの根拠規定により免除できるかを判断のうえ、単に免除するとの事実だけでなく、その判断の根拠等を明確に示したうえで意思決定（決議）すべきである。

○ 意見

(1) 実績報告書に添付させるべき書類について

市民病院における新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ対応及び感染防止対策にかかる補助金は、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、市民病院における同感染症患者の受け入れ対応及び感染防止対策に必要な経費を補助することにより、市内の医療提供体制を安定的に確

保する」ことを補助目的としており、神戸市立の各病院において、これらの補助金を受けて施設整備の対策が講じられた。

具体的には、神戸市立医療センター中央市民病院ではI T V設備増設工事（市補助額は1,760,000円）、神戸市立医療センター西市民病院では仮設間仕切設置や電動ファン付き呼吸用保護具購入等（市補助額は12,120,889円）、神戸市立西神戸医療センターでは救急外来C T室新設工事等（市補助額は136,112,130円）を行った。

本補助金に関して、各病院・医療センターから受領した実績報告書を確認したところ、工事を行った業者からの請求書は添付されていたが、事業等の具体的な記録や写真などは添付されていなかった。

市民病院における新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ対応及び感染防止対策にかかる補助金交付要綱第7条は、以下のとおり定めている。

補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告するときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業の実施状況が分かる書類

また、神戸市補助金等の交付に関する規則第15条は、以下のとおり定めている。

市長等は、補助事業者等に、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに、補助事業等の成果を記載した実績報告書に次に掲げる書類を添えて、報告させなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

- (1) 補助事業等の実施状況が分かる書類
- (2) 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

神戸市補助金等の交付に関する規則の手引きは、「『事業の実施状況が分かる書類』には、補助事業等の成果を記載した事業実施報告書の他、事業等の具体的な記録や写真なども考えられます。」と解説している。また、「『市長等が必要と認める書類』には、領収書その他の収支を証する書類又はその写しなどが考えられます。」と解説している。

実績報告書が提出されたら、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するものかどうか審査しなければならない。そうした観点から実績報告書に添付させるべき書類として適切なものを指示されたい。（地域医療課）

第4 ことども家庭局

1 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

○ 指摘事項

(1) 契約に関する事務

ア 契約保証金の取扱いに係る意思決定を明確にするべきもの

契約保証金を免除できる根拠等が決裁に明記されておらず、契約保証金に係る意思決定がなされたか明確でないまま契約保証金が免除されていた事例があった。

	事業名	契約額
①	子育て世帯への食を通じたつながり支援事業にかかる食品拠点業務	23,892,000円
②	「子育て世帯への食を通じたつながり支援」事業に関する食品等調達・納品業務	79,647,000円
③	こべっこウェルカムプレゼント事業	146,000,000円
④	福祉医療システム運用保守業務	56,349,480円
⑤	国の「出産・子育て応援交付金」を活用した『妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業』経済的支援のうち遡及対象者等への給付にかかる業務	10,963,700円
⑥	ひとり親家庭の資格取得支援事業	13,508,000円
⑦	神戸市療育センターにおける障害児訓練業務	191,595,000円
⑧	神戸市療育センター電子カルテシステム運用保守業務	53,018,180円
⑨	神戸市保育所運営システムにかかる機器賃貸借及び保守業務	220,940,524円
⑩	民間教育・保育施設への補助金等支給業務に係るICTシステム導入企画立案業務	10,648,770円
⑪	病児保育事業	366,565,500円
⑫	保育士等キャリアアップ研修	33,180,500円

(こども未来課、家庭支援課、幼保振興課、幼保事業課)

契約保証金とは、契約上の義務の完全な履行を確保するためのもので、債務不履行等の場合に受ける損害賠償の補填を確実にするため契約の相手方から契約締結の際に一定額を納付させておくものである。

自治令第167条の16第1項により契約保証金の納付について定めており、神戸市契約規則第24条に納付させる契約保証金の額等を規定している。また、同規則第25条により、「次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。」と定めており、契約金額が1,000万円未満の契約をするときや、落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないときなど、契約保証金を免除できる場合を限定列挙している。

また、委託契約に関する解説及び記載例（令和5年4月）の委託契約書頭書記載例は、「契約保証金を免除する場合は『免除』、履行保証保険契約の証書が提出された場合は『履行保証保険』のように記載する（免除理由の付記は不要）。また、契約決裁においてその旨記載し、その判断の根拠資料を文書で保存すること。」と解説している。

なお、同規則第25条第6号「落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき」の判断基準の一つとして、「入札保証金及び契約保証金について（通知）」（自治行第19号平成12年4月18日）では、登録事業者（本市においては入札参加資格がある事業者）で「過去2か年の間に、国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行」している場合を挙げている。

以上のことから、契約保証金は納めさせることが原則であり、免除する場合には、契約の相手方ごとに、いずれの根拠規定により免除できるかを判断のうえ、単に免除するとの事実だけでなく、その判断の根拠等を明確に示したうえで意思決定（決議）すべきである。

イ 契約事務を適正に行うべきもの

各区の実査において、「おやこふらっとひろば」運營業務に係る委託契約に関して、次のような事例が確認された。

この委託契約は、当初、令和元年から3年にかけて、各区において、プロポーザルにより事業者を選定し、契約が締結されている。

その後、地域子育て支援センター事業の見直しにより、令和4年度から、「おやこふらっとひろば」事業を児童福祉法に規定する地域子育て支援拠点事業（第二種社会福祉事業）と位置づけることになり、同年度から委託料の消費税が非課税扱いとなった。

これに伴い、こども青少年課は、委託料総額の変更を行わず、消費税を除く委託料を実質的に増額することとして、同年度以降の委託料を非課税とする変更契約をするよう、同課から各区あてに、令和4年3月22日付で、事務連絡を發出しており、これを受けて、各区において令和4年3月から4月に変更契約が締結されていた。

（こども青少年課）

	契約期間	令和4年度分委託料	
		(変更契約前)	(変更契約後)
灘区	令和2年4月1日 ～令和5年3月31日	8,600,000円(税込)	8,600,000円(非課税)
北区	令和元年12月24日 ～令和5年3月31日	8,600,000円(税込)	8,600,000円(非課税)
長田区	令和2年2月7日 ～令和5年3月31日	8,600,000円(税込)	8,987,200円(非課税) ※消費税以外の変更を含む
須磨区	令和元年12月27日 ～令和5年3月31日	13,382,000円(税込)	13,382,000円(非課税)
西区	令和3年11月1日 ～令和7年3月31日	8,600,000円(税込)	8,600,000円(非課税)

財務会計事務の手引きによると、契約金額の変更ができる場合として、「(ア) 設計変更等により給付内容を変更するとともに、対価の変更を行う場合」に加えて「(イ) 契約締結後、経済情勢の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態の発生により契約金額が著しく不適當になったと認められる場合」が挙げられているが、これはあくまでも非常の処置であるため、適用の可否は慎重に判断すべき、とされている。

また、「委託契約に関する解説及び記載例」によると「当初契約を競争入札、見積合せ、プロポーザルで行った場合は、契約条項を変更することは、軽微な事項を除いては原則として許されない。競争入札では契約のすべての事項は入札の条件となったものであり、これを契約締結後に変更することは競争入札に付した趣旨に反し、市に不利益となる恐れがある。」とされている。

委託内容の変更なく委託料を増額する理由を所管課に確認したところ、コロナ禍により、感染症対策に要する経費等、当初想定していなかった費用負担が嵩んでいることを各区から聞いていたため、「予期することのできない異常な事態の発生により契約金額が著しく不適當になった」と判断したとのことであった。

しかし、本来、非課税となった消費税額と、一方、当初想定していなかったコロナ禍による急激な費用高騰の増額分を検証のうえ、理由を付して変更契約を行うよう区と協議のうえ、対処すべきである。

(2) 財産管理に関する事務

ア 債権の管理を適正に行うべきもの

神戸市の債権の管理に関する事務処理は、神戸市債権の管理に関する条例で定められており、債権を適正に管理するため必要な台帳を整備すること（第5条）や、履行期限までに履行しない場合は期限を指定して督促状を発して督促しなければならないこと（第6条）等が定められている。

保育所保育料の債権管理については、幼保事業課が各区役所への指導を行っており、結果、令和4年度の現年度の収入率は99.8%で、過年度繰越分の59,401,133円の滞納保育料についても、令和4年度末で17,505,011円を収納し、ピーク時の収入未済額から大幅な縮減を進め、債権の適正な管理に努めている。

一方で、主に保育所保育料以外の延長保育納付金や主食提供給食費等の少額な歳入に係る収入未済額について、次のとおり債権が適正に管理できていない事例があった。

No.	科目-事業	事業名	調定年度	件数	収入未済額	歳入徴収課
①	3508-01	自立促進資金貸付	平成11～20年度	4件	641,000円	家庭支援課
②	3103-22	公立保育所延長保育納付金	平成13～24年度	71件	248,340円	幼保振興課

③	3918-01	幼児主食提供	平成 14～24 年度	646 件	605,790 円	
④	4035-44	児童福祉法施行事務	平成 23 年度	1 件	109,330 円	
⑤	4094-06	職員の通勤用車両の駐車料金	令和元年度	1 件	700 円	
⑥	4094-01	職員の通勤用車両の駐車料金	平成 25 年度	2 件	700 円	
⑦	9023	厚生年金保険料	平成 29～30 年度	7 件	80,703 円	
⑧	9021	健康保険料	平成 29～30 年度	7 件	51,639 円	
⑨	3107-02	公立保育所運営費	平成 25 年度	1 件	240 円	
⑩	3918-01	主食提供給食費	昭和 59～平成 19 年度	31 件	136,550 円	長田東保育所
⑪	3918-03	主食提供給食費	令和 2 年度	1 件	280 円	
⑫	3107-02	公立保育所運営費	平成 25 年度	1 件	240 円	
⑬	3103-22	公立保育所延長保育納付金	平成 16～19 年度	56 件	208,000 円	
⑭	3918-01	主食提供給食費	平成 14～21 年度	7 件	6,050 円	房王寺保育所
⑮	3918-03	主食提供給食費	平成 28～令和 3 年度	6 件	8,080 円	
⑯	4094-06	職員の通勤用車両の駐車料金	平成 27～29 年度	4 件	2,800 円	
⑰-1	3918-03	主食提供給食費	平成 25 年度	14 件	14,850 円	菅の台保育所
⑰-2			平成 26～27 年度	4 件	4,400 円	
⑱	3103-22	公立保育所延長保育納付金	平成 11～20 年度	20 件	60,000 円	
⑲	3103-56	一時保育納付金	令和 2 年度	1 件	9,000 円	
⑳	3103-57	公立保育所延長保育納付金	令和元～2 年度	2 件	3,500 円	本多聞保育所
㉑	3918-03	主食提供給食費	令和元～3 年度	102 件	142,410 円	
㉒	3918-04	主食提供給食費	令和 4 年度	54 件	107,950 円	
㉓	4094-06	職員の通勤用車両の駐車料金	平成 28 年度	1 件	700 円	
㉔	3103-22	公立保育所延長保育納付金	平成 22～23 年度	12 件	52,000 円	
㉕-1	3103-57	公立保育所延長保育納付金	平成 25～30 年度	27 件	76,300 円	川原保育所
㉕-2			令和 2～3 年度	19 件	47,500 円	
㉖	3918-01	主食提供給食費	平成 22～24 年度	11 件	11,000 円	
㉗	3918-02	主食提供給食費	令和 2～3 年度	30 件	106,450 円	
㉘	3918-03	主食提供給食費	平成 25～令和元年度	209 件	228,550 円	
㉙	3918-04	主食提供給食費	令和 4 年度	3 件	3,900 円	

(延長保育料 (日額))

神戸市立保育所に入所する児童のうち保護者の就労形態、残業等やむを得ない事情のため、

延長保育が必要な児童の保護者からの申請（申込書）に伴う利用料。

保育所にて、申請の受領の都度、承認し、児童ごとの利用実績一覧を作成し、各月ごとの利用日数の実績に応じて利用額を調定し徴収していた。（令和4年度時点）

（給食費（月額））

神戸市立保育所に入所する児童に提供する給食費。給食費とは主食費（ごはん・パン代）と副食費（おかず・おやつ代）とで構成される。（会計科目は、主食提供給食費）

保育所にて、児童ごとの利用実績一覧を作成し、各月ごとの利用実績に応じて利用額（給食提供日数が開所日数の半分以下の場合は半額）を調定し徴収していた。（令和4年度時点）

①は、養護施設児童の自立の促進を図るため、就職に必要な資金を神戸市養護施設児童自立促進資金貸付要綱に基づき貸付けたものである。現在は、廃止しており、平成23年度以降新規の貸付けを行っていないが、債権管理台帳も整備されておらず、債務者については、居所不明により催告も行われておらず、債権回収が困難であり、時効の援用についての意思確認ができていないとのことである。

②～⑧は、既に閉所した市立保育所の債権で、過去に保育所において、保育所職員が調定、納付書の発行、徴収を行い、収入未済者については、収入未済一覧により、口頭による督促を行ったが納付されずに残ったもので、保育所の本庁所管課が引き継いで管理を行っている債権である。

このうち②、③、④は、前回（令和元年度）の財務定期監査での指摘を受け、債権管理台帳の整備は行っていたものの、督促等の時効中断事由、納付交渉の経緯等の記録がなく、催告も行われていないとのことであり、措置の内容は不十分であった。

⑤、⑥は、神戸市職員の通勤用車両の駐車料金であり、対象職員に対し催告が行われていないとのことである。

⑦、⑧も、退職した神戸市職員に関する債権であり、債権管理台帳の整備を行い、督促等の時効中断事由、納付交渉の経緯等の記録はあったが、督促状送付後に保管期間経過により返送され、以降、催告等行われていないとのことである。

次に、⑨～⑲については、現在運営中の市立保育所で管理されている債権であるが、抽出により監査対象として実地監査を行なった5か所の保育所における事例である。

監査対象の令和4年度時点では、保育所関連の債権管理については、保育所職員が財務会計システムにより、調定、納付書の発行、徴収を行い、収入未済者については、収入未済一覧により、口頭による督促を行っていたが、文書での督促は行われておらず、既に督促済の過年度の収入未済者については、催告等の納付交渉が行われていなかった。

各債権の内容は、以下のとおりである。

⑨～⑪は、長田東保育所の債権であり、昭和59～平成19年度の主食提供給食費等である。

⑫～⑯は、房王寺保育所の債権であり、平成14～令和3年度の延長保育料及び主食提供給食費等であるが、うち⑮の一部（1件、5,600円）については、誤ってシステムに登録した調定の

削除漏れであるとのことである。

⑰-1、⑰-2は、菅の台保育所の債権であり、平成25～27年度の主食提供給食費である。

⑱～㉓は、本多聞保育所の債権であり、令和元～4年度の延長保育料及び主食提供給食費等であるが、うち⑲については、誤ってシステムに登録した調定の削除漏れであるとのことである。

㉔～㉙は、川原保育所の債権であり、平成22～令和3年度の延長保育料及び主食提供給食費である。

これら実地監査を行った5か所の保育所で管理している債権を含む保育所関連の債権は、保育所にて調定し、現金徴収も行っていたが、口座振替推奨により現金徴収を廃止し、令和5年度からは、延長保育料及び主食提供給食費については、幼保振興課にて一括して納付書を発行する等の役割分担の整理がなされている。

しかし、実査日時時点で、督促日等の情報や債務者との交渉記録等が記載された債権管理台帳が適正に整備されておらず、法的措置等も含めた回収対策が適切に実施できる状況となっていない。また、時効成立の調査を含む債権放棄に係る手続が進められていない。

(家庭支援課、幼保振興課)

実査対象保育所以外も含め、上記債権の管理について、組織的に共有された債権管理台帳を適正に整備（二重調定の訂正含む）し、督促等の時効中断事由や催告等の納付交渉の記録をする必要がある。

そのうえで、債務者や債権の内容等の調査を尽くし、法的措置等も含めた回収対策を実施する必要があるが、それでも居所不明などの回収不能なものは、神戸市債権の管理に関する条例の規定に基づく債権放棄の手続を進め、不納欠損処分を行うべきである。

また、上記債権についての対応だけでなく、同じことが起きることのないよう、原因をできる限り調べて今後を活かし、滞納の初期段階での対処方法を構築するほか、保育所と本庁所管課の役割分担を含む債権の発生から回収までの仕組みを構築し、組織として実践するべきである。

イ 物品管理を適正に行うべきもの

令和4年度からの新事業に必要となるものとして、令和4年4月に本庁所管課が購入した片袖デスク1台（購入価格57,860円（税込））について住吉公園保育所へ配備したが、物品管理簿へ記載されていなかった。

(幼保振興課)

神戸市物品会計規則第8条には、「物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならない。」と規定している。

神戸市物品会計規則に基づき、適正に物品管理を行うべきである。

第5 区役所（各区総務部保険年金医療課、北神区役所及び須磨区北須磨支所市民課）

1 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

○ 指摘事項

(1) 契約に関する事務

ア 発注及び契約変更の手続きを適正に行うべきもの

繁忙期における窓口案内業務の（公財）神戸いきいき勤労財団（シルバー人材センター）とのその他請負契約において次のような事例があった。

(ア) 発注にあたって物品購入等発注書（以下「発注書」という。）を作成せず、口頭により発注（228,834円）していた。また、発注後、契約金額に変更が生じていた（228,807円）が、発注書を作成していなかったことから発注内容の訂正の手続きを行っていなかった。
(北区保険年金医療課)

(イ) 発注書により発注（324,312円）し、相手方から請書を徴取していたが、発注後、事業の実施により仕様内容（従事人員の減少等）及び契約金額（308,094円）に変更が生じたにも関わらず、発注書の金額の訂正及び金額変更後の請書の徴取等、発注内容の変更の手続きを行っていなかった。
(東灘区保険年金医療課)

契約事務手続規程第26条第2項において、専決契約のうち歳出予算の節が役務費であるものについては、発注は発注書（様式第25号の2）により行うとされている。

また、発注書の内容に変更がある場合の事務処理については、専決調達事務処理マニュアルに、発注書に変更内容、変更理由、変更契約日（事実発生日）を記載し、事業者にEメールやFAX等で送付することで、変更契約を行うことが記載されている。

発注にあたっては、事前に発注書にて決裁をとり、発注に係る事務処理を適正に行うべきである。また、発注内容に変更が生じた場合は、事業者とのトラブル防止や、適正な履行確認を行う観点から、履行期限内に適正に変更契約を行うべきである。

イ 産業廃棄物の運搬及び処分にあたり、適正に委託契約書を作成すべきもの

端末機やアコーディオンカーテン等の産業廃棄物の運搬及び処分（契約金額33,000円）の委託契約において、契約金額が100万円以下であることから契約書の作成を省略し、発注書により発注していた。そのため、本来、契約書に記載すべき法令に定められた事項や契約書に添付されるべき処理業者の許可証の写しがなかった。

(北区保険年金医療課)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項によると、排出事業者は事業活動に伴って生じた産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、許可を受けた収集運搬業者、及び

処分業者に委託しなければならないとされ、同法施行令で、契約は書面により締結すること（第6条の2第4号）、契約書は契約の終了日から5年間保存すること（第6条の2第5号）、契約書に運搬の最終目的地の所在地、処分の方法等を記載すること（第6条の2第4号ロ、ホ）、処理業者の許可証の写しを添付すること（第6条の2第4号）等が義務付けられている。

産業廃棄物の排出事業者は、環境に悪影響を与えないよう廃棄物を適正に処理する義務があり、法令等によりその事務処理について厳格に規定されていることから、産業廃棄物の運搬及び処分の委託においては、関係法令等を遵守し、適正に委託契約書を作成すべきである。

(2) 財産管理に関する事務

ア 常時保管現金（つり銭資金）を適正に管理すべきもの

区保険年金医療課の窓口では、国保、介護・後期高齢者の保険料の徴収用のつり銭資金として、会計管理者から常時保管現金の交付を受けているが、つり銭資金の管理に関し、次のような事例があった。

(ア) 国保ラインでは交付額 15 万円のうち、5 万円をつり銭として使用し、残りの現金 10 万円を予備の資金として金庫内に保管していたが、うち予備の資金について月 1 回、月初に残高確認を行っているのみで日々の始業時、終業時の確認を行っていなかった。

介護・後期高齢者ラインでは、終業時に 1 回のみ複数職員による検算を行っていた。

(中央区保険年金医療課)

(イ) 国保ラインでは交付額 17 万円について、始業時、及び終業時に複数の職員により残高確認を行っているとのことであったが、常時保管現金チェックシートを作成しておらず、検算や点検をいつ誰が行ったか不明な状況であった。

介護・後期高齢者ラインにおいては、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納金に係る日計報告書に「つり銭 40,000 円確認済」と印字されていたが、常時保管現金チェックシートで求められている金種の記録はなかった。(垂水区保険年金医療課)

保管現金については、現金取扱事務の手引（公金編）で「毎朝保管現金に異常がないか確認するとともに、随時、保管金品を点検してください。」等の注意事項が定められており、現金等管理マニュアルにおいても、現金取扱時のチェックとして「つり銭資金、交際費、還付のための準備金等、常時必要となる事務経費として交付を受けた前渡金（常時保管現金）については、毎日、原則として始業時・終業時に、複数の職員による残高検算を行うこと。」とされている。

事故の発生防止のため、つり銭の予備の資金を含め毎日点検を行い、記録を残すとともに、万一事故が発生した場合でも、発生時点や原因を容易に把握できるよう、適正に管理すべきである。

イ 郵便切手類の管理を適正に行うべきもの

郵便切手類に含まれる来庁者用駐車サービス券に関し、次のような事例があった。

- (ア) 各窓口で使用する駐車サービス券は、課の総務ラインから 10 枚または 20 枚の単位で払出され、課の物品管理簿に払出日と現在高を記録していたが、窓口で払出した後の駐車サービス券の使用状況及び現在高が帳簿上で管理されていなかった。

(中央区保険年金医療課)

現金等管理マニュアル 3. 現金取扱時のチェックでは、「郵便切手類は、物品会計規則第 8 条に基づき、受領又は交付の都度、物品管理者（所属長）が物品管理員（係長級又は担当職員）に指示して物品管理簿に記載させなければならないことになっているので、適正に処理すること。」とされている。

事故の未然防止のため、総務ラインから払出し、窓口にて管理している駐車サービス券についても、使用状況及び残数を帳簿にて記録し、課で保有する駐車サービス券の現在高を把握できるよう管理を行うべきである。

- (イ) 窓口で配布している駐車サービス券の管理状況について、使用日ごとに 1 日に交付した枚数及び残高をエクセルにて記録し、1 週間単位及び 1 か月単位で、グループウェアのワークフロー機能（保存期間 1 年と 3 年が混在）により、所属長の決裁を受けていた。

(東灘区保険年金医療課)

令和元年 7 月 19 日付、企画調整局情報化戦略部イノベーション担当課長及び行財政局総務・文書改革担当課長から発出された「グループウェア（desknet's NEO. Gov）のワークフローの活用について（通知）」によると、ワークフローの運用の対象は、庁内からの照会・回答（保存期間 1 年又は 3 年）及び軽易な文書（保存期間 1 年未満）とされており、物品管理簿は、ワークフローの運用の対象となっていない。

また、ワークフローでの物品管理者（所属長）による決裁は、1 週間ごとに受けていたが、現金等管理マニュアル、3. 現金取扱時のチェックでは、郵便切手類は、物品会計規則第 8 条に基づき、受領又は交付の都度、物品管理者（所属長）が物品管理員（係長級又は担当職員）に指示して物品管理簿に記載させなければならないとしている。

事故の未然防止のため、受領又は交付の都度、物品管理者の確認を受けるとともに、物品管理簿は 3 年の保存期間とし、適正に保管すべきである

(3) その他の事務

ア 特定個人情報の管理を適正に行うべきもの

- (ア) 「国民健康保険料過誤納還付金」の紙文書の綴りにおいて、本人確認書類として市民が提出したマイナンバーカードのコピーが、本人確認には不必要な番号表記のある裏面まで提出されたものもあり、一部、廃棄されずに残されていた。

(西区保険年金医療課)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号

法」という。)第12条により、「個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」とされている。また、個人情報保護法第22条に「利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。」と規定されている。

本人確認書類として、マイナンバーカードの写しを受領した場合には、利用目的が達成され、当該目的との関係で当該特定個人情報を保有する合理的な理由がなくなった時点で、本人に返却又は焼却、裁断、溶解等により廃棄すべきである。

(イ) 会計年度任用職員の任用についての文書綴り及び文書管理システムの電子データにおいて、個人番号が記載された扶養控除申告書が添付され、課内で閲覧できる状態にあった。

(北区保険年金医療課)

神戸市会計年度任用職員総務事務センター事務集中マニュアル(令和2年1月行財政局総務事務センター)では、センター提出後の個人番号確認書類は職員へ返却するか、シュレッダー等で廃棄処理してください。所属にマイナンバーが確認できる書類を残さないでくださいとある。

また、文書管理・電子決裁及び財務会計システムにおける個人番号の取り扱いについて(通知)(平成27年12月16日会会第1227号、行行総第2176号、企情第5021号)では、個人番号を記載した文書は原則として文書管理・電子決裁システムに添付しないこととされており、処理をする上でやむを得ず添付する必要がある場合、個人番号文書中の個人番号の部分を削除またはマスキングする。若しくは、個人番号文書にパスワードを設定するとしている。

個人番号確認書類については、データも含め、マニュアル及び通知に従い、適正に管理すべきである。

第6 区役所（各区保健福祉部保健福祉課、北神区役所及び須磨区北須磨支所保健福祉課、西区玉津支所）

1 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

ア 行事の開催において、事前に施行決議等をすべきもの

令和4年度に集会等を開催するため、令和3年度中に会場施設の利用予約をしていたが、令和4年度になって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により当該集会等の中止を決定し、キャンセル料を支出していた。

ところが、利用予約した時点では、当該行事開催に係る施行決議が行われておらず、令和4年度に入ってから行事開催の施行決議も会場利用経費の支出負担行為決議も行われておらず、キャンセル料に係る支出決議のみが行われていた事例があった。

<事例>

- ・令和4年5月24日開催予定「東灘区民生委員児童委員全大会」令和3年12月22日予約
キャンセル料26,900円 令和4年5月16日支払
- ・令和4年10月15日開催予定「地域医療シンポジウム」令和3年8月21日予約
キャンセル料26,050円 令和4年7月27日支払

（東灘区保健福祉課）

地方自治法（以下「自治法」という。）第232条の3は「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ。」と定め、財務会計事務の手引き〔改訂第13版〕は、「支出事務は、施行決議（予算の使用決定）に始まり、支出負担行為、支出決議、支出命令の審査及び支払といった一連の行為によって完結する」と説明している。

令和4年度に入ってから、今回の申し込みによる使用料、また、キャンセル料がいくらになるのかについては、明確にしておらず、適正に施行決議及び会場利用経費の支出負担行為がなされていたとはいえない。

行事の開催において、事前に施行決議及び支出負担行為決議をすべきである。

イ 適正に債務の管理を行い、支払事務を行うべきもの

請求書が提出されないまま、提出に係る督促やその記録が不存在的な事例があった。

- (ア) 子育て支援サイトの管理運営業務に係る委託契約を令和4年4月1日に締結していた。契約内容で、委託料の支出方法について「契約締結後、概算払」と定めていたが、請求書は契約締結約11か月後の令和5年3月9日に受理され、3月15日に概算払で支出していた。

(東灘区保健福祉課)

(イ) 読書習慣の定着のための絵本購入の支出にあたり、納品検査は令和4年6月1日に実施していたが、請求書は約4か月後の10月3日に受理され、10月17日に支出していた。

(長田区保健福祉課)

(ウ) 「保育士による発達障害児等への訪問指導業務」に係る委託契約を令和4年度1年間締結していた。契約内容で、委託料の支出方法について、「4半期ごとに一般支払で支払う」ことになっており、うち最終の令和5年1～3月期は4月末までに支払う契約になっていた。履行届は3月31日に提出されていたが、請求書は契約上の支払期限を過ぎた5月9日に受理され、5月12日に支出していた。

(西区保健福祉課)

(エ) 加除式書籍の追録に係る経費の定例支出にあたり、納品検査は令和4年8月5日に実施していたが、請求書は約3か月後の11月9日に受理され、11月15日に支出していた。

(西区保健福祉課)

行財政局行政管理課が発出している「自主監査の実施について」における「2-2支払・予算執行管理事務チェックリスト」では、「納品（履行）確認後、業者等からの請求がない場合、概ね1か月を目途に業者等に請求を督促しているか。また、業者との連絡状況を記録するとともに、上司に必要な報告をしているか。」とされている。

また、令和2年9月24日付会会第861号各所属長あて会計課長通知「支払事務の迅速化について」において、「支払遅延の防止及び支払事務の適正化を徹底してください。特に履行確認後、業者等から請求がない場合に請求書の督促を行っているか等については、所属内で十分な確認をお願いします。」とされている。

支払遅延の防止及び支払事務の適正化のため、債務の管理を行い、速やかに支払すべきである。

(2) 契約に関する事務

ア 契約内容に応じて契約を変更すべきもの及び適正な実績報告書等を求めるべきもの

(ア) 「おやこふらっとひろば中央」の開設準備業務及び運営業務に係る委託契約書において、契約締結後概算払を行うとして、下記の通り各委託業務に係る支払時期及び支払方法が定められていた。

○契約書上の令和4年度に係る支払時期及び支払方法（委託料9,670,000円）

【開設準備業務】

・ 契約締結（4年3月31日）後に概算払（委託料3,220,000円）

【運営業務】

・ 4年7月～4年11月分（上半期）を、8月に概算払
(委託料6,450,000円×50%=3,225,000円)

・ 4年12月～5年3月分（下半期）を、1月に概算払
(委託料6,450,000円－3,225,000円=3,225,000円)

しかしながら、各委託業務に係る実際の支払時期及び支払方法は、下記の通り履行確認後に一般支払にて支出されていた。

○実際の令和4年度に係る支払時期及び支払方法

【開設準備業務】

- ・ 4年6月30日 履行確認（履行期限は7月18日）
- ・ 4年10月5日 請求書受理
- ・ 4年11月4日 一般支払にて3,220,000円支出

【運営業務】

- ・ 5年3月31日 履行確認
- ・ 5年4月19日 請求書受理
- ・ 5年5月8日 一括で一般支払にて6,450,000円支出

（中央区保健福祉課）

神戸市契約規則（以下「契約規則」という。）第22条において、契約書には「契約金の支払又は納付の方法」を記載しなければならないとされており、同第36条において、「契約内容を変更しようとする場合は、速やかに変更契約書を提出させなければならない。」とされている。また、行財政局契約監理課発出の委託契約に関する解説及び記載例においても、「(3)仕様書について 支払方法（一般支払、前金払、概算払、部分払）は見積条件にもなるため、かならず記載する。」「変更事由が生じる都度変更契約を行う必要がある。また、遅くとも履行期限までに（履行期間内に）変更契約を行う必要がある。」とされている。

契約の履行にあたって変更が生じた際には、履行期間内に変更契約を締結すべきである。

(イ)「おやこふらっとひろば西」の開設準備業務及び運営業務に係る委託契約（委託料4,653,000円）を令和3年11月1日に締結しており、契約書には下記の通り各委託業務に係る仕様書が添付されていた。

仕様書（抜粋）

(1) 開設準備業務 3,220,000円

③事前広報やオープンイベントの実施

(2) 運営業務の内容 1,433,000円

③ 実施事業の内容

- ・ 開設時のオープニング事業については、区役所と協議し、実施すること。

⑤利用状況等に関する報告書の作成・提出

文書名

提出期限

オ 収支報告書

運営開始後の各年度の翌年度4月20日まで

仕様書で委託している業務のうち、精算の根拠となる上記(2)⑤オ収支報告書が確認できなかった。

また、事業実施報告書では、「開設記念バルーンアート」はまん延防止措置のため中止とあ

ったが、中止に伴う変更契約、あるいは精算は行われていなかった。事業実施報告書は、事務事業の成果が具体的な記録や写真により確認できるものでなければならないが、不十分であった。

(西区保健福祉課)

契約規則第36条において、「契約内容を変更しようとする場合は、速やかに変更契約書を提出させなければならない。」とされている。行財政局契約監理課発出の委託契約に関する解説及び記載例においても、「変更事由が生じる都度変更契約を行う必要がある。」とされている。

また、委託事務の執行の適正化に関する要綱第13条第2項では、「事業実績報告書は、事務事業の成果が具体的な記録や写真により確認できるものでなければならない。」と示されている。

委託契約において契約書において業務を明示したうえで執行管理するとともに、当初契約時には予期できていなかった事情の変更がある場合は、変更の都度、委託契約を変更すべきである。また、事業の成果が具体的な記録や写真により確認できる適正な事業実施報告書及び収支報告書を求めて精算すべきである。

イ 予算の効力が生じたのちに、委託契約の締結をすべきもの

4月1日から予算の効力が生じるにもかかわらず、下記のとおり3月31日に契約を締結していた事例があった。

(ア) おやかふらっとひろば中央の開設準備及び運営業務に係る委託契約について、契約開始が令和4年4月1日にもかかわらず、令和4年3月31日に契約を締結していた。

(中央区保健福祉課)

(イ) おやかふらっとひろば北の運営業務に係る委託契約について、契約開始が令和5年4月1日にもかかわらず、令和5年3月31日に契約を締結していた。

(北区保健福祉課)

自治法第232条の3は「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定め、財務会計事務の手引き〔改訂第13版〕は、「予算が議会の議決を経て成立し、会計年度が到来してその効力が生じると、具体的に予算の執行に入る。予算の執行とは、予算に基づく地方公共団体の収入及び支出を実行する一切の行為をいい、その行為は法令等に定められた一定の手續に従って行われる。予算の執行は、単に予算に定められた金額を地方公共団体が収納し、又は支払うことのみをいうのではなく、債務負担行為に基づく実行を含めて、一般に契約の締結等の支出負担行為の実行（支払義務の負担）、地方債の発行、一時借入金の借入れ、予算の流用、予備費の充用も予算の執行である。」と説明している。

予算の効力が生じたのちに、委託契約の締結をすべきである。

ウ 契約保証金の取扱いに係る意思決定を明確にすべきもの

契約保証金を免除できる根拠等が決裁に明記されておらず、契約保証金の取扱いに係る意思

決定が明確でないまま、契約保証金を免除している事例があった。

事業名		契約額
①	おやこふらっとひろば灘業務	25,800,000
②	おやこふらっとひろば中央開設準備及び運営業務	35,470,000
③	おやこふらっとひろば北運営業務	25,800,000
④	おやこふらっとひろば西開設準備業務及び運営業務	30,453,000

(灘区保健福祉課、中央区保健福祉課、北区保健福祉課、西区保健福祉課)

契約保証金とは、契約上の義務の完全な履行を確保するためのもので、債務不履行等の場合に受ける損害賠償の補填を確実にするため契約の相手方から契約締結の際に一定額を納付させておくものである。

地方自治法施行令第167条の16第1項により契約保証金の納付について定めており、契約規則第24条に納付させる契約保証金の額等を規定している。また、同規則第25条により、「次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。」と定めており、契約金額が1,000万円未満の契約をするときや、落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないときなど、契約保証金を免除できる場合を限定列挙している。

また、委託契約に関する解説及び記載例(令和5年4月)の委託契約書頭書記載例は、「契約保証金を免除する場合は『免除』、履行保証保険契約の証書が提出された場合は『履行保証保険』のように記載する(免除理由の付記は不要)。また、契約決裁においてその旨記載し、その判断の根拠資料を文書で保存すること。」と解説している。

なお、同規則第25条第6号「落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき」の判断基準の一つとして、「入札保証金及び契約保証金について(通知)(自治行第19号平成12年4月18日)では、登録事業者(本市においては入札参加資格がある事業者)で「過去2か年の間に、国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行」している場合を挙げている。

以上のことから、契約保証金は納めさせることが原則であり、免除する場合には、契約の相手方ごとに、いずれの根拠規定により免除できるかを判断のうえ、単に免除するとの事実だけでなく、その判断の根拠等を明確に示したうえで意思決定(決議)すべきである。

エ 適正な委託契約書を作成すべきもの

子育て支援サイトの管理運営に係る業務に係る委託契約の締結にあたり、契約決議には仕様書、神戸市情報セキュリティ基本方針及び神戸市情報セキュリティ対策基準が添付されていたが、実際に作成された委託契約書には、いずれも添付されていなかった。

また、情報セキュリティ遵守特記事項は、決議にも委託契約書にも添付されていなかった。

(東灘区保健福祉課)

委託事務の執行の適正化に関する要綱第12条により、委託契約書は行財政局長が定める約款により作成する必要があるが、約款の「第1条総則」においては「仕様書に定める業務の給付を

委託する」とされている。

仕様書等を添付した適正な委託契約書を作成すべきである。

オ 発注書を作成して発注すべきもの

子育て支援に係る情報マップの印刷の発注を行うにあたり、発注書が未作成で、発注書による発注を行っていなかった。発注書による発注をしていなかったことにより、文書により納品期限を示したものは、見積依頼書のみであり、同依頼書では令和4年3月14日が納期限となっていたが、納品書の日付及び納品検査日は3月29日となっていた。(西区保健福祉部保健福祉課)

行財政局契約監理課発出の専決調達事務処理マニュアル及びQ&Aでは発注にあたり、「決裁が済んだ発注書に決裁日・発注日を記入し、業者に発注書をFAXや電子メール等で送付して発注し、その際に発注書の保管も合わせてお願いしてください。原本は起案課で保管してください。」としている。発注書は「発注を书面化」し、「業者等にとって当該発注が決裁承認を得られたもの」であることを示すものである。また発注書には「この発注にかかる契約については、神戸市契約規則その他の関係法令の定めるところによる」ことも明示されている。

印刷の発注にあたっては、発注書を作成のうえ、決裁が済んだ発注書により相手方に発注すべきである。

(3) 財産管理に関する事務

ア つり銭資金を毎日確認すべきもの

保育料徴収のためのつり銭資金が保管されていたが、日々の現金管理方法等を確認したところ、毎日の始業時及び終業時の現金残高の確認がされていなかった。

(ア) 保育料徴収等に係るつり銭資金10,000円 (東灘区保健福祉課)

(イ) 保育料徴収等に係るつり銭資金20,000円 (兵庫区保健福祉課)

(ウ) 保育料徴収等に係るつり銭資金20,000円 (西区保健福祉課)

現金取扱事務の手引(公金編)において「毎日の用務開始前及び用務終了後には、必ず残高を確認してください。」と示されている。

毎日の用務開始前及び用務終了後に、残高確認を行うべきである。

イ 現金や郵便切手類に関し、適正に定期的なチェックを行い、その記録を残すべきもの

現金や神戸市物品会計規則(以下「物品会計規則」という。)第3条第4号に定める郵便切手類を保有しているが、その一部について、現金等管理マニュアルにおける定期的なチェックを行った記録がない事例があった。

<事例>

(ア) 医務薬務手数料徴収に係るつり銭資金20,000円及び保育料徴収等に係るつり銭資金10,000円並びにこども福祉担当の保管する郵便切手類 (東灘区保健福祉課)

(イ) 来客用駐車券 (中央区保健福祉課)

- (ウ) 保育料徴収等に係るつり銭資金20,000円 (兵庫区保健福祉課)
 (エ) 前渡金口座残高 (北神区役所保健福祉課)
 (オ) 前渡金口座残高 (須磨区北須磨支所保健福祉課)
 (カ) 駐輪場サービス券 (垂水区保健福祉課)
 (キ) 保育料徴収等に係るつり銭資金20,000円 (西区保健福祉課)
 (ク) 保健福祉担当の保管する郵便切手類 (西区玉津支所)

現金等管理マニュアルでは、「所属長は、少なくとも毎年度3回、郵便切手類の残数と郵便切手類管理簿上の残数が一致しているかどうかを実際に数えてチェックすること。」とあり、加えて「所属長の直近上位の上司が、少なくとも年1回、自主監査実施時に合わせて、自ら保管現金・郵便切手類・親睦会費についての上記チェックを行い、仕組みどおり適正に処理されているか検証すること。」としている。

全ての現金や郵便切手類に関し、適正に定期的なチェックを行い、その記録を残すべきである。

ウ 備品の管理を適正に行うべきもの

購入した備品について、物品管理簿へ登録が行われていない事例、及び重要物品として令和4年度決算における財産に関する調書に記載されていない事例があった。

<事例>

- (ア) 液晶ディスプレイ 1台 53,680円 (須磨区保健福祉課)
 (イ) 軽電気自動車 1台 4,522,596円
 デスク 2台 56,460円
 更衣ロッカー 1台 51,560円
 パーソナルロッカー 1台 186,900円 (西区保健福祉課)

- (ウ) おやこふらっとひろばの開設準備業務を委託し、受託者によって備品を含む物品が購入されていた。購入した物品については契約上神戸市に帰属するべきものとされていたが、その物品が整理されておらず、備品が登録されていなかった。

○おやこふらっとひろば中央

- カウンター、ベンチ、靴箱等 1,013,100円
 電話関係 166,090円
 スピーカー、音響システム 440,243円 など (中央区保健福祉課)

○おやこふらっとひろば西

- テーブル1歳用 61,500円
 ライトテーブル角丸 180,000円 など (西区保健福祉課)

物品会計規則第8条には、「物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならない。」と規定している。また、備品のうち、取得価額が、1件100万円以上の備品である重要な物品については、同規則第17条において、「前年度におけ

る異動及び年度末における現在高を調査し、会計管理者に報告しなければならない。」と規定している。

同規則に基づき、適正に備品管理を行うべきである。

○ 意 見

(1) 駐車料金等の立替払による支出について

事前の支出負担行為決裁を経ず、立替払により支出を行っている事例が令和4年度中に28件あった。そのうち24件は、職員が相談業務等のため市民を訪問した際の駐車料金であったが、立替払の理由として、「急な訪問のため」との記載のみで複数の領収書をまとめて請求するなど、個別に「緊急やむを得ない」事由が判断されていないケースもあり、立替払が常態化していた。

財務会計事務の手引き〔改訂第13版〕では、「立替払とは、天災地変のときや 公務出張中等において、緊急やむを得ない場合に、正規の手続をとることができないために、一時、職員が経費を立て替えて支払うことをいう。立替払の制度は、法令上なんら根拠があるわけではなく、いかなる場合でも許されるものではないが、原則と実務面との調整を図るためのやむを得ない措置である。」と説明している。

また、「平成30年12月17日付会会第1194号立替払の取扱いの徹底について（通知）」においては、「立替払の制度は、事前の支出負担行為決裁を経ずに、正当な債権者に直接支払わない、例外的な支出手続」であることを、「十分認識のうえ、適正を判断してください」としている。

常態化することがないように、立替払がやむを得ない例外的な支出手続である旨を周知し、事前の支出負担行為決裁を経て前渡金支出を行うなど、適正な支出事務を行うよう検討されたい。

(東灘区保健福祉課)

財政援助団体等監査結果報告

[地方独立行政法人神戸市民病院機構]

神戸市監査委員	細川明子
同	大澤和士
同	福本富夫
同	しらくに高太郎

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和5年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「法人」という。）における出納その他の事務（神戸市からの財政援助に係る出納その他の事務を含む。）で、主として令和4年度執行の事務

2 監査の期間

令和5年8月22日～令和6年3月21日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団体の概要

(1) 設立の趣旨

法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、市民の立場に立った質の高い医療を安全に提供し、もって市民の信頼に応え、市民の生命と健康を守ることを目的としている。

神戸市立医療センター中央市民病院（以下「中央市民病院」という。）及び神戸市立医療センター西市民病院（以下「西市民病院」という。）は、市民病院としての医療を市民・患者のニーズに応じて提供するためにも、今まで以上に機動性、柔軟性及び透明性を高め、より効率的な病院運営を行う必要があるため、平成21年4月に地方独立行政法人に移行した。

平成29年4月には、神戸西地域の中核病院の役割を担う西神戸医療センターが法人に移管され、同年11月には、先端医療センター病院の中央市民病院への統合を行い、同年12月には、眼疾患に関して標準医療から高度医療まで高い水準で担う基幹病院として、神戸市立神戸アイセンター病院（以下「アイセンター病院」という。）を開院し、4病院体制となっている。

(2) 神戸市との関係

ア 出資

法人の資本金は147億2,853万4千円であり、法第66条に基づき、神戸市が全額を出資している。

イ 財政援助等

(ア) 補助金

令和4年度は、補助金として3億1,166万円を交付しており、その主な補助事業は、新型コロナウイルス感染症対応医療機関支援事業補助金2億5,718万円、新型コロナウイルス感染症要介護患者対応医療機関支援事業補助金1,650万円、新型コロナウイルス感染症陽性妊婦出産受け入れ支援事業補助金1,490万円等である。

(イ) 運営費負担金

救急医療や高度医療等の不採算医療及び行政的医療等に対して法第85条の規定により、令和4年度は62億1,948万円を神戸市が負担している。

(ウ) 貸付金

令和4年度末の長期貸付金（建設改良資金）残高は495億1,094万円である。なお、法第41条の規定により、法人の長期借入金は神戸市からに限られており、令和4年度には新たに建物整備資金として2億5,700万円、医療機器等整備資金として24億7,400万円を神戸市が起債し、貸付を行っている。

(エ) 移行前地方債償還債務

法第86条の規定により、法人は地方独立行政法人移行前に神戸市が行っていた、現在法人が行う業務に関して神戸市が起こした地方債について償還債務を負担している。令和4年度末の債務残高は32億8,624万円となっている。

ウ 職員数

令和5年7月1日現在の職員数は3,282人であり、うち神戸市派遣職員は442人である。

エ 神戸市民病院機構評価委員会

地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、法第11条の規定により、市長の附属機関として設置され、市民・患者、経営、医療及び人材育成といった視点から多面的に、法人の業務実績の全体について総合的に評価を行っている。その結果は神戸市のホームページで公表されている。

評価は、年度計画及び中期計画の全体的な達成状況について、項目別評価（大項目評価、小項目評価）及び全体評価により行い、令和4年度の大項目評価ではS、A、B、C、Dの5段階評価のうちS評価（特に評価すべき進捗状況にある）が5項目、A評価（順調に進んでいる）が3項目、小項目評価では5段階評価のうち、全39項目中5評価（特筆すべき成果が得られている）が7項目、4評価（十分に達成している）が19項目、3評価（概ね達成している）が13項目となっている。全体評価は「全体として年度計画を十分に達成し、中期計画の達成に向けて特に評価すべき進捗状況にある。」となっており、その判断理由は「第3期中期目標期間の4年目である令和4年度は、本市の要請により、引き続き市内の感染状況に応じて受入体制を確保し、市内の感染症対応の中心的な役割を果たした。また、前年度同様、通常の医療を提供するための体制の確保が困難な中、救急医療や小児・周産期医療、5疾病に対する専門医療など、市民の生活に不可欠な医療を継続して行い、市民病院全体では入院・外来とも、前年度を大きく上回る患者に対して診療を実施し、「市民の生命と健康を守る」という使命のもと、職員が一丸となってこの難局に対応した。」となっている。

(3) 事業の概要

法人の所在地等は、第1表のとおりである。

第 1 表 法 人 の 所 在 地 等	
名 称 等	所 在 地 等
法 人 本 部	中央区港島南町2丁目2番地
中 央 市 民 病 院	中央区港島南町2丁目1番地の1 病床数：768床（うち感染症病床10床、 精神科身体合併症病床8床） 診療科目：34診療科
西 市 民 病 院	長田区一番町2丁目4番地 病床数：358床 診療科目：30診療科
西 神 戸 医 療 セ ン タ ー	西区糀台5丁目7番地の1 病床数：470床（うち結核病床45床*） 診療科目：30診療科
ア イ セ ン タ ー 病 院	中央区港島南町2丁目1番地の8 病床数：30床 診療科目：1診療科

*西神戸医療センターの結核病床は令和5年2月に50床から45床に変更。

事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量の比較は第2表のとおりである。

ア 患者サービス及び医療の質の向上

(ア) 市民病院としての役割の発揮

A 救急医療・災害医療

救急医療については、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れながら、安定した救急医療体制を構築し、各病院の機能と役割に応じた救急医療を提供した。

中央市民病院では、新型コロナウイルス感染症の重症患者の受け入れが可能な臨時病棟(36床)の運用を継続するほか、日本屈指の救命救急センターとしての役割を發揮し、厚生労働省より発表された「全国救命救急センター評価」において、評価対象となる全45項目で満点を獲得し、9年連続で1位に選ばれた。西市民病院及び神戸市立西神戸医療センター(以下「西神戸医療センター」という。)においても、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れを行いながら地域の患者を24時間受け入れる救急医療体制を提供し、昨年度を上回る救急車搬送患者を受け入れた。

また、災害医療については、それぞれの病院で平時よりBCP(事業継続計画)を意識した訓練等に取り組み、危機対応能力の向上を図った。

B 小児・周産期医療

新型コロナウイルス感染症の影響により、分娩件数や小児患者数はコロナ以前の水準と比較すれば減少したものの、地域医療機関との連携及び役割分担のもと、市民が安心して子どもを産み育てられるよう、質の高い小児・周産期医療を提供した。

中央市民病院では、総合周産期母子医療センターとして、母体に病気がある場合は、各診療科と協力して対応するとともに、胎児に異常がある場合は最新の医療技術を用いて救命に努め、ハイリスク出産に対応した。西市民病院では周産期対応総合病院として正常分娩やリスクの高い分娩にも対応するとともに、長田区で唯一の小児二次救急輪番体制を継続し、地域における小児救急医療を安定的に提供した。西神戸医療センターでは、小児救急外来の全日準夜帯(17時~24時)の救急受診の受け入れを継続するとともに、毎週土曜日と第2、第3水曜日の小児救急輪番を担当した。また、地域医療機関での対応が困難なハイリスク妊娠・ハイリスク分娩の受け入れ等、質の高い安定した周産期医療の提供を継続した。

C 5疾病*に対する専門医療の提供

中央市民病院では、24時間体制で専門医による脳卒中診療を行い、救命率の向上を図ったほか、がん治療については手術支援ロボットによる身体への負担が少ない手術や化学療法による治療、がんゲノム医療なども活用した。西市民病院では、糖尿病地域連携パスや糖尿病専門医による薬物療法の選択と管理栄養士による栄養相談を1回の受診で行うワンタイム連携の運用による地域医療機関との連携のほか、保険者と協働して出張糖尿病チェックを実施し、生活習慣病の重症化予防に貢献した。西神戸医療センターでは、リニアッ

クでの高精度な放射線治療を行うとともに、PET-CTやMRIの活用によりさらなるがん診断機能向上に取り組んだ。

*5疾病とは、がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患をいう。

D 地域包括ケアシステムの推進

中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センターは地域医療支援病院として、各病院の役割に応じた患者の紹介・逆紹介を行うとともに、患者が安心して地域で療養できるよう、地域の在宅診療医や介護施設、訪問看護ステーション等との連携を強化した。

(イ) 共通の役割

A 安全で質の高い医療を提供する体制の構築

コンプライアンスの推進、医療安全対策等を徹底し、質の高い医療を提供した。各病院とも医療安全管理室等を中心に、定期的なミーティングを行い、インシデント事例などの迅速な情報収集及び分析を継続して実施したほか、医療安全等の研修会を実施した。また、西神戸医療センターでは、日本医療機能評価機構による病院機能評価の更新審査を受審し、認定病院を取得した（令和5年2月5日から5年間）。

B 患者の権利を尊重し、信頼と満足が得られる体制の構築

患者満足度調査や意見箱によるニーズ把握や改善に努め、アイセンター病院では入院の満足度が5年連続100%となった。また、すでに導入している中央市民病院に加え、西市民病院、西神戸医療センターでも診療費後払いサービス*を導入し、待ち時間等の混雑緩和に取り組んだ。

*診療費後払いサービスとは、事前にスマートフォン等でクレジットカードを登録することにより、診察終了後、会計を待つことなく、そのまま帰宅できるサービスをいう。

C 市民への情報発信

全病院において、ホームページや広報誌を通じて、病院の新しい取組等について積極的にお知らせするとともに、神戸市民病院機構の理事長及び4病院長のインタビュー記事を新聞掲載する等、幅広く情報発信を行った。アイセンター病院では開設5周年を迎え、記念式典・記念交換会の開催やポータルサイトの更新等を行った。

イ 人材育成及び業務運営の改善

(ア) 優れた専門職の確保と人材育成

看護職員確保のため「特別推薦選考」を継続したほか、感染対策を行いながら現地での見学会やインターンシップを実施する等、人材の確保に努めた。また、事務職員のキャリアパスを設定し、入職1年目、5年目職員を対象に研修を実施するとともに、入職1年目を対象としたOJT研修を開始し、業務発表会を実施した。人事給与制度については、医師奨励金制度の構築等、人事評価結果を給与等へ反映し、職員の能力及び業績に基づく人事給与体制の構築に継続して取り組んだ。働き方改革の推進では、医師や看護師の業務負担の軽減を目

指して医療クラークや病棟クラークの配置を継続した。人材育成等における地域貢献においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に配慮しながら、医師、看護師をはじめとした医療系学生の受け入れを継続し、教育病院としての役割を果たした。

(イ) 効率的な業務運営体制の構築

理事長によるヒアリングを通じた年度計画の達成状況及び課題の把握等、法人内における情報共有を図り、PDCAを意識した取組を進めた。また、毎月の常任理事会や四半期ごとの理事会における月次決算や決算見込、新型コロナウイルス感染症への対応等の報告において、病院ごとの運営状況を把握するとともに、課題が発見された際は迅速な対応を行った。更に、前月の時間外勤務状況及び休暇取得状況の報告・共有を行うとともに、所属及び個人宛への通知やヒアリングを実施するなど、法令順守及び職員の健康確保の取組を進めた。

また、情報連携体制の強化として、令和3年度に設置した「DX推進室」において、法人統一のグループウェアの導入や患者IDの紐づけシステムの運用を開始するとともに、サイバー攻撃対策に関する状況確認及び対策への取組を進めた。

ウ 西市民病院の建替え整備

西市民病院の建替え整備について、新西市民病院整備基本構想に基づき、新病院に必要な機能や施設並びに最適な整備手法などについて病院及び神戸市と連携を図りながら検討を行い、基本計画（案）を公表した。その後、基本計画（案）に対する市民意見募集を行い、令和5年2月に新西市民病院整備基本計画を策定した。

第 2 表 業 務 量 の 比 較

(単位 比率：%)

項 目		令和4年度	令和3年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率		
中央市民病院	入 院	稼働病床数一般(床) (感染症病床10床、精神科身体合併症病床8床含む。)	768	768	0	0.0	
		病床利用率一般(%)	82.9	76.4	6.5	8.5	
		延入院患者数一般(人)	226,969	209,221	17,748	8.5	
		1日当たり入院患者数一般(人)	622	573	49	8.6	
		1日1人あたり入院単価一般(円)	115,759	117,318	△1,559	△1.3	
		新規入院患者数一般(人)	19,496	18,719	777	4.2	
		平均在院日数一般(日)	11.7	11.2	0.5	4.5	
	外 来	延外来患者数(人)	407,789	389,884	17,905	4.6	
		1日当たり外来患者数(人)	1,678	1,611	67	4.2	
		1日1人あたり外来単価(円)	29,099	28,956	143	0.5	
		新規外来患者数(人)	74,319	67,919	6,400	9.4	
		救急	救急外来患者数(人)	26,086	21,230	4,856	22.9
			うち救急入院患者数(人)	8,036	7,272	764	10.5
		各 種 指 標	手術件数(件)	9,313	8,528	785	9.2
紹介率(%)	70.9		68.5	2.4	3.5		
逆紹介率(%)	123.5		125.3	△1.8	△1.4		
西市民病院	入 院	稼働病床数(床)	358	358	0	0.0	
		病床利用率(%)	71.8	67.0	4.8	7.2	
		延入院患者数(人)	93,781	87,553	6,228	7.1	
		1日当たり入院患者数(人)	257	240	17	7.1	
		1日1人あたり入院単価(円)	67,284	64,553	2,731	4.2	
		新規入院患者数(人)	8,223	8,016	207	2.6	
		平均在院日数(日)	11.4	10.9	0.5	4.6	
	外 来	延外来患者数(人)	179,193	168,992	10,201	6.0	
		1日当たり外来患者数(人)	737	698	39	5.6	
		1日1人あたり外来単価(円)	17,056	16,621	435	2.6	
		新規外来患者数(人)	17,174	15,076	2,098	13.9	
	救急	救急外来患者数(人)	13,419	11,818	1,601	13.5	
		うち救急入院患者数(人)	3,475	3,398	77	2.3	
	各 種 指 標	手術件数(件)	2,999	2,700	299	11.1	
紹介率(%)		55.5	56.6	△1.1	△1.9		
逆紹介率(%)		113.4	121.4	△8.0	△6.6		
分娩件数(件)		285	301	△16	△5.3		

第 2 表 業 務 量 の 比 較

(単位 比率：%)

項 目		令和4年度	令和3年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率	
西神戸医療センター	入 院	稼働病床数 一般 (床)	425	425	0	0.0
		結核 (床)	45	50	△ 5	△ 10.0
		病床利用率 一般 (%)	73.0	75.2	△ 2.2	△ 2.9
		結核 (%)	37.9	51.8	△ 13.9	△ 26.8
		延入院患者数 一般 (人)	113,250	116,730	△ 3,480	△ 3.0
		結核 (人)	6,813	9,451	△ 2,638	△ 27.9
		1日当たり入院患者数 一般 (人)	310	320	△ 10	△ 3.1
	結核 (人)	19	26	△ 7	△ 26.9	
	外 来	1日1人あたり入院単価 一般 (円)	78,143	76,110	2,033	2.7
		結核 (円)	27,469	29,082	△ 1,613	△ 5.5
		新規入院患者数 一般 (人)	11,389	11,304	85	0.8
		結核 (人)	114	144	△ 30	△ 20.8
		平均在院日数 一般 (日)	9.9	10.3	△ 0.4	△ 3.9
		結核 (日)	60.3	65.4	△ 5.1	△ 7.8
延外来患者数 一般 (人)		352,067	350,729	1,338	0.4	
結核 (人)	106	202	△ 96	△ 47.5		
救 急	1日当たり外来患者数 一般 (人)	1,449	1,449	0	0.0	
	結核 (人)	—	1	△ 1	皆減	
	1日1人あたり外来単価 一般 (円)	19,609	18,963	646	3.4	
	結核 (円)	18,475	22,050	△ 3,575	△ 16.2	
各種指標	新規外来患者数 (人)	34,295	30,878	3,417	11.1	
	救急外来患者数 (人)	20,588	19,019	1,569	8.2	
	うち救急入院患者数 (人)	3,262	3,304	△ 42	△ 1.3	
	手術件数 (件)	5,795	5,504	291	5.3	
アイセンター病院	入 院	紹介率 (%)	73.1	74.9	△ 1.8	△ 2.4
		逆紹介率 (%)	81.0	81.1	△ 0.1	△ 0.1
		分娩件数 (件)	371	434	△ 63	△ 14.5
		稼働病床数 (床)	30	30	0	0.0
		病床利用率 (%)	71.1	78.0	△ 6.9	△ 8.8
		延入院患者数 (人)	7,783	8,536	△ 753	△ 8.8
		1日当たり入院患者数 (人)	21	23	△ 2	△ 8.7
	外 来	1日1人あたり入院単価 (円)	84,759	86,586	△ 1,827	△ 2.1
		新規入院患者数 (人)	2,035	2,179	△ 144	△ 6.6
		平均在院日数 (日)	3.8	3.9	△ 0.1	△ 2.6
		延外来患者数 (人)	52,353	49,125	3,228	6.6
		1日当たり外来患者数 (人)	215	203	12	5.9
		1日1人あたり外来単価 (円)	22,528	22,390	138	0.6
		新規外来患者数 (人)	4,294	3,813	481	12.6
各種指標	手術件数 (件)	6,895	6,523	372	5.7	
	紹介率 (%)	60.7	62.6	△ 1.9	△ 3.0	
	逆紹介率 (%)	72.8	61.5	11.3	18.4	

備考：1日平均入院患者数・外来患者数はそれぞれの診療日数により算出した。

(4) 経営状況と財政状態

法人の会計は、地方独立行政法人会計基準を適用しており、消費税処理は税抜処理である。

ア 経営状況

経営状況は、第3表のとおりである。

令和4年度の営業収益と営業外収益を合わせた経常収益は851億4,648万円、営業費用と営業外費用を合わせた経常費用は802億7,471万円で、経常利益は48億7,176万円となっている。

経常収益は入院及び外来の医業収益の増加等により前年度に比べ27億1,999万円(3.3%)好転している。また、経常費用は材料費等の増による医業費用の増等により前年度に比べ32億5,359万円(4.2%)増加している。

経常費用の増加が経常収益の増加を上回っていることから、経常利益は前年度に比べ5億3,360万円(9.9%)減少している。

経常利益に固定資産除去損等である臨時損失を加減した当期純利益は47億8,831万円であり、前年度に比べ5億7,374万円(10.7%)減少している。

第 3 表 比較損益計算書

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令和 4 年 度		令和 3 年 度		対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
営 業 収 益	84,109,992	7.0	81,299,371	98.6	2,810,620	3.5
医 業 収 益 (a)	67,242,806	79.0	63,827,743	77.4	3,415,062	5.4
入 院 収 益	42,410,200	49.8	40,186,765	48.8	2,223,435	5.5
外 来 収 益	23,007,950	27.0	21,853,564	26.5	1,154,386	5.3
そ の 他 医 業 収 益	1,824,654	2.1	1,787,414	2.2	37,240	2.1
運 営 費 負 担 金 収 益	5,793,142	6.8	3,101,425	3.8	2,691,716	86.8
運 補 助 金 等 収 益 *	10,221,430	12.0	13,276,976	16.1	△ 3,055,546	△ 23.0
寄 附 金 収 益	148,439	0.2	224,286	0.3	△ 75,847	△ 33.8
資 産 見 返 運 営 費 負 担 金 戻 入	25	0.0	25	0.0	0	0.0
資 産 見 返 運 営 費 交 付 金 戻 入	68,988	0.1	60,264	0.1	8,724	14.5
資 産 見 返 補 助 金 戻 入	518,444	0.6	579,537	0.7	△ 61,093	△ 10.5
資 産 見 返 寄 附 金 戻 入	29,692	0.0	18,640	0.0	11,052	59.3
資 産 見 返 物 品 受 贈 額 戻 入	50,789	0.1	87,551	0.1	△ 36,762	△ 42.0
そ の 他 営 業 収 益	36,234	0.0	122,918	0.1	△ 86,684	△ 70.5
営 業 外 収 益	1,036,488	1.2	1,127,117	1.4	△ 90,629	△ 8.0
運 営 費 負 担 金 収 益	271,187	0.3	297,217	0.4	△ 26,030	△ 8.8
運 補 助 金 等 収 益	218	0.0	227	0.0	△ 9	△ 4.0
財 務 収 益	10,363	0.0	8,184	0.0	2,178	26.6
預 金 利 息	4,469	0.0	2,290	0.0	2,178	95.1
有 価 証 券 利 息	5,894	0.0	5,894	0.0	0	0.0
営 業 外 雑 収 益	754,719	0.9	821,488	1.0	△ 66,768	△ 8.1
当 期 収 益 合 計 (A)	85,146,480	100.0	82,426,488	100.0	2,719,991	3.3
営 業 費 用	75,861,978	94.5	72,670,008	94.4	3,191,969	4.4
医 業 費 用 (b)	75,085,198	93.5	72,029,406	93.5	3,055,792	4.2
給 材 費 用	33,682,614	42.0	33,219,149	43.1	463,464	1.4
給 材 費 用	21,413,466	26.7	19,922,436	25.9	1,491,030	7.5
経 費 用	14,312,002	17.8	13,466,385	17.5	845,617	6.3
減 価 償 却 費 用	5,009,330	6.2	4,837,345	6.3	171,985	3.6
研 究 修 理 費 用	667,783	0.8	584,088	0.8	83,695	14.3
一 般 管 理 費 用	776,779	1.0	640,602	0.8	136,177	21.3
給 経 費 用	395,001	0.5	354,637	0.5	40,364	11.4
給 経 費 用	340,972	0.4	257,662	0.3	83,310	32.3
減 価 償 却 費 用	26,047	0.0	20,966	0.0	5,080	24.2
研 究 修 理 費 用	14,757	0.0	7,336	0.0	7,421	101.2
営 業 外 費 用	4,412,736	5.5	4,351,111	5.6	61,624	1.4
財 務 費 用	620,098	0.8	652,384	0.8	△ 32,286	△ 4.9
長 期 借 入 金 利 息	553,984	0.7	577,238	0.7	△ 23,253	△ 4.0
移 行 前 地 方 債 利 息	65,988	0.1	74,987	0.1	△ 8,999	△ 12.0
そ の 他 支 払 利 息	—	—	16	0.0	△ 16	皆減
取 扱 諸 費 用	125	0.0	142	0.0	△ 16	△ 11.5
控 除 対 象 外 消 費 税	3,510,346	4.4	3,272,737	4.2	237,608	7.3
資 産 取 得 に 係 る 控 除 対 象 外 消 費 税 償 却	245,723	0.3	236,133	0.3	9,590	4.1
雑 支 出	36,568	0.0	189,856	0.2	△ 153,287	△ 80.7
当 期 費 用 合 計 (B)	80,274,714	100.0	77,021,120	100.0	3,253,594	4.2
経 常 利 益 (C=A-B)	4,871,765	—	5,405,368	—	△ 533,602	△ 9.9
臨 時 損 失 (D)	83,446	—	43,301	—	40,145	92.7
固 定 資 産 除 却 損	63,912	—	30,143	—	33,768	112.0
過 年 度 損 益 修 正 損	19,534	—	13,157	—	6,376	48.5
当 期 純 利 益 (E=C-D)	4,788,319	—	5,362,067	—	△ 573,747	△ 10.7
当 期 総 利 益 (F=E)	4,788,319	—	5,362,067	—	△ 573,747	△ 10.7
医 業 収 支 比 率 (a/b×100)	89.6	—	88.6	—	1.0	1.1
経 常 収 支 比 率 (A/B×100)	106.1	—	107.0	—	△ 0.9	△ 0.8

* 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業補助金（令和4年度95億9,092万円、令和3年度123億1,087万円）含む

また、令和4年度決算におけるセグメント別収益費用は、第4表のとおりである。

第 4 表 セグメント別収益費用

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	中央市民病院		西市民病院		西神戸医療センター		神戸アイセンター 病 院		法 人 本 部	
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率
営 業 収 益 (a)	50,101,884	98.6	12,529,868	99.3	19,221,481	99.1	2,224,189	97.1	32,567	70.6
医 業 収 益	39,576,256	77.9	9,473,794	75.1	16,094,890	83.0	2,097,864	91.6	—	—
運 営 費 負 担 金 収 益	3,586,653	7.1	930,293	7.4	1,137,720	5.9	109,210	4.8	29,266	63.5
補 助 金 等 収 益	6,308,254	12.4	2,021,078	16.0	1,891,497	9.8	600	0.0	—	—
寄 附 金 収 益	124,433	0.2	2,507	0.0	7,049	0.0	11,416	0.5	3,032	6.6
資 産 見 返 運 営 費 負 担 金 戻 入	1	0.0	23	0.0	—	—	—	—	—	—
資 産 見 返 運 営 費 交 付 金 戻 入	22,610	0.0	46,316	0.4	—	—	62	0.0	—	—
資 産 見 返 補 助 金 戻 入	426,144	0.8	44,649	0.4	46,969	0.2	618	0.0	61	0.1
資 産 見 返 寄 附 金 戻 入	14,019	0.0	8	0.0	11,312	0.1	4,352	0.2	—	—
資 産 見 返 物 品 受 贈 額 戻 入	15,204	0.0	3,333	0.0	32,042	0.2	—	—	208	0.5
そ の 他 営 業 収 益	28,306	0.1	7,861	0.1	—	—	66	0.0	—	—
営 業 外 収 益	699,857	1.4	92,257	0.7	164,981	0.9	65,847	2.9	13,544	29.4
運 営 費 負 担 金 収 益	249,566	0.5	8,067	0.1	1,523	0.0	12,031	0.5	—	—
そ の 他 営 業 外 収 益	450,291	0.9	84,190	0.7	163,458	0.8	53,816	2.4	13,544	29.4
当 期 収 益 合 計 (A)	50,801,741	100.0	12,622,126	100.0	19,386,463	100.0	2,290,036	100.0	46,112	100.0
営 業 費 用 (b)	43,099,979	93.7	11,329,737	96.0	18,532,965	95.4	2,122,515	94.1	776,779	94.6
医 業 費 用	43,099,979	93.7	11,329,737	96.0	18,532,965	95.4	2,122,515	94.1	—	—
一 般 管 理 費	—	—	—	—	—	—	—	—	776,779	94.6
営 業 外 費 用	2,876,976	6.3	474,337	4.0	883,789	4.6	133,512	5.9	44,120	5.4
財 務 費 用	579,908	1.3	15,150	0.1	980	0.0	24,058	1.1	—	—
そ の 他 営 業 外 費 用	2,297,067	5.0	459,186	3.9	882,809	4.5	109,453	4.9	44,120	5.4
当 期 費 用 合 計 (B)	45,976,955	100.0	11,804,075	100.0	19,416,755	100.0	2,256,028	100.0	820,900	100.0
営 業 損 益 (a - b)	7,001,904	—	1,200,131	—	688,516	—	101,673	—	△ 744,212	—
経 常 損 益 (A - B)	4,824,785	—	818,051	—	△ 30,291	—	34,008	—	△ 774,788	—

イ 財政状態

財政状態は、第5表のとおりである。

令和4年度末の資産は1,081億3,563万円で前年度末に比べ4億6,954万円(0.4%)増加している。

負債は733億6,429万円で前年度末に比べ44億7,391万円(5.7%)減少している。これは長期借入金及び移行前地方債償還債務を合わせた460億9,054万円が、前年度末に比べ39億7,565万円(7.9%)減少したこと等による。

第 5 表 比較貸借対照表

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令和4年度末		令和3年度末		対前年度増	対前年度減	対前年度増減率
	金 額	構 成 率	金 額	構 成 率			
資 産	108,135,637	100.0	107,666,091	100.0	469,545	0.4	
I 固定資産	65,525,220	60.6	66,184,469	61.5	△ 659,249	△ 1.0	
有形固定資産	58,670,038	54.3	59,339,156	55.1	△ 669,118	△ 1.1	
土地	18,467,264	17.1	18,467,264	17.2	0	0.0	
建物	31,943,053	29.5	33,519,765	31.1	△ 1,576,712	△ 4.7	
構築物	110,342	0.1	124,349	0.1	△ 14,007	△ 11.3	
構築物	1,699	0.0	2,361	0.0	△ 661	△ 28.0	
器具備品	8,079,732	7.5	7,147,916	6.6	931,816	13.0	
器具備品	67,946	0.1	77,500	0.1	△ 9,554	△ 12.3	
無形固定資産	1,730,303	1.6	1,981,666	1.8	△ 251,363	△ 12.7	
ソフトウェア	1,728,132	1.6	1,979,479	1.8	△ 251,347	△ 12.7	
電 話	2,170	0.0	2,186	0.0	△ 16	△ 0.7	
投資その他の資産	5,124,878	4.7	4,863,645	4.5	261,232	5.4	
投資有価証券	200,000	0.2	699,479	0.6	△ 499,479	△ 71.4	
長期貸付債権	451,091	0.4	359,816	0.3	91,275	25.4	
破産更生債権	92,225	0.1	81,553	0.1	10,671	13.1	
長期前払消費税	△ 92,225	△ 0.1	△ 81,553	△ 0.1	△ 10,671	△ 13.1	
長期前払費用	7,641	0.0	10,434	0.0	△ 2,792	△ 26.8	
長期前払費用	3,439,394	3.2	3,267,662	3.0	171,732	5.3	
長期前払費用	1,000,000	0.9	500,000	0.5	500,000	100.0	
その他投資資産	26,749	0.0	26,252	0.0	497	1.9	
II 流動資産	42,610,417	39.4	41,481,622	38.5	1,128,795	2.7	
現金及び預金	23,077,416	21.3	25,269,341	23.5	△ 2,191,925	△ 8.7	
現金及び預金	499,740	0.5	—	—	499,740	皆増	
医薬業未引当	13,416,581	12.4	12,021,893	11.2	1,394,688	11.6	
医薬業未引当	△ 111,365	△ 0.1	△ 105,767	△ 0.1	△ 5,598	△ 5.3	
未収薬品	4,640,216	4.3	3,306,414	3.1	1,333,802	40.3	
未収薬品	451,922	0.4	403,591	0.4	48,330	12.0	
貯蔵材料	584,226	0.5	535,702	0.5	48,523	9.1	
貯蔵材料	73	0.0	69	0.0	3	5.7	
前払費用	50,892	0.0	50,048	0.0	843	1.7	
前払費用	713	0.0	327	0.0	385	117.9	
負債純資産	108,135,637	100.0	107,666,091	100.0	469,545	0.4	
負債	73,364,297	67.8	77,838,215	72.3	△ 4,473,917	△ 5.7	
I 固定負債	56,123,575	51.9	60,131,087	55.8	△ 4,007,511	△ 6.7	
資産見返返還費負担金	2,118,510	2.0	2,762,139	2.6	△ 643,628	△ 23.3	
資産見返返還費負担金	674	0.0	699	0.0	△ 25	△ 3.6	
資産見返返還費交付金	374,583	0.3	443,572	0.4	△ 68,988	△ 15.6	
資産見返返還補助金	1,404,771	1.3	1,916,834	1.8	△ 512,062	△ 26.7	
資産見返返還寄附金	132,118	0.1	143,882	0.1	△ 11,763	△ 8.2	
資産見返返還物品受贈額	206,361	0.2	257,151	0.2	△ 50,789	△ 19.8	
長期前借入金	43,031,854	39.8	46,779,949	43.4	△ 3,748,094	△ 8.0	
移行前地方債償還債	3,058,691	2.8	3,286,249	3.1	△ 227,558	△ 6.9	
引当金	7,902,764	7.3	7,290,994	6.8	611,769	8.4	
退職給付引当金	7,902,764	7.3	7,290,994	6.8	611,769	8.4	
その他の固定負債	11,753	0.0	11,753	0.0	0	0.0	
II 流動負債	17,240,722	15.9	17,707,128	16.4	△ 466,405	△ 2.6	
運営費負担金	—	—	2,654,681	2.5	△ 2,654,681	皆減	
預り補助金	1,555	0.0	3,371	0.0	△ 1,816	△ 53.9	
預り補助金	714,748	0.7	724,931	0.7	△ 10,182	△ 1.4	
一年以内返済予定長期借入金	6,479,094	6.0	5,067,476	4.7	1,411,617	27.9	
一年以内返済予定移行前地方債償還債	227,558	0.2	223,204	0.2	4,353	2.0	
医薬業未払金	4,530,948	4.2	4,586,789	4.3	△ 55,840	△ 1.2	
未払金	2,957,087	2.7	2,176,960	2.0	780,126	35.8	
短期リース債	—	—	999	0.0	△ 999	皆減	
未払費用	289,826	0.3	277,323	0.3	12,503	4.5	
未払消費税	27,892	0.0	38,018	0.0	△ 10,126	△ 26.6	
前受り金	93,403	0.1	75,373	0.1	18,030	23.9	
前受り金	280,224	0.3	279,357	0.3	866	0.3	
前受り金	887	0.0	887	0.0	0	0.0	
引当金	1,637,495	1.5	1,597,753	1.5	39,742	2.5	
賞与引当金	1,637,495	1.5	1,597,753	1.5	39,742	2.5	
純 資 産	34,771,339	32.2	29,827,876	27.7	4,943,463	16.6	
I 資本	14,728,534	13.6	14,728,534	13.7	0	0.0	
設立団体出資	14,728,534	13.6	14,728,534	13.7	0	0.0	
II 剰余金	6,918,411	6.4	6,763,267	6.3	155,144	2.3	
資本剰余金	7,330,540	6.8	6,763,267	6.3	567,272	8.4	
その他行政コスト累計額	△ 412,128	△ 0.4	—	—	△ 412,128	皆減	
除売却差額相当累計額(一)	△ 412,128	△ 0.4	—	—	△ 412,128	皆減	
III 利益剰余金	13,124,394	12.1	8,336,074	7.7	4,788,319	57.4	
前中期目標間繰越積立金	2,080,735	1.9	2,080,735	1.9	0	0.0	
積立金	6,255,338	5.8	893,271	0.8	5,362,067	600.3	
当期未処分利益	4,788,319	4.4	5,362,067	5.0	△ 573,747	△ 10.7	
(うち当期総利益)	(4,788,319)	(4.4)	(5,362,067)	(5.0)	(△573,747)	(△10.7)	

ウ 資金状況

法人の事業年度における資金の増減状況は第6表のとおりである。資金期末残高は、貸借対照表に記載されている現金及び預金230億7,741万円のうち定期預金残高60億円を差し引いた額に一致している。当期末残高は、補助金等収入が減少したことなどにより、期首残高に比べ減少している。

第6表 比較キャッシュ・フロー計算書

(単位 金額：千円、比率：%)

項 目	令和4年度	令和3年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
I 業務活動によるキャッシュ・フロー				
材料の購入による支出	△ 21,774,920	△ 19,894,195	△ 1,880,725	△ 9.5
人件費支出	△ 33,005,318	△ 33,573,008	567,689	1.7
運営費負担金の精算による返還金の支出	△ 2,654,681	△ 2,095,686	△ 558,995	△ 26.7
その他の業務支出	△ 18,684,175	△ 17,850,455	△ 833,720	△ 4.7
医業収入	65,894,141	63,602,267	2,291,873	3.6
運営費負担金収入	6,035,063	6,053,323	△ 18,260	△ 0.3
補助金等収入	8,819,308	18,844,598	△ 10,025,290	△ 53.2
寄付金収入	31,695	57,803	△ 26,108	△ 45.2
その他の収入	903,634	1,220,094	△ 316,459	△ 25.9
小 計	5,564,747	16,364,743	△ 10,799,996	△ 66.0
利息の受取額	9,716	7,595	2,120	27.9
利息の支払額	△ 619,809	△ 653,862	34,053	5.2
計	4,954,654	15,718,477	△ 10,763,822	△ 68.5
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
長期性預金の預入による支出	△ 500,000	—	△ 500,000	皆減
定期預金の戻入による収入	12,000,000	7,000,000	5,000,000	71.4
定期預金の預入による支出	△ 12,000,000	△ 13,000,000	1,000,000	7.7
有形固定資産の取得による支出	△ 3,952,064	△ 3,235,601	△ 716,463	△ 22.1
無形固定資産の取得による支出	△ 295,877	△ 253,037	△ 42,840	△ 16.9
運営費負担金収入	155,160	155,160	0	0.0
補助金等収入	6,382	449,370	△ 442,988	△ 98.6
その他の収入	3,458	4,634	△ 1,175	△ 25.4
その他の支出	△ 3,956	△ 12,630	8,674	68.7
計	△ 4,586,898	△ 8,892,105	4,305,207	48.4
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
長期借入れによる収入	2,731,000	1,368,000	1,363,000	99.6
長期借入金の返済による支出	△ 5,067,476	△ 2,495,276	△ 2,572,199	△ 103.1
移行前地方債償還債務の償還による支出	△ 223,204	△ 335,879	112,675	33.5
リース債務の返済による支出	—	△ 2,494	2,494	皆減
計	△ 2,559,681	△ 1,465,650	△ 1,094,030	△ 74.6
IV 資金増加額	△ 2,191,925	5,360,720	△ 7,552,646	△ 140.9
V 資金期首残高	19,269,341	13,908,621	5,360,720	38.5
VI 資金期末残高	17,077,416	19,269,341	△ 2,191,925	△ 11.4

エ 行政コスト

行政コスト計算書は第7表のとおりである。

令和4年8月の独立行政法人会計基準の改訂により、これまで独立行政法人の運営状況をあらわす財務諸表として位置づけられていた行政サービス実施コスト計算書が廃止され、行政コスト計算書が創設された。また、令和4年度からは、独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストとして、財務諸表に注記することとされた。

法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストは、行政コストから自己収入等を控除し、神戸市からの出資財産などの機会費用等を加えて算定しており、最終的なコストは122億2,235万円となっている。

第 7 表 行政コスト計算書

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令和4年度	令和3年度 ^{*1}	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
I 損益計算書上の費用	80,358,160	77,064,421	3,293,739	4.3
医業費用	75,085,198	72,029,406	3,055,792	4.2
一般管理費	776,779	640,602	136,177	21.3
営業外費用	4,412,736	4,351,111	61,624	1.4
臨時損失	83,446	43,301	40,145	92.7
II その他行政コスト	16	—	—	—
除売却差額相当額	16	—	—	—
III 行政コスト	80,358,176	77,064,421	3,293,755	4.3

*1 令和3年度は、行政サービス実施コスト計算書より転記。ただし、令和3年度はその他行政コストの記載がないため、—としている。

公営企業型地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

(単位 金額：千円)

科 目	令和4年度	令和3年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
III 行政コスト ^{*2}	80,358,176	77,064,421	3,293,755	4.3
IV (控除) 自己収入等 ^{*2}	△ 68,219,716	△ 65,023,263	△ 3,196,453	△ 4.9
V 機会費用等 ^{*2*}	83,890	46,675	37,215	79.7
VI 公営企業型地方独立行政法人の業務運営に に関して住民等の負担に帰せられるコスト	12,222,350	12,087,833	134,517	1.1
(VI=III+IV+V)				
(内数) 減価償却充当補助金 ^{*2}	(638,247)	(727,378)	(△89,130)	(△12.3)

*2 令和3年度は、行政サービス実施コスト計算書より転記。ただし、減価償却充当補助金は、減価償却充当補助金相当額を転記。

*3 神戸市出資の機会費用の計算に使用した利率について、決算日における10年もの国債（新発債）の利回りで計算。

* 行政コストは法人のベネフィットを生み出すためのフルコストであり、行政が実施した場合にかかる税金負担の目安額を表している。そこから税金由来の収益（機会費用）を追加するとともに、医業収益等の特定財源を控除することで、住民等の負担に帰せられるコストを算出しているもの。

(5) 業務の適正を確保するための取組

法では業務の適正を確保するための体制の整備について規定されていないが、その取組状況は第8表のとおりである。

第 8 表 業務の適正を確保するための取組

項 目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・中期計画・年度計画	
	・監事監査規程	平成21年4月施行 (平成30年4月改正)
	・業務運営の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する規程	平成21年4月施行 (平成29年4月改正)
	・倫理規程	平成21年4月施行 (平成26年11月改正)
	・公益通報取扱規程	平成21年4月施行 (令和4年6月改正)
	・ハラスメントの防止等に関する規程	平成21年4月施行 (令和4年6月改正)
	・契約規程	平成21年4月施行 (令和5年5月改正)
	・コンプライアンス推進本部設置要綱	平成26年12月施行
	・内部監査実施要綱	平成21年4月施行 (平成28年4月改正)
	・契約審査委員会運営要綱	平成21年4月施行 (令和5年5月改正)
	・仕様書作成委員会等設置運営要綱	平成26年11月施行 (令和4年9月改正)
	・要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する細則	平成21年4月施行 (平成29年4月改正)
	・コンプライアンス推進室の設置	平成21年4月設置
	・監事による監査	令和4年度分は1回実施
	・会計監査人による会計監査	令和4年度分はのべ917時間実施
	・内部監査（自主監査）の実施	自主監査年1回実施
・情報セキュリティ監査の実施	監査年1回実施、 自主点検年1回実施	
・コンプライアンス研修の実施	全職員対象、年1回実施	
情報の保存及び管理	・文書取扱規程	平成21年4月施行 (平成30年4月改正)
	・個人情報保護法等の施行等に関する規程	令和5年4月施行
	・情報セキュリティポリシー	平成21年8月制定 (令和5年7月改正)
	・情報セキュリティ研修の実施	全職員対象、年1回実施
損失の危険の管理	・防災組織計画	令和5年改訂
	・情報セキュリティポリシー	平成21年8月制定 (令和5年7月改正)
	・情報セキュリティ研修の実施	全職員対象、年1回実施
	・医療安全マニュアル	平成21年4月施行
効 率 性	・理事会、常任理事会の開催	理事会は原則年4回、常任理事会は毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。 令和3年度は理事会8回、常任理事会14回開催。令和4年度は理事会8回、常任理事会13回開催。
	・運営協議会（中央、西神戸）、業務経営会議（西）、業務経営改善委員会など各種委員会の開催	各病院において毎月開催
	・評価委員会	令和5年度分は3回開催
	・組織規程	平成21年4月施行 (令和5年4月改正)
	・事務決裁規程	平成21年4月施行 (令和4年1月改正)

5 監査の結果

法人では、平成31年3月に策定した第3期中期計画（計画期間：平成31年4月～令和6年3月）に基づき、市民病院としての医療を提供するとともに、救急医療、小児・周産期医療、感染症対策、災害その他の緊急時における医療、市内の医療機関では対応が困難な高度医療並びに不足している専門医療等の政策的医療も含め、市民に質の高い医療を安全に提供している。令和5年3月に厚生労働省が発表した「救急救命センターの評価結果（令和4年）について」において、中央市民病院の救急救命センターが9年連続となる第1位を獲得した。

また、令和5年9月には、神戸市より第4期中期目標が示されたことから、これを踏まえた第4期中期計画の策定に向け取り組んでいるところである。

新型コロナウイルス感染症への対応においては、患者受入れに際して病院ごとに役割分担し、相互に連携を図るとともに、総力を挙げて取り組むという基本方針を掲げ、帰国者・接触者外来を設置するとともに、重症・中等症を中心とした感染患者の入院受入れに対応してきた。各市民病院では、引き続き、新型コロナウイルス感染症対応を行いつつ、本来の役割である安全で質の高い医療の提供との両立を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対応で得た教訓を踏まえ、新興感染症への備えを充実させることとしている。

一方で、新型コロナウイルス感染症対応のための補助金の交付が終了することや、これまで新型コロナウイルス感染症対応のため入院・手術等の受入れを大幅に制限してきたことから、今後は通常医療における収益確保が課題となっており、令和6年策定の中期計画の取組を推進し、今後も業務プロセスの改善やガバナンスの強化、職員が働きやすい環境づくりに取り組み、市民病院群として、市民に質の高い医療を引き続き安全に提供されたい。

監査の結果として、法人の出納及びその他の事務について、おおむね妥当に処理されていると認められた。事業面では、評価委員会による令和4年度の業務実績評価結果からも、法人の設立の目的に沿って運営されており、また、運営費負担金は交付目的を達成しているものと認められた。しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指 摘 事 項

ア 契約事務を適正に行うべきもの

法人では、契約規程に基づき契約事務を行っており、契約規程第27条第1項で契約書の作成を、同条第2項で請書の提出をそれぞれ省略できることとしている。一方で、「契約事務の手引き」の11事務処理手順（9）専決契約において、契約書の作成や請書を提出させる場合以外は発注書を作成することと定めている。

中央市民病院において、契約書の作成や請書の提出がないにも関わらず発注書の作成を省略していたほか、専決契約による医療機器や事務機器取得の発注に際し、契約責任者の決議をせずに発注していた事例が多数見られた。

発注書は、規定に基づき確実に作成すべきである。その一方で契約責任者への事務の集中や医療機器の管理体制の観点もあることから、物品の調達から管理を含めた事務のあり方を再構築するとともに、必要に応じて規定の改定も検討されたい。

イ タクシーチケットの管理を適正に行うべきもの

法人では、県外の会議等や緊急時及び交代制勤務（深夜や早朝勤務）のため、タクシーチケットを利用しており、その使用や管理方法及び管理簿等の様式は、法人本部及び各病院（以下「事務局」という。）で各々が定めている。

タクシーチケットを都度交付する際に、乗車票番号（タクシーチケットの個別番号）、交付日、交付内容、交付先等を管理簿等（事務局で各々の様式）で記録されていたが、交付後のタクシーチケットの使用状況や所在確認は行われていなかった。また、管理簿等に交付内容の記載がないものや、使用者が記入すべき内容（使用日、乗車区間、金額の前の¥マーク、使用者名）の一部が記入されていないタクシーチケットが散見された。更に、使用済みのタクシーチケットが添付された請求書が届いた際に、管理簿等と使用内容に齟齬がないかの確認をしていない事務局や使用者に使用内容の確認を行っていない事務局があった。

事務局毎の事例は以下のとおりであった。

法人本部総務課では、役員及び法人本部の職員が使用する県内のみ使用可能なタクシーチケット（以下「チケットA」という。）と、県外でも使用可能なタクシーチケット（以下「チケットB」という。）を保有し、交付日、交付先を記録した管理簿により管理されていた。

緊急時及び県外での用務の多い役員にはチケットBを冊単位で常時保有させており、その他の役員等や職員には、使用の都度交付していた。

使用済みチケットAが添付された請求書が届いた際には、自動車（タクシー・ハイヤー）使用承認兼内訳書（以下「承認書」という。）を作成し、チケット毎に使用者が使用（請求）内容（使用日、乗車区間、チケットNo.（乗車票番号）、料金、使用理由等）を確認、記載及び押印の後、所属長承認後、確認決議を行っていた。しかしながら、乗車時刻、使用理由等記載漏れがある承認書や、承認書ではない「（中央市民病院、西市民病院）」と記載された白紙に、4枚の使用済みチケットの貼付のみで、使用者、使用日、乗車区間等の使用内容の記載、確認等が行われていないものがあった。

また、チケットBについては、請求書に使用済みチケットBの写しが添付されているが、使用についての確認や承認手続きは行われていなかった。

西神戸医療センター総務課では、職員が交代制勤務や緊急時に使用するチケットAを保有しており、交付日、チケット番号、交付枚数、所属、氏名、交付者を記載する交付簿により都度交付し、管理されていた。また、時間外の緊急時や深夜帰宅時には、守衛室において、乗車票番号（チケット番号）、交付日時、乗車区間、所属、受領者、使用理由、交付者を記載する交付・使用承認書により都度交付し、管理されていた。しかしながら、使用済みチケットが添付され

た請求書が届いた際には、添付されていた使用済みチケットと請求内容に齟齬がないかの確認は行っていたが、使用済みチケットと交付簿等の記入内容に齟齬がないかの確認や、使用者に使用内容の確認は行っていなかった。

アイセンター病院事務局では、会議や緊急時に使用するチケットAを保有しており、チケット番号、交付日時、氏名、乗車区間、使用目的を記載する交付兼整理簿により都度交付し、管理されていた。しかしながら、使用済みチケットが添付された請求書が届いた際に、添付されていた使用済みチケットと請求内容に齟齬がないかの確認は行っていたが、使用者に使用内容の確認は行っていなかった。また、使用済みチケットには、利用日や乗車区間及び得意先名（使用者）、金額の前の¥マーク等、使用者が記入すべき使用内容に記入のないものがあった。

管理（交付）簿等には乗車票番号（タクシーチケット番号）等個別に識別できる情報を記録し、管理されていたものの、盗難や紛失、不正使用等の事故発生を防止し、万一事故が発生した場合でも、発生時点や原因を容易に把握できるよう、交付後のタクシーチケットの定期的な所在確認や、使用済みタクシーチケットの使用内容に齟齬がないか使用者等へ確認を行うべきである。実態に応じた管理方法、使用にあたってのルールを法人内で検討し、周知徹底すべきである。

ウ 郵便切手類の管理を適正に行うべきもの

事務連絡等に使用する郵便切手類の管理において、以下の事例があった。

法人本部総務課で保有している郵便切手類の消耗品管理簿（以下「管理簿」という。）には、交付または受領の都度、記載されてはいたが、記入者以外の職員による都度の確認や、管理職による定期的な在 High の確認等は行われていなかった。また、看護学校訪問等の出張時に使用する ETC カードを 2 枚保有しているが、都度の受払簿や使用後の請求内容と使用区間の確認は行われていなかった。

中央市民病院では、交付又は受領の都度、管理簿に記録されており、使用者、交付者、係長の確認印が押されていた。しかしながら、実地監査日において、金庫内の 10 枚単位の管理簿と在 High が一致しないものがあり、中には長期間一致していない状況で確認印が押され続けていたものもあったことから、管理簿と在 High を確認せずに決議をしていると言わざるを得ない状況であった。

<p>管理簿と在 High が一致しない郵便切手類 2 円切手（金庫内管理簿 70 枚、金庫内在 High 80 枚）、320 円切手（管理簿 40 枚、在 High 320 円 20 枚、310 円 20 枚）、官製はがき（管理簿 6 枚、在 High 7 枚）</p>
--

アイセンター病院では、交付又は受領の都度、管理簿に記録されており、送付先や使用者の所属、氏名が記録されていたが、管理職による定期的な在 High の確認等は行われていなかった。

法人本部総務課に確認したところ、郵便切手類の管理に関する独自のマニュアル等はないとのことであった。

なお、神戸市の「現金等管理マニュアル」では、保管現金・郵便切手類の定期的チェックと

して、少なくとも毎年度3回の所属長による確認、および所属長の直近上位の上司が、少なくとも年1回、自らチェックを行い、仕組みどおり適正に処理されているか検証することとしているとともに、外郭団体等においても神戸市に準じた厳格な運用を求めている。

郵便切手類について、必要なルールの整備を行ったうえ、法人内で周知徹底し適正に管理を行うべきである。また、ETCカードの請求内容と使用区間に齟齬がないかの確認を行うべきである。

(2) 意見

ア 旅費の運用マニュアル等の整備について

法人では、医療水準の向上に資するため、外国で開催される学会等に職員を参加させ、その参加費及び旅費を支給している。法人の旅費規程（外国旅行の旅費）第26条は以下のとおりである。

(外国旅行の旅費)
第26条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行に対し支給する旅費については、その都度、その支給額及び支給方法を理事長が定める。

法人ではこの旅費規程以外に外国旅行の旅費の支給について定められた要綱や取扱マニュアル等はなく、担当者に確認したところ、神戸市の旅費制度運用マニュアル（以下「市運用マニュアル」。）の「7. 外国旅行（＝海外出張）」の項を参考に経費の積算を行い、法人の旅費規程に基づき理事長決議を経ているとのことであった。

なお、市運用マニュアルでは、「7-11. 日当」及び「7-12. 宿泊料及び食卓料」に、以下のとおり定められている。

7-11. 日当
※船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。また「外国を出発した日」や「外国に到着した日」であっても、その日現地での用務が全く無く、宿泊場所への直行または宿泊場所からの直帰である場合は、原則として日当の額は丙地方につき定める定額とする。

7-12. 宿泊料及び食卓料
※水路旅行又は航空旅行についての宿泊料は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

アイセンター病院の海外出張及び経費の支出決裁に添付されていた海外出張旅費積算・日程表によると、日当区分及び宿泊区分について、市運用マニュアルとは異なる事例（下表の下線部）があった。

(事例)

海外出張旅費積算・日程表			
海外出張者A		海外出張者B	
月日	場所	日当区分	宿泊区分
8/31	伊丹→羽田→フランクフルト	甲	甲
2/19	伊丹→羽田→シドニー	乙	乙

9/1	フランクフルト→ハンブルグ	甲	甲
9/2	学会出席	甲	甲
9/3	学会出席	甲	甲
9/4	ハンブルグ→ミュンヘン→羽田	甲	機内泊
9/5	羽田→伊丹	丙	—

2/20	学会出席	乙	乙
2/21	学会出席	乙	乙
2/22	学会出席	乙	乙
2/23	シドニー→羽田	乙	機内泊
2/24	羽田→伊丹	丙	—

海外出張者C及びD

月日	場所	日当区分	宿泊区分
2/22	関空→クアラルンプール	乙	乙
2/23	学会	乙	乙
2/24	学会	乙	乙
2/25	学会	乙	乙
2/26	学会	乙	機中泊
2/27	関空	丙	

海外出張者E

月日	場所	日当区分	宿泊区分
2/22	関空→クアラルンプール	乙	乙
2/23	学会	乙	乙
2/24	学会	乙	乙
2/25	学会	乙	乙
2/26	学会	乙	—
2/27	関空	—	

(ア) 海外出張者Aの8月31日は、航空機による旅行（機内泊）であり、日当区分は「丙」となるべきところ、「甲」となっていた。また、宿泊料は着陸して宿泊した場合に限り支給されるが、機内泊のため支給されないところ、宿泊区分「甲」となっていた。

(イ) 海外出張者AからEの「外国に到着した日」、海外出張者A及びBの「外国を出発した日」の現地での用務は、日程表等に記載はなかった。宿泊場所への直行又は宿泊場所からの直帰であれば、日当区分は「丙」となるべきところ、「甲」または「乙」となっていた。

(ウ) 海外出張者Eの2月26日の宿泊料及び2月27日の日当を支給していない理由について、決裁や積算・日程表等に記載がなかったため、担当者に確認したところ、2月26日の学会終了後は、用務外であるため、宿泊料及び2月27日の宿泊場所からの直帰である場合の日当区分「丙」は支給していないということであった。

旅費の支給に際しては、現地での用務内容を日程表等に記載し、支給根拠を明確にしたうえで、適切に旅費を計算するとともに、旅費の支給基準を法人内で周知徹底されたい。また、事務の効率化や責任の明確化及び事故防止の観点から、実態に応じた旅費の運用マニュアル等を整備されたい。

イ 資産(備品)管理マニュアル等の整備について

法人には、具体的な資産（備品）管理に関するマニュアル等がなく、資産の管理において、以下の事例があった。

西市民病院では、パソコン、タブレット及びその周辺機器や双眼ルーペ等医療機器について、病院購入資産所在確認調査票（以下「調査票」という。）により、要求科の所属長に対して所在確認（調査票の現状欄に「保有・破棄・不明」のいずれかに○印を付ける様式）の調査を実施していた。調査の結果、「不明」「破棄」と回答した要求科の所属長は、「器具・備品等廃棄及び

除却申請書兼許可書」により資産の廃棄及び除去の申請手続きを令和5年3月に行っていた。調査対象資産164件のうち、「不明」は27件あり、そのうちパソコンやタブレットは23件あった。

西市民病院では、現在は、医師の異動や退職時に資産の確認を確実に行うように改めているとのことであるが、法人として、財政状態を正しく把握することや、事務の効率化や責任の明確化を図るためにも、医療機器等や事務用機器の資産（備品）の現状を確認する仕組みや、具体的な管理マニュアル等を検討し、整備されたい。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。

工事定期監査及び出資団体工事監査結果報告

行財政局、文化スポーツ局、建設局、都市局、建築住宅局
教育委員会事務局
神戸市道路公社、神戸市公立大学法人

神戸市監査委員	細 川 明 子
同	大 澤 和 士
同	福 本 富 夫
同	しらくに 高 太 郎

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定に基づき実施した令和 5 年度第 2 期工事定期監査及び出資団体工事監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

目 次

1	監 査 の 対 象	3
2	監 査 の 期 間	3
3	監 査 の 方 法	3
4	対象工事選定にあたっての重点項目	3
5	監 査 項 目 及 び 着 眼 点	3
6	監 査 の 結 果	4
	(1) 監査結果の概要	4
	(2) 監査結果	8
	○ 指 摘 事 項	
	ア 積 算 《重点項目：「適切な積算及びそのチェック体制」》	
	(ア) 大型建設機械の組立・分解費用の計上を適正に行うべきもの	8
	(イ) 鉛蓄電池の単価を適正に算定すべきもの	8
	イ 契 約	
	(ア) 受変電設備の契約変更を適正に行うべきもの	9
	ウ 施 工 《重点項目：「工事の事故防止対策」》	
	(ア) 高所での墜落防止措置を適正に行うべきもの	9
	○ 意 見	
	ア 設 計	
	ロータリー及び駐輪場の安全な利用確保について	13
	抽出状況表及び抽出工事一覧表	14

1 監査の対象

行財政局、文化スポーツ局、建設局、都市局、建築住宅局、教育委員会事務局、神戸市道路公社、神戸市公立大学法人における令和4年度及び令和5年度施行工事について監査を行った。

工事の抽出状況は第1表、抽出工事は第2表のとおりである。

2 監査の期間

令和5年10月30日～令和6年3月13日

3 監査の方法

監査は、土木・建築・設備工事の施行が法令等に基づき適正に行われているか（合規性）、また3E（経済性、効率性、有効性）ならびに正確性、安全性などの観点から適切に行われているかについて、関係書類の審査、現場の施工状況の調査及び関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 対象工事選定にあたっての重点項目

対象となる工事について「影響度」と「発生頻度」からリスク評価を行った結果、下記のとおりとした。

- ① 工事の事故防止対策
- ② 適切な積算及びそのチェック体制

5 監査項目及び着眼点

サステナビリティ（持続可能な都市経営）及び人権デューデリジェンスを推進する視点に立ち、(1) 土木・建築・設備工事の施行が法令等に基づき適正に行われているか（合規性）、(2) 3E（経済性、効率性、有効性）ならびに正確性、安全性及び人にやさしい整備となっているかについて監査を実施した。

工事の事故防止については、工事事務局発生緊急事態宣言（令和3年8月20日建設局技術管理課発出）が現在も継続中である。高所作業における安全対策上の不備について、過去より何回も同様の指摘があったこと、地下埋設物等の損傷事故について、他の事故と比べ件数が多いことを踏まえ、事故防止の観点から重点的に監査を行った。

積算については、過去より同様の指摘があったにもかかわらず、近年指摘件数が増加傾向であり、工事の予定価格に影響する基本的な事項であるため、正確性が求められることから、重点的に監査を行った。また、積算の内容の確認だけでなく、今回の監査対象局における、積算とそのチェック体制及び職員への研修状況等に関する内部統制の整備、運用状況の確認を行った。

監査項目	着 眼 点
1. 計 画	計画書、事前協議及び諸手続きの状況
2. 設 計	設計の基本的事項、関係法規等の適用、設計基準等の整備状況及びその運用、設計図書の整備、設計の照査
3. 積 算	積算基準等の整備状況及びその運用、工種・数量・単価・歩掛り等の適用、積算の照査
4. 契 約	契約締結手続き、設計変更等の理由、手続き及び内容
5. 施 工	工事関係法規等、施工管理、工事関係書類、監督業務
6. 検 査	検査関係書類
7. 維持管理	保守点検関係書類
8. 委託業務	委託業務関係書類
9. 内部統制	リスクの評価と対応及び統制活動、情報の伝達状況

6 監査の結果

(1) 監査結果の概要

監査の結果、対象となる局・団体の抽出工事の実施に関する全般的な事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかし、事務の一部について、以下に述べる改善を要する事例が見られた。

ア 指摘事項

「積算（重点項目：「適切な積算及びそのチェック体制）」については、2件の誤りが認められた。

これらは単価及び設定条件の誤りであるが、所属内でのクロスチェックや建設局技術管理課による技術審査の活用は行っていたものの、時間的制約や職員の知識不足、経験不足などが要因となって発生したと考えられる。特に時間的制約が更に厳しい設計変更において、積算の誤りが起きていた。十分な積算時間と照査体制が確保できていれば大きな違算は防止されていた可能性がある。

積算は工事の予定価格や契約額に影響する基本的な事項であるため、正確性が求められる。そのため、照査の重要性を再認識し、個々の職員の能力向上とノウハウの継承に加え、さらなる組織的な照査体制の徹底を図ることにより、違算の防止に努めることが重要である。

なお、他の所属では、課長以下積算に関わる全職員でのチェック体制の構築や積算チェックツールの有効活用という独自の取組も見られた。今回指摘を受けた各所属をはじめ、それ以外の所属においても、これらの検証を参考に組織全体で有効な仕組みづくりと運用に努められたい。

「契約」については、変更が適正に行われていない1件の事例が認められた。

これは施工条件が大幅に変更されたにもかかわらず、適切な契約変更手続きを行わなかったものであるが、打合せ簿等の確認不足に加え、契約変更におけるチェック体制の不備が要因となって発生したものと考えられる。

設計図書に示された条件と実際の工事現場の条件が一致しない場合において、必要と認められるときは適切に設計図書の変更を行うべきであり、変更内容の確認やチェックリストの見直し等を行うことで、再発防止に努めることが重要である。

「施工（重点項目：「工事の事故防止対策）」については、高所作業において、墜落防止に必要な安全措置が取られていなかった1件4事例の法令違反が認められた。これらは作業者の人命にも関わる重要な項目であり、違反に対しては法令に罰則が規定されている。発注者及び監督員は改めてこの点を認識し、施工計画書等により作業内容を確認するとともに、安全対策に関する事業者（請負人）及び作業者への監督・指導を主体的に行うべきである。

このような事例は、監督員・事業者（請負人）・作業者の法令等に関する知識不足や、認識の甘さが要因となって、法令違反が発生したと考えられる。また、監督員の適切な監督・指導も行われていなかった。

今回指摘を受けた各所属に対しては、安全管理について事業者（請負人）等を適切に監督・指導することを求めた。

今回の監査結果を受けて、本市の工事設計監理を統括する建設局技術管理課及び建築住宅局技術管理課に対して、監督員の技術力確保について更なる対応を求めた。

あわせて監査事務局では、土木・建築・設備分野の各技術管理委員会における周知等に加え、全職員向けグループウェアの掲示板や職員研修動画（LMS）の配信などにも取り組み、再発防止に向けた注意喚起を強化していく。

なお、高所作業については、過去より何回も同様の指摘をしているところであるが、今年度においても引き続き事故が発生していることから、次期工事監査では、高所作業における安全管理について、適切な監督・指導の実施状況を重点的に検証するとともに、安全管理全般に関して内部統制の整備・運用状況の確認を行っていく。

イ 意見

「設計」については、施設の安全な利用を確保するために、利用案内表示の検討等を意見したものである。設計段階から分かりやすい表示の適切な配置に努める等、ロータリー及び駐輪場がともに安全で有効に機能するため、今後とも地域の実情を把握し、関係部署が一体となり施設の安全な利用確保に努められたい。

ウ サステナビリティの取組

サステナビリティの視点で監査を実施した結果、以下のような取組事例が見られた。今後もこのような取組を積極的に取り入れ持続可能な施設の整備をされたい。

(ア) 建設局

J R 灘駅前広場の再整備において、仮想空間の情報を現実世界に重ね合わせて表示する AR を活用し、タブレット端末のカメラ映像上に設計モデルを表示させることにより、細部取り合いの確認、工事関係者間の認識の共通化が行われ、ICT の活用による省力化の取組が見られた。

(イ) 都市局

市役所本庁舎の（仮称）連絡ロビー・エネルギー施設の整備において、免振層を設け、その上階に電気・熱エネルギーを供給する設備を配置する他、非常用発電機の燃料貯蔵、緊急用排水槽の設置等の対策による防災機能の強化を行うと共に、高効率機器・センサー制御の導入と省エネ運営支援を行うビル・エネルギー管理システムの導入等による省エネルギーに対する取組が見られた。

(ウ) 建築住宅局

鈴蘭台西町保育所の整備における木造の採用の他、同保育所や総合児童センターの整備において、内装材に積極的に木材を使用することにより、脱炭素と循環型社会に資する取組が見られた。

エ 積算に関する内部統制の整備、運用状況

今回の監査対象となる 6 局 2 団体の工事担当課 14 所属に対し、積算及びそのチェック体制と積算業務に関わる職員への研修状況等に関して内部統制の整備、運用状況について確認を行った。

その結果、おおむね整備、運用が実施されていたものの、今後も各所属において、これらの取組を確実に実施すると共に、それぞれの実情に応じた工夫を行うことで更なる違算防止の徹底に取り組まされたい。

(ア) 積算に対する各所属でのリスク評価と運用

工事発注を行っている全所属において、設計図書作成時の積算の誤りに対し、過去の監査指摘の有無等により評価に所属ごとに差はあるものの、可能性のあるリスクとして認識を行い、リスク評価シートに反映するとともに、リスクを引き起こす原因とその対策案についても整理されていた。

(イ) 内部統制の運用にあたって、所属での対応策の整備状況、積算に対する照査体制

照査担当者をあらかじめ指定する、工事毎に指定する等、各所属で違いはあるものの、積算に対し照査体制を決定していた。照査を行うにあたっては、所属内でのクロスチェックや、各所属で作成している積算チェックリスト、建設局技術管理課作成の照査チェックリストを活用

するなどが行われていた。また、一部の所属では、課長以下積算に関わる全職員による照査会が実施されていた。

積算に関わる担当者が少ない所属や、積算の経験が浅い担当者に対しては、建設局技術管理課で行っている技術審査を活用することで、設計図書の精度の向上を図っていた。

(ウ) 国や契約監理課、各技術管理委員会からの連絡や通知等についての所属内での周知

各所属とも、メーリングリストやビジネスチャットツールの活用、定期的な業務ラインでの会議の開催等により、情報の共有と周知を行っていた。

(エ) 積算業務におけるリスク対応において、各所属内での職員への研修等への取組状況

各所属において、新規配属となった担当者へはOJT研修の実施に加え、建設局技術管理課や建築住宅局技術管理課が主催する研修等への積極的な参加や、国等が主催する専門的な研修への参加を行っていた。一部の所属では、課長以下積算に関わる全職員による照査会をOJT研修と位置付けて実施していた。

(オ) 積算においてのリスク対応を行うにあたって、ICTの活用事例

一部の所属では、エクセルの関数機能を利用した積算チェックツールを使用し、目視によるチェックを補完する取組が見られた。この積算チェックツールについては、今後も拡充を図っていくとのことであった。

(2) 監査結果

○ 指 摘 事 項

ア 積 算（重点項目：「適切な積算及びそのチェック体制」）

（ア）大型建設機械の組立・分解費用の計上を適正に行うべきもの

本工事は、兵庫区にある第一平野橋と第三平野橋の2橋を、老朽化に伴い架け替えを行うものである。

土木工事では、大重量の橋梁を架け替える際に大型建設機械を用いるが、その組立・分解に要する費用は積算基準等に基づき計上している。

当初設計では、1回の組立・分解で2橋の架け替えを行う事としていたが、現場内で大型建設機械を移動させて1橋ごとに、組立・分解する必要が生じた。

そこで、設計変更により、現場内移動に伴う大型建設機械の組立・分解に要する費用の追加計上を行ったが、その際、建設機械の規格選択を誤り、過大となっていた。

設計変更における積算は、工事の契約額に直接影響するものであるため、本工事の積算について十分な検証を行うとともに、再発防止に向けて、積算チェックリストの活用、複数職員によるダブルチェックの充実等により、適正な積算を徹底すべきである。

（建設局道路工務課）

[No.7 第一平野橋・第三平野橋架替工事]

（請負金額 449,837千円）

（イ）鉛蓄電池の単価を適正に算定すべきもの

本工事は、中央区における市役所本庁舎の（仮称）連絡ロビー・エネルギー施設建設に伴う電気設備工事である。

電気設備工事の単価の多くは、材料費と積算基準により算出した設置費から構成される。

本工事では、受変電設備の制御及び操作用の直流電源装置に内蔵される鉛蓄電池の単価において、不要な設置費が計上されていたため、過大となっていた。

積算は、工事の予定価格に影響するものであるため、本工事の積算について十分な検証を行うとともに、再発防止に向けて、積算チェックリストの活用、複数職員によるダブルチェックの充実等により、適正な積算を徹底すべきである。

（都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課）

[No.31 （仮称）連絡ロビー・エネルギー施設他電気設備工事]

（請負金額 1,824,889千円）

イ 契約

(ア) 受変電設備の契約変更を適正に行うべきもの

本工事は、北区のしあわせの村にある宿泊施設の受変電設備を改修するものである。

当初設計では、施設管理者側の要望により、受変電設備の内部部品交換を夜間作業（19時～翌日5時）で行う必要があったため、設計図書に参考工程を明示した上で、夜間割増単価等を適用していた。

契約後、請負人が現地詳細調査を行ったところ、既設部材と交換部品の大幅な現地加工が必要となった。

このため、受変電設備を全面更新することになり、作業時間も8時～22時に変更するなど、設計図書に示された施工条件から大きな変更となった。

公共工事の品質確保の促進に関する法律では、発注者の責務として、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合には、適切に設計図書の変更を行うこととされている。

しかしながら、契約変更手続きにおいて、作業時間帯を変更したにもかかわらず、図面の変更のみで、割増単価の適切な変更を行っていなかった。

また、全面更新に変更となった受変電設備についても、既設機器搬出と新設機器搬入に係る適切な変更を行っていなかった。

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合において、必要があると認められるときは、適切に契約変更の手続きを行うべきである。

(建築住宅局設備課)

[No.52 しあわせの村たんぼぼの家受変電設備改修工事]

(請負金額 43,769千円)

ウ 施工（重点項目：「工事の事故防止対策」）

(ア) 高所での墜落防止措置を適正に行うべきもの

高所作業において、墜落防止に必要な安全措置が取られていなかったという以下のような法令違反が認められた。これらは工事関係者の人命にも関わる重要な項目である。

発注者は請負人より提出される施工計画書を基に、発注者と請負人双方が事前に作業内容の確認を行うとともに、法令を遵守し、不安全状態を無くすよう指導を行うべきである。

A 高所作業車を使用する際の安全対策を適正に行うべきもの

本工事は、緊急輸送路である長田楠日尾線において、電線共同溝を整備するものである。

「労働安全衛生規則」では、高所作業車を用いて作業を行う場合、高所作業車の作業床上の労働者は、要求性能墜落制止用器具等を使用しなければならないとされている。

本工事では、工事に影響のある街路樹の撤去作業を、高所作業車を用いて行っているが、

要求性能墜落制止用器具を使用しておらず、墜落の危険性がある状態であった。



(建設局道路工務課)

[No.6 長田楠日尾線(下沢通)電線共同溝整備工事(その4)]

(請負金額 150,786千円)

B つり足場上での作業を適正に行うべきもの

本工事は、垂水区にある神明大橋の補修及び補強を行うものである。

「労働安全衛生規則」では、つり足場の上で、脚立、はしご等を用いて労働者に作業させてはならないとされている。

本工事では、橋梁の補修及び補強の作業を行うために必要な作業床を確保するため、つり足場を設けているが、つり足場の上で禁止されている脚立等を用いた作業を行っていた。



(建設局道路工務課)

[No.13 神明大橋補修補強工事]

(請負金額 189,200千円)

C 屋上作業での墜落防止措置を適正に行うべきもの

本工事は、兵庫区にある雨水ポンプ場の電気設備を更新するものである。

「労働安全衛生規則」では、高さ2m以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならいとされている。

本工事では、ポンプ場の屋上端部に設置されている雨量計を交換する際、高さが2m以上の箇所で作業でありながら、足場を組み立てる等の方法による作業床や防網は設置されていない状態であった。

この場合には、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

しかし、請負人は安全作業責任者による常時監視と注意喚起は行ったものの、作業場に親網を張り、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させるといった基本的な安全措置を講じておらず、法令違反状態であった。



(建設局中央水環境センター施設課)

[No.38 湊川ポンプ場雨水ポンプ電気設備工事]

(請負金額 279,233千円)

D 高所での墜落防止措置を適正に行うべきもの

本工事は、西区にある神戸市外国語大学の給排水管等を更新するものである。

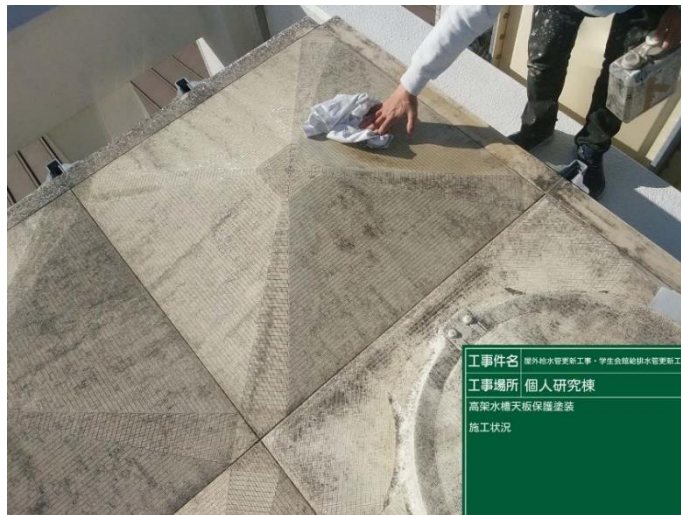
「労働安全衛生規則」では、高さ2m以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならいとされている。

本工事のなかで、大学内個人研究棟の屋上に設置されている高架水槽天板の塗装を補修する作業を行ったが、作業場所の高さが2m以上でありながら、足場を組み立てる等の方法による作業床や防網は設置されていない状態であった。

この場合には、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

しかし、請負人は保護具の着用をしなければならない認識はあったにもかかわらず、作業場所に親網を張り、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させるといった基本的な安全措置を講じておらず、法令違反状態で、高架水槽天板上や屋上部の躯体梁部上で作業を行っていた。

本工事は工事の設計監理を外部委託しているが、発注者は請負人だけではなく、設計監理者を含めたすべての関係者が法令を遵守し、不安全状態を無くすよう指導を行うべきである。



(神戸市公立大学法人 神戸市外国語大学)

[No.71 屋外給水管更新工事・学生会館給排水管更新工事]

(請負金額 74,012千円)

○ 意 見

ア 設 計

ロータリー及び駐輪場の安全な利用確保について

本工事は、垂水駅北側において、ロータリーの新設に併せその上部に既存原付定期専用駐輪場の建て替えを行うものである。

駐輪場は原付専用、定期専用であるため、自転車利用者、臨時利用者は対象外であることを周知し、円滑な施設利用を確立することが必要である。また、駐輪場利用者とロータリー利用者が同じ動線でロータリー内を通行するため交通が錯綜することが懸念されるとともに、バス等周辺の円滑な交通の確保も求められる。

利用案内表示については、ロータリーの奥にあるため目立たず、それ以外には表示が無く、分かりにくい状態である。また、利用者への誘導案内や規制表示も不十分である。設計段階から地域の実情を把握したうえで、ロータリー及び駐輪場がともに安全で有効に機能する方法を十分に検討することが重要であり、今後とも施設の安全な利用確保に努められたい。



(建築住宅局建築課)

[No.47 (仮称) 垂水駅前立体駐輪場 (西D)・ロータリー整備工事]

(請負金額 459,800 千円)

第 1 表 抽出状況表

工事定期監査

(単位 金額：千円)

区 分		監 査 対 象 工 事		抽 出 工 事		抽 出 率 (%)	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
行 財 政 局	土 木	—	—	—	—	—	—
	建 築	—	—	—	—	—	—
	設 備	26	344,071	2	36,080	7.7	10.5
文 化 ス ポ ー ツ 局	土 木	—	—	—	—	—	—
	建 築	1	4,609	—	—	—	—
	設 備	8	146,117	2	40,051	25.0	27.4
建 設 局	土 木	274	24,375,132	14	2,861,351	5.1	11.7
	建 築	—	—	—	—	—	—
	設 備	132	24,165,978	11	1,761,340	8.3	7.3
都 市 局	土 木	—	—	—	—	—	—
	建 築	11	5,434,663	1	3,296,205	9.1	60.7
	設 備	25	3,923,920	6	3,449,150	24.0	87.9
建 築 住 宅 局	土 木	—	—	—	—	—	—
	建 築	144	27,017,333	12	8,068,541	8.3	29.9
	設 備	176	8,614,158	13	1,628,175	7.4	18.9
教 育 委 員 会 事 務 局	土 木	—	—	—	—	—	—
	建 築	—	—	—	—	—	—
	設 備	4	24,686	1	11,440	25.0	46.3
計		801	94,050,667	62	21,152,333	7.7	22.5

出資団体工事監査

(単位 金額：千円)

区 分		監 査 対 象 工 事		抽 出 工 事		抽 出 率 (%)	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
神 戸 市 道 路 公 社	土 木	19	1,318,471	2	405,361	10.5	30.7
	建 築	—	—	—	—	—	—
	設 備	39	3,102,480	4	637,114	10.3	20.5
神 戸 市 公 立 大 学 法 人	土 木	—	—	—	—	—	—
	建 築	3	269,753	1	82,840	33.3	30.7
	設 備	4	110,950	1	74,012	25.0	66.7
計		65	4,801,654	8	1,199,327	12.3	25.0

合 計

(単位 金額：千円)

区 分		監 査 対 象 工 事		抽 出 工 事		抽 出 率 (%)	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
計		866	98,852,321	70	22,351,660	8.1	22.6

備 考：(1)監査対象工事は、請負金額250万円以上のものとした。

(2)本表は、令和5年8月31日時点における契約監理システムのデータと各局及び出資団体からの提出資料に基づき作成した。

第 2 表 抽 出 工 事 一 覧 表

行財政局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
設備	1	本庁舎空調用自動制御機器整備業務	アズビル(株) ビルシステムカン パニー関西支社	29,700	R4. 8. 4	R5. 3. 17	随契
	2	本庁舎パッケージ型エアコン保守 点検業務	(株)イトーヨー ギョー	6,380	R5. 4. 1	R6. 3. 31	指名

文化スポーツ局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
設備	3	北区文化センターすずらんホール 調光卓更新業務	パナソニックEW エンジニアリング (株) 近畿支店	20,361	R4. 12. 19	R5. 3. 24	随契
	4	中央体育館冷却塔整備業務	空研工業(株) 大 阪支店	19,690	R4. 10. 5	R5. 3. 24	随契

建設局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
土木	5	丸山2号線下法面防災対策工事	山崎建設(株)	147,447 (149,525) (146,330)	R3.9.3 (R4.7.20) (R5.2.22) (R5.3.24)	R4.8.19 (R5.2.28) (R5.3.31)	制限
	6	長田楠日尾線(下沢通)電線共同溝整備工事(その4)	協同建設(株)	143,476 (150,786)	R3.9.3 (R4.3.22) (R4.10.31) (R5.1.13)	R4.3.31 (R4.10.31) (R5.1.31)	制限
	7	第一平野橋・第三平野橋架替工事	港建設(株)	332,123 (345,448) (422,463) (449,837)	R3.11.1 (R4.3.22) (R4.7.19) (R4.10.21) (R4.12.7)	R4.10.31 (R4.12.9)	制限
	8	神戸三田線(大池西地区)街路築造工事	港建設(株)	294,159 (349,078) (361,940) (375,526)	R3.11.10 (R4.9.14) (R4.11.17) (R5.3.29) (R5.5.31)	R5.1.31 (R5.3.31) (R5.5.31)	一般 (総評)
	9	長田楠日尾線(六甲)電線共同溝整備工事(北工区)	(株)マツモトエンジニアリング	139,405 (172,684) (175,404)	R4.1.26 (R4.12.6) (R5.1.30) (R5.2.20) (R5.2.24)	R4.12.28 (R5.1.31) (R5.2.28)	制限
	10	有野六甲線道路防災対策工事(12・14・15工区)	(株)福島組	260,112 (304,186) (336,157)	R4.2.7 (R4.8.26) (R5.1.16)	R4.12.31 (R5.1.31)	制限
	11	樋谷第二大橋耐震補強工事その1	関西化工建設(株)	361,900 (363,426) (428,007) (432,515)	R4.3.30 (R4.5.2) (R5.3.16) (R5.8.29)	R5.8.31	制限 (総評) (低入)
	12	西垂水210号線防災対策工事	福地建設(株)	4,837 (5,057) (5,665)	R4.4.7 (R4.5.2) (R4.7.5) (R4.10.26)	R4.7.18 (R4.10.31)	制限
	13	神明大橋補修補強工事	日本ロード・メンテナンス(株)	189,200	R4.9.13	R5.11.30	制限 (総評)
	14	西神6号線段差解消工事(その2)	住本道路(株)	18,533	R5.5.9 (R5.8.10)	R5.8.31 (R5.9.29)	制限
	15	ゆずりは橋高質化他工事その1	大鉄工業(株)	195,470 (184,149)	R4.12.23 (R5.6.29) (R5.8.9)	R5.7.31 (R5.8.18)	制限
	16	JR灘駅南側駅前広場再整備工事	港建設(株)	260,348 (264,818)	R5.3.8 (R5.7.20)	R6.3.15	制限
	17	令和4年度(後期)西部管内側溝整備単価契約工事	(株)朱門建設工業	88,065	R4.10.1	R5.3.31	制限

建設局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
土木	18	令和4年度(後期)垂水管内側溝整備単価契約工事	(株)信貴開発	44,366	R4.10.1	R5.3.31	制限
設備	19	舞子多聞線アンダーパス他排水ポンプ制御盤更新工事	松本電工(株)	8,119 (8,350)	R4.11.4 (R5.3.27)	R5.3.31	制限
	20	垂水処理場 東4号送風機設備工事	川崎重工業(株)	348,480	R4.8.10	R6.3.15	制限
	21	本庄ポンプ場ディスクスクリーン機械設備工事	(株)神鋼環境ソリューション	109,670	R4.5.10	R5.3.17	制限
	22	湊川ポンプ場 雨水ポンプ電気設備工事 [24機械]	三菱電機(株)	261,800 (279,233)	R2.11.18 (R4.2.14) (R5.3.15)	R4.3.31 (R5.3.15)	制限
	23	鈴蘭台処理場 高度処理水量計他取替工事	メタウォーター(株)	33,143	R4.7.29	R5.3.24	制限
	24	湊川ポンプ場 2・3号雨水ポンプ機械設備工事 [22電気]	(株)西島製作所	440,402 (475,319) (477,269)	R3.2.5 (R4.3.29) (R5.3.3)	R4.3.31 (R5.3.15)	制限
	25	垂水処理場濃縮棟脱臭設備工事	(株)神鋼環境ソリューション	409,200 (420,286)	R3.12.16 (R5.2.21) (R5.3.14)	R5.2.27 (R5.9.29)	制限
	26	玉津処理場 高圧洗浄水管取替工事	日新工業(株)	27,280	R4.8.22	R5.3.17	制限
	27	垂水処理場 中央監視設備保守点検	菱井商事(株) 社会環境システム部	6,776	R4.4.1	R5.3.31	随契
	28	吉田ポンプ場 2号電動機改修	東芝インフラシステムズ(株) 関西支社	27,280	R4.8.29	R5.3.31	随契
29	有馬第1マンホールポンプ施設他ポンプ改修	(株)ニチジョー	24,453	R4.9.8	R5.3.31	指名	

都市局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
建築	30	(仮称) 連絡ロビー・エネルギー施設建設他工事 [31, 32電気、33, 34機械]	明和・関建特定建設工事共同企業体	2,970,000 (3,000,635) (3,296,205)	R3.12.6 (R4.11.10) (R5.5.12)	R6.1.31 (R6.8.30)	制限 (総評)
設備	31	(仮称) 連絡ロビー・エネルギー施設電気設備工事 [30建築、32電気、33, 34機械]	きんでん・ミナト電気工事特定建設工事共同企業体	1,698,400 (1,824,889)	R3.12.6 (R5.5.22)	R6.1.31 (R6.8.30)	一般 (総評)
	32	(仮称) 連絡ロビー・エネルギー施設昇降機設備工事 [30建築、31電気、33, 34機械]	三菱電機ビルソリューションズ(株)	164,471	R3.12.23 (R5.8.21)	R6.1.31 (R6.8.30)	制限
	33	(仮称) 連絡ロビー・エネルギー施設他空気調和設備工事 [30建築、31, 32電気、34機械]	菱和・三神特定建設工事共同企業体	1,007,600 (1,125,960)	R3.12.6 (R5.5.12)	R6.1.31 (R6.8.30)	制限 (総評)
	34	(仮称) 連絡ロビー・エネルギー施設他給排水設備工事 [30建築、31, 32電気、33機械]	(株) 明和工務店	281,974 (285,384)	R4.1.17 (R5.5.16)	R6.1.31 (R6.8.30)	制限 (総評) (低入)
	35	西神住宅団地パークアベニュー電気設備工事(その2)	(株) 甲友電気設備	19,419 (19,516)	R4.9.26 (R5.3.16)	R5.3.17	制限
	36	深江浜南ポンプ場1号ポンプ設備整備	新菱工業(株) 関西支店	28,930	R4.11.9	R5.3.31	随契

建築住宅局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
建築	37	神戸市総合児童センター移転整備工事	青木あすなろ・矢野特定建設工事共同企業体	3,373,700 (3,402,267) (3,733,697) (3,747,007) (3,823,160)	R2.2.25 (R3.10.26) (R4.3.18) (R4.7.12) (R4.9.30)	R3.10.31 (R4.3.31) (R4.7.15) (R4.9.30)	一般 (総評)
	38	垂水小学校校舎棟建設工事その1 [51電気、56機械]	明和・神東特定建設工事共同企業体	1,461,900 (1,555,499) (1,655,929) (1,700,281)	R3.12.6 (R4.10.12) (R5.2.7) (R5.3.22)	R5.3.15 (R5.3.31)	制限 (低入)
	39	(仮称)新鈴蘭台西町保育所新築工事 [53電気、60機械]	(株)益田工務店	387,200 (400,609)	R4.6.15 (R5.2.13) (R5.3.24)	R5.2.28 (R5.3.31)	制限
	40	摩耶学童保育コーナー整備工事	新装工業(株)	64,603 (65,120)	R4.6.24 (R4.12.14)	R4.12.15 (R4.12.28)	制限
	41	鶴甲小学校昇降機棟増築他工事	(株)須貝工務店	85,459 (98,406) (98,527)	R4.7.14 (R5.3.7) (R5.3.22)	R5.3.15 (R5.3.31)	制限
	42	桜が丘小学校・春日台小学校外壁改修他工事	(株)トーホー・コンストラクション	146,707 (147,037) (221,991)	R4.7.26 (R5.1.11) (R5.3.28)	R5.2.28 (R5.3.31)	制限
	43	桜の宮中学校外壁改修他工事	(株)神盟	140,712 (140,811) (215,699)	R4.7.28 (R5.3.2) (R5.3.22)	R5.3.15 (R5.3.30)	制限
	44	レバンテ垂水2番館4階児童館整備工事	(株)カイト	181,269 (182,820) (188,639)	R4.8.23 (R5.4.24) (R5.5.19)	R5.4.29 (R5.5.31)	制限
	45	旧青陽西養護学校校舎棟解体撤去他工事	(株)日栄テック	420,486 (497,816)	R4.9.15 (R5.6.26)	R5.6.30	制限
	46	北消防署屋上防水・外壁他改修工事	(株)河合塗研	81,389 (93,830) (99,924)	R4.9.20 (R5.1.19) (R5.3.15) (R5.5.1)	R5.2.28 (R5.3.30) (R5.5.10)	制限
	47	(仮称)垂水駅前立体駐輪場(西D)・ロータリー整備工事 [55電気]	湊建設工業(株)	459,800	R4.9.21	R5.9.29	制限 (低入)
	48	旧友生支援学校住吉分校校舎解体撤去他工事	(株)河合塗研	385,470 (296,975)	R4.10.7 (R5.9.4)	R5.9.29	制限

建築住宅局

工事 種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約 の 方法
設備	49	本庁舎1号館エレベーター更新工事その2	三菱電機ビルソリューションズ(株)	555,500 (557,073)	R2.12.4 (R5.1.6)	R5.3.10	制限
	50	自然の家受変電設備他更新工事	甲斐電気工事(株)	18,645 (19,250)	R3.11.9 (R4.3.3) (R4.9.6) (R4.12.1)	R4.3.4 (R4.10.29) (R4.12.7)	制限
	51	垂水小学校校舎棟建設電気設備工事その1 [38建築、56機械]	東洋電気工事(株)	237,380 (237,721) (234,201)	R3.12.17 (R5.2.20) (R5.3.24)	R5.3.15 (R5.3.31)	制限
	52	しあわせの村たんぼの家受変電設備改修工事	サン電設工業(株)	31,548 (43,769)	R4.6.22 (R5.2.7)	R5.3.3	制限
	53	(仮称)新鈴蘭台西町保育所新築電気設備工事 [39建築、60機械]	松尾電設工業(株)	61,160 (61,600) (62,953)	R4.8.3 (R5.2.27) (R5.3.29)	R5.2.28 (R5.3.31)	制限
	54	西区玉津支所電気設備改修工事 [59機械]	ミナト電気工事(株)	102,410 (102,762) (106,645)	R4.9.12 (R5.3.14) (R5.3.29)	R5.3.17 (R5.3.31)	制限
	55	(仮称)垂水駅前立体駐輪場(西D)・ロータリー整備設備工事 [47建築]	(株)オールライト	52,261	R4.12.1	R5.9.29	制限
	56	垂水小学校校舎棟建設機械設備工事その1 [38建築、51電気]	邦設備工業(株)	199,100 (199,397) (172,612)	R3.12.23 (R5.3.13) (R5.3.24)	R5.3.15 (R5.3.31)	制限
	57	北須磨文化センタートイレ改修他工事	(株)R・P l a n n i n g	26,960 (30,733)	R4.6.1 (R4.11.9)	R4.11.15	制限
	58	六甲山牧場浄化槽改修工事	日新工業(株)	103,147 (121,594)	R4.6.16 (R5.2.27)	R5.2.28 (R5.3.31)	制限
	59	西区玉津支所機械設備改修工事 [54電気]	(株)ダイユウ設備	101,530 (101,739) (120,538)	R4.7.19 (R5.3.16) (R5.3.29)	R5.3.17 (R5.3.31)	制限
	60	(仮称)新鈴蘭台西町保育所新築機械設備工事 [39建築、53電気]	(株)圓奈	90,750 (91,344) (92,378)	R4.9.27 (R5.2.21) (R5.3.30)	R5.2.28 (R5.3.31)	制限
	61	しあわせの村研修館GHP更新工事	(株)杉原工業所	14,135 (14,168)	R4.10.31 (R5.3.23)	R5.3.23	制限

教育委員会事務局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
設備	62	「食缶洗浄機」補修業務	(株)中西製作所 神戸営業所	11,440	R4.12.20	R5.3.31	随契

神戸市道路公社

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
土木	63	六甲有料道路(1.8-1.95 KP)落石対策工事	北神戸土木(株)	277,543 (327,918)	R3.12.10 (R5.1.5) (R5.3.24)	R5.1.31 (R5.3.31)	制限
	64	西唐櫃橋耐震補強工事	日本ジッコウ (株)	67,827 (77,443)	R4.8.24 (R5.1.23) (R5.6.28) (R5.7.21)	R5.2.28 (R5.6.30) (R5.7.31)	制限
設備	65	布引トンネル自家発電設備更新工事	東芝インフラシステムズ(株)	382,800	R3.8.19	R4.12.16	制限
	66	布引換気所高圧ケーブル更新工事	神戸電機工事 (株)	95,535 (99,055)	R4.9.21 (R5.7.14)	R5.7.31	制限
	67	六甲有料道路情報板設備更新工事	コイト電工株式会社 大阪支店	143,550 (142,208)	R3.8.19 (R4.3.23) (R5.3.7)	R4.3.31 (R5.3.31)	制限
	68	電気室空調設備更新工事	田岡企業(株)	13,051	R4.9.26	R5.3.31	制限

神戸市公立大学法人

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
建築	69	令和4年度神戸市外国語大学部室 会館・合宿所・弓道場外壁改修、 部室会館トイレ改修工事	(株)トーホー・コ ンストラクション	82,254 (82,840)	R4.10.18 (R5.3.24)	R5.3.31	指名
設備	70	屋外給水管更新工事・学生会館給 排水管更新工事	近畿総合設備 (株)	70,180 (74,012)	R4.9.14 (R5.3.28)	R5.3.31	指名

- 備考：(1)「請負人名」欄の「特定JV」は特定建設工事共同企業体を表す。
(2)「契約の方法」欄の「一般」は一般競争入札、「制限」は制限付一般競争入札、「指名」は指名競争入札、「随契」は随意契約を表す。
(総評)は総合評価落札方式、(低入)は低入札価格調査基準価格未満で契約した工事を表す。
(3)表は令和5年8月31日時点における契約監理システムのデータと各局及び出資団体提出資料から作成。
(4)37「神戸市総合児童センター移転整備工事」は遅延。

例 月 出 納 検 査 結 果 報 告

神戸市監査委員	細 川 明 子
同	大 澤 和 士
同	福 本 富 夫
同	しらくに 高 太 郎

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した令和5年10、11、12月分の例月出納検査の結果は次のとおりであった。

(会計管理者所管分)

1 検査の対象

令和5年10、11、12月分の現金等（基金に属する現金を含む。）の出納保管状況

2 検査の実施年月日

令和5年11月28日（10月分）、12月27日（11月分）、令和6年1月29日（12月分）

3 検査の結果

- (1) 会計室提出資料記載の計数と会計諸帳簿の計数を照合したところ一致した。
- (2) 各月末における現金・預金等の在高を「指定金融機関出納月報」及び各種預金証書などによって確認したところ、帳簿上の残高と一致した。

資 料

- | | |
|-----|-----------------|
| 第1表 | 会計管理者所管各会計収支現計表 |
| 第2表 | 会計管理者所管現金等の保管状況 |

第 1 表 会計管理者所管各会計収支現計表（令和5年度）

（単位 金額：円）

現金及び会計の区分		令和5年9月末残高	令和5年12月末残高
歳計現金・歳入歳出外現金	一 般 会 計	52,707,745,632	67,762,585,036
	特 別 会 計	△ 105,221,430,341	△ 135,875,354,987
	市場事業費	3,930,173	△ 104,151,139
	食肉センター事業費	△ 119,473,030	△ 182,048,323
	国民健康保険事業費	1,840,142,834	△ 6,045,517,661
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	341,805,951	361,948,295
	駐車場事業費	35,331,438	50,416,659
	農業集落排水事業費	△ 92,592,424	△ 349,615,961
	市街地再開発事業費	281,866,620	127,514,350
	市営住宅事業費	△ 550,084,727	△ 1,150,157,503
	介護保険事業費	1,987,597,917	△ 4,942,671,104
	後期高齢者医療事業費	△ 7,979,225,175	△ 16,429,052,077
	空港整備事業費	△ 1,050,598,147	△ 968,444,630
	公 債 費	△ 99,920,131,771	△ 106,243,575,893
一 時 保 管 金	△ 3,257,791,601	△ 3,388,109,302	
整 理 金	32,371,119,888	29,083,971,960	
計 (A)	△ 23,400,356,422	△ 42,416,907,293	
基金に属する現金 (B)	158,185,477,591	160,296,061,702	
企業 属する 会計 現金	下水道事業会計	33,784,576,808	36,853,041,714
	港湾事業会計	52,332,493,604	60,697,955,590
	新都市整備事業会計	69,407,944,999	75,481,966,980
	計 (C)	155,525,015,411	173,032,964,284
計 (D=A+B+C)	290,310,136,580	290,912,118,693	
一 時 借 入 金 (E)	0	0	
未 記 帳 (F)	0	0	
計 (G=D+E+F)	290,310,136,580	290,912,118,693	
債 券 (H)	350,906,461,649	360,229,339,649	
総 計 (G+H)	641,216,598,229	651,141,458,342	

第 2 表 会計管理者所管現金等の保管状況

(単位 金額：円)

(令和5年12月31日現在)

帳簿残高		現金・預金在高	
種別	金額	種別	金額
記帳残高	290,912,118,693	釣銭用現金	24,225,900
歳計現金・歳入歳出外現金	△ 42,416,907,293	普通預金	316,438,060
基金に属する現金	160,296,061,702	指定金融機関別段預金	156,686,600,733
企業会計に属する現金	173,032,964,284	定期預金	101,684,854,000
一時借入金	0	信託預金	0
未記帳	0	譲渡性預金	32,200,000,000
		外貨預金	0
		債券現先	0
		通知預金	0
小計	290,912,118,693	小計	290,912,118,693
債券	360,229,339,649	指定代理金融機関未決済高	0
		債券	360,229,339,649
合計	651,141,458,342	合計	651,141,458,342

(公営企業管理者所管分)

1 検査の対象

令和5年10、11、12月分の現金等（基金に属する現金を含む。）の出納保管状況

2 検査の実施年月日

(交通事業管理者所管分)

令和5年11月28日（10月分）、12月28日（11月分）、令和6年1月29日（12月分）

(水道事業管理者所管分)

令和5年11月28日（10月分）、12月27日（11月分）、令和6年1月26日（12月分）

3 検査の結果

- (1) 提出資料記載の計数と会計諸帳簿の計数を照合したところ一致した。
- (2) 各月末における現金・預金等の在高を出納取扱金融機関の別段預金に関する「預金受払簿」、「現金保管証明書」及び各種預金証書などによって確認したところ、帳簿上の残高と一致した。

資 料

- | | |
|------|-------------------|
| 第1表 | 自動車事業会計現金収支表 |
| 第2表 | 自動車事業会計の現金保管状況 |
| 第3表 | 高速鉄道事業会計現金収支表 |
| 第4表 | 高速鉄道事業会計の現金保管状況 |
| 第5表 | 交通事業基金現金収支表 |
| 第6表 | 交通事業基金の現金保管状況 |
| 第7表 | 水道事業会計現金等収支表 |
| 第8表 | 水道事業会計の現金等保管状況 |
| 第9表 | 水道事業基金現金等収支表 |
| 第10表 | 水道事業基金の現金等保管状況 |
| 第11表 | 工業用水道事業会計現金等収支表 |
| 第12表 | 工業用水道事業会計の現金等保管状況 |

第1表 自動車事業会計現金収支表(令和5年10月~12月分)

(単位 金額:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
1 事業収益	2,676,552,757	1 事業費用	3,222,917,389
2 戻入金	2,069,062	2 事業収益還付金	103,092,441
3 未収金	13,251,637	3 建設改良費	37,197,853
4 一時借入金	1,500,000,000	4 貯蔵品購入	4,475,779
5 前受金	880,134,000	5 前払費用	5,062,000
6 預り金	216,772,973	6 企業債償還	39,000,000
7 建設受入寄付金	150,000	7 一時借入金償還	1,500,000,000
		8 未払金	63,818,950
		9 前受金返還	910,210
		10 預り金返還	221,264,612
合 計	5,288,930,429	合 計	5,197,739,234
		収 支 差 引	91,191,195
		5 年 9 月 末 残 高	2,105,921,745
		5 年 12 月 末 残 高	2,197,112,940

第2表 自動車事業会計の現金保管状況

(単位 金額:円)

(令和5年12月31日現在)

帳 簿 残 高		現 金 ・ 預 金 在 高	
種 別	金 額	種 別	金 額
現 金	36,532,468	現 金	36,532,468
		両替釣銭用現金	195,500
		バス車載釣銭用現金	11,789,730
		小 口 現 金	24,502,038
		自動釣銭装置試験用現金	45,200
預 金	2,160,580,472	預 金	2,160,580,472
		出納取扱金融機関別 段 預 金	2,160,580,472
合 計	2,197,112,940	合 計	2,197,112,940

第3表 高速鉄道事業会計現金収支表（令和5年10月～12月分）

（単位 金額：円）

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
1 事 業 収 益	6,705,310,929	1 事 業 費 用	3,312,060,261
2 戻 入 金	3,388,369	2 事 業 収 益 還 付 金	760,182,265
3 未 収 金	32,520,040	3 建 設 改 良 費	1,970,500,253
4 預 り 金	321,325,127	4 貯 蔵 品 購 入	53,773,755
5 前 受 金	375,726	5 前 払 金	880,134,000
5 基 金 繰 入 準 備 金	1,949,133	6 企 業 債 償 還 金	29,734,751
		7 未 払 金	275,886,813
		8 前 受 金 返 還	65,177,261
		9 預 り 金 返 還	361,277,827
合 計	7,064,869,324	合 計	7,708,727,186
		収 支 差 引	△ 643,857,862
		5 年 9 月 末 残 高	5,299,935,946
		5 年 12 月 末 残 高	4,656,078,084

第4表 高速鉄道事業会計の現金保管状況

（単位 金額：円）

（令和5年12月31日現在）

帳 簿 残 高		現 金 ・ 預 金 在 高	
種 別	金 額	種 別	金 額
現 金	245,486,724	現 金	245,486,724
		両 替 釣 銭 用 現 金	210,568,000
		小 口 現 金	34,918,724
		手 許 現 金	0
預 金	4,410,591,360	預 金	4,410,591,360
		出 納 取 扱 金 融 機 関 金	4,410,591,360
合 計	4,656,078,084	合 計	4,656,078,084

第5表 交通事業基金現金収支表(令和5年10月~12月分)

(単位 金額:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
1 他 会 計 貸 付 金 返 還	1,500,000,000	1 他 会 計 貸 付 金	1,500,000,000
合 計	1,500,000,000	合 計	1,500,000,000
		収 支 差 引	0
		5 年 9 月 末 残 高	1,036,281,579
		5 年 12 月 末 残 高	1,036,281,579

第6表 交通事業基金の現金保管状況

(単位 金額:円)

(令和5年12月31日現在)

帳 簿 残 高		現 金 ・ 預 金 在 高	
種 別	金 額	種 別	金 額
預 金	1,036,281,579	預 金	1,036,281,579
		出 納 取 扱 金 融 機 関 別 段 預 金	1,036,281,579
合 計	1,036,281,579	合 計	1,036,281,579

第7表 水道事業会計現金等収支表(令和5年10月~12月分)

(単位 金額:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
(現 預 金)			
1 事 業 収 益	8,061,349,357	1 事 業 費 用	5,032,562,569
2 工 事 負 担 金	31,367,987	2 建 設 改 良 費	2,846,229,244
3 補 助 金	14,088,000	3 貯 蔵 品	4,143,480
4 前 受 金	204,921,380	4 預 り 金 返 還 金	4,592,710,178
5 預 り 金	4,524,323,224	5 還 付 金	30,679,187
6 仮 受 金	9,864,889	6 前 払 金	1,802,195,700
7 未 収 金	5,473,042	7 仮 払 金	995,188,066
8 戻 入 金	603,974,340	8 未 払 金	18,212,010
9 有 価 証 券	399,900,000	9 基 金	28,574,009
10 基 金 利 息	8,155,449	10 そ の 他	54,119
11 固 定 資 産 売 却 代	646,230,261		
12 繰 入 金	4,503,500		
13 そ の 他	101,821		
小 計	14,514,253,250	小 計	15,350,548,562
(債 券)			
投 資 有 価 証 券 購 入	0	有 価 証 券 償 還	399,900,000
合 計	14,514,253,250	合 計	15,750,448,562
		収 支 差 引	△ 1,236,195,312
		5 年 9 月 末 残 高	22,373,488,514
		5 年 12 月 末 残 高	21,137,293,202

※各月末残高には投資有価証券、コーラブル預金を含む。

第8表 水道事業会計の現金等保管状況

(単位 金額：円)

(令和5年12月31日現在)

帳簿残高		現金・預金在高	
種別	金額	種別	金額
現金	600,000	現金	600,000
		小口現金	600,000
預金	6,047,686,078	預金	6,047,686,078
		総括出納取扱金融機関 別段預金	5,197,523,198
		出納取扱金融機関 別段預金	29,159,203
		収納取扱金融機関 別段預金	556,026,003
		譲渡性預金	0
		大口定期預金	0
		普通預金	264,977,674
小計	6,048,286,078	小計	6,048,286,078
投資有価証券	14,089,007,124	長期有価証券	14,089,007,124
その他投資(コーラブル預金)	1,000,000,000	コーラブル預金	1,000,000,000
合計	21,137,293,202	合計	21,137,293,202

第9表 水道事業基金現金等収支表(令和5年10月~12月分)

(単位 金額:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
(現 預 金)			
1 積 立	28,574,009	1 処 分	0
2 投 資 有 価 証 券 金 償 還	699,960,000	2 長 期 有 価 証 券 購 入	0
小 計	728,534,009	小 計	0
(債 券)			
投 資 有 価 証 券 購 入	0	投 資 有 価 証 券 償 還	699,960,000
合 計	728,534,009	合 計	699,960,000
		収 支 差 引	28,574,009
		5 年 9 月 末 残 高	16,032,132,579
		5 年 12 月 末 残 高	16,060,706,588

※各月末残高には投資有価証券を含む。

第10表 水道事業基金の現金等保管状況

(単位 金額:円)

(令和5年12月31日現在)

帳 簿 残 高		現 金 ・ 預 金 在 高	
種 別	金 額	種 別	金 額
預 金	9,562,518,588	預 金	9,562,518,588
		総 括 出 納 取 扱 金 融 機 関 別 段 預 金	9,562,518,588
		譲 渡 性 預 金	0
		大 口 定 期 預 金	0
小 計	9,562,518,588	小 計	9,562,518,588
投 資 有 価 証 券	6,498,188,000	長 期 有 価 証 券	6,498,188,000
合 計	16,060,706,588	合 計	16,060,706,588

第11表 工業用水道事業会計現金等収支表(令和5年10月～12月分)

(単位 金額：円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
(現 預 金)			
1 事 業 収 益	462,821,540	1 事 業 費 用	104,771,234
2 補 助 金	624,000	2 建 設 改 良 費	50,196,538
3 前 受 金	1,817,000	3 預 り 金 返 還 金	12,224,956
4 預 り 金	12,976,806	4 前 払 金	2,000,000
5 戻 入 金	68,872,151	5 仮 払 金	122,172,980
6 そ の 他	2,057,165		
小 計	549,168,662	小 計	291,365,708
(債 券)			
投資有価証券購入	0	有価証券償還	0
合 計	549,168,662	合 計	291,365,708
		収 支 差 引	257,802,954
		5 年 9 月 末 残 高	1,451,423,082
		5 年 12 月 末 残 高	1,709,226,036

※各月末残高には投資有価証券、コーラブル預金を含む。

第12表 工業用水道事業会計の現金等保管状況

(単位 金額：円)

(令和5年12月31日現在)

帳 簿 残 高		現 金 ・ 預 金 在 高	
種 別	金 額	種 別	金 額
現 金	20,000	現 金	20,000
		小 口 現 金	20,000
預 金	1,609,206,036	預 金	1,609,206,036
		総括出納取扱金融機関 別 段 預 金	1,578,663,716
		出納取扱金融機関 別 段 預 金	0
		収納取扱金融機関 別 段 預 金	408,298
		譲 渡 性 預 金	0
		大 口 定 期 預 金	0
		普 通 預 金	30,134,022
小 計	1,609,226,036	小 計	1,609,226,036
投資有価証券	0	長 期 有 価 証 券	0
その他投資(コーラブル預金)	100,000,000	コ ー ラ ブ ル 預 金	100,000,000
合 計	1,709,226,036	合 計	1,709,226,036